

# 平成22年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成23年9月20日 開会 10時00分 散会 16時47分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出 席 者

① 委員 (16名)

1 小林純文	2 寺林俊幸	3 東口隆弘	4 藤谷謹至	5 小島智恵
6 岡本眞利子	7 藤原 孟	10 谷口和弥	11 芳滝 仁	12 田口廣之
13 前川雅志	14 成田年雄	15 中橋友子	16 野原恵子	17 増田武夫
19 千葉幹雄				

② 委員長 牧野茂敏

③ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
議 長 古川 稔	教 育 長 金子 隆
代表監査委員 柏本和成	監 査 委 員 斉藤喜志雄
会計管理者 新屋敷清志	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義	民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親	総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 伊藤博明	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 湯佐茂雄	監査委員事務局長 鎌田光洋
会 計 課 長 森 広幸	町 民 課 長 川瀬俊彦
税 務 課 長 姉崎二三男	土 木 課 長 角田和彦
都 市 計 画 課 長 田井啓一	農 林 課 長 菅野勇次
こ ど も 課 長 森 範康	福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 境谷美智子	保 健 福 祉 課 長 原田雅則
経 済 建 設 課 長 細澤正典	商 工 観 光 課 長 八代芳雄
土 地 改 良 課 長 所 拓行	経 済 部 参 事 須田明彦
農業委員会事務局長 野坂正美	施 設 課 長 澤部紀博
学 校 教 育 課 長 羽磨知成	生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
学校給食センター所長 稲田和博	

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 遅 参 8 乾 邦廣

5 審査事件 平成22年度幕別町一般会計ほか10会計決算認定

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

# 議 事 の 経 過

(平成23年9月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長（牧野茂敏） おはようございます。

ただいまより、平成22年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し評価するという極めて重要な意味を持っております。

来年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆様の特段のご協力をよろしくお願いをいたします。

ここで、審査の方法についてご確認をさせていただきます。

初めに、決算にかかわります資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。

また、特別会計の審査につきましては、各会計ごとに歳入歳出一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆様に申し上げます。

質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成22年度幕別町一般会計決算認定から認定第11号、平成22年度幕別町水道事業会計決算認定までの11議件を一括議題といたします。

最初に、平成22年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 初めに、お手元に配付いたしております決算資料に基づきまして、平成22年度の概要についてご説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

まず、第1表、平成22年度の決算状況についてであります。

初めに、歳入ですけれども、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は平成22年度につきましては143億6,666万円となりまして、前年比では4.8%の減となっております。

一方、特別会計の決算額は69億696万円で、前年比8.0%の減となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は212億7,362万円でありまして、前年度と比較しまして、額で13億2,026万4,000円の減、率では5.8%の減となっております。

次に、歳出ですが、一般会計の平成22年度決算額は141億3,325万3,000円で、前年度と比較しまして4.7%の減であります。

特別会計決算額は67億7,223万5,000円で、前年比8.6%の減となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳出の合計は209億548万8,000円でありまして、前年比13億3,189万7,000円の減、率にしますと6.0%の減となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります。10ページをごらんいただきたいと思います。

10ページ、第8表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、九つの特別会計の決算額等をそれぞれ載せておりますが、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますよ

うに、67億7,223万5,000円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をいたしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきましてご説明をさせていただきます。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして6,639万9,000円の減、率にいたしまして2.1%の減となっております。

保険給付費、いわゆる医療費の減が主な要因であります。

(2)の老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして762万6,000円の減、率では57.3%の減となっております。

なお、本会計は、健康保険法等の一部を改正する法律により、後期高齢者医療特別会計へ移行することにより、平成22年度末をもって廃止となります。

(3)後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、次のページになりますが、前年度と比較しますと1,741万1,000円の増、率では6.6%の増となっております。

主な歳出は、医療費に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(4)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと7,978万3,000円の増、伸び率5.0%であります。これは主に地域密着型介護サービス給付費の増などに伴う保険給付費の増となっております。

(5)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして8,489万7,000円の減、率にしまして17.8%の減であります。

減額の主な要因といたしましては、給水管布設工事などが減ったことによるものであります。

(6)公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較しますと5億6,568万3,000円の減、率にして33.5%の減となっております。

これは、主には借りかえに伴う起債償還元金の減によるものであります。

(7)の公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして1,796万4,000円、率にして50.8%の減となっております。

なお、本会計につきましては、事業が完了したことから、平成22年度末をもって廃止となっております。

次のページになります。

(8)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,527万5,000円の増、率にいたしまして10.3%の増で、主には整備工事費の増であります。

(9)農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,099万6,000円の減、率にいたしまして14.2%の減であります。これは忠類地域のみのもので、公債費の減が主な要因であります。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、平成22年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から4行目をご覧ください。

歳入歳出決算額の差し引き額ということになりますが、2億3,340万7,000円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

歳入総額143億6,666万円に対し、歳出総額は141億3,325万3,000円であり、歳入歳出差し引き額2億3,340万7,000円の歳計剰余金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許にかかわる繰越財源が8,347万8,000円ありますので、その額を差し引いた残り1億4,992万9,000円が平成22年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に8,000万円を積み立ていたしましたので、残りの6,992万9,000円が翌年度への繰越金となるものであります。

次に、歳入であります。3ページをごらんいただきたいと思います。

第3表、一般会計歳入決算額に1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますが、C欄の収入済額の計欄にありますように143億6,666万円が平成22年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1 款の町税、13 款の分担金及び負担金、14 款の使用料及び手数料、21 款諸収入にありますが、これを合計いたしまして 3,573 万 8,000 円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で 2 億 4,852 万 6,000 円となっております。

次に、4 ページをごらんいただきたいと思いますが、4 ページには、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で 45.6%、以下、町税では 17.6%、国庫支出金が 8.5%、町債が 7.4% などといった構成になっております。

次に、その下の第 4 表、財源の構成比と伸び率をごらんいただきたいと思いますが、主なものにつきまして平成 21 年度の決算と比較した伸び率でご説明を申し上げます。

1 款の町税では、前年比 1.4% の増ということになっております。

主な内訳につきましては、町民税の個人所得が若干の減額になったものの、町民税の法人が企業の業績回復傾向により増加したことや、固定資産税の新築家屋分が増加したことにより、町税全体では 1.4% の増となっております。

次に、11 款の地方交付税は、前年比 10.7% の増、額で申し上げますと 6 億 3,203 万 7,000 円の増となっております。

これは、新たに措置された雇用対策・地域資源活用臨時特例費や公債費などの増により、増額されたことが主な要因であります。

15 款の国庫支出金は、前年比 39.6% の減、額にして 8 億 268 万円の減。

これは、国の景気浮揚策に伴う各種交付金や、前年度は定額給付金などがありまして、これらの減などによるものが主なものであります。

16 款の道支出金につきましては、前年比 31.3% の減、額にして 3 億 9,792 万 8,000 円の減となっておりますが、これは強い農業づくり道補助金などが減ったことによるものであります。

19 款繰入金につきましては、前年比 96.0% の減、額にして 2 億 6,267 万 8,000 円の減であります。これは財源調整のための財政調整基金からの繰り入れが大幅に減ったことなどによるものであります。

22 款の町債につきましては、前年比 11.7% の増、額にして 1 億 1,208 万 7,000 円の増となっておりますが、これは交付税の振替措置による臨時財政対策債の増が主な要因であります。

以上、主なものについて申し上げましたが、これらの内訳等の説明につきましては、前のページの 3 ページの①町税から 5 ページの⑥町債まで記載してありますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5 ページからになります。第 5 表、平成 22 年度目的別歳出決算を掲載しております。

6 ページになります。

1 款議会費から 14 款災害復旧費まで、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B 欄支出済額の一覧下の欄にありますように 141 億 3,325 万 3,000 円です。

この中で構成比が最も高いのは 11 款公債費の 18.3% で、額では 25 億 8,088 万円、続いて 3 款民生費の 17.8%、3 番目が職員費の 14.5%、以下、4 番目が総務費、5 番目が土木費という順番になっております。

次に、7 ページをお開きください。

7 ページ下段に、第 6 表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 の人件費が前年度との比較では 0.5% の増であります。職員数は減っているものの、共済費の増が要因であります。

このうち職員給につきましては、3.9% の減となっております。

なお、ここには載せておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成 20 年度 97.4、平成 21 年度 97.8、平成 22 年度につきましては 97.7 となっております。

次に、4 番の扶助費であります。前年比 37.3% と大幅な増であります。

子ども手当などの増が要因であります。

5 の補助費等は、額にいたしまして前年比 11 億 8,751 万 9,000 円、率で 43.5% の大幅な減となっておりますが、これは主な要因としては、定額給付金などの減によるものであります。

6、公債費は、前年比 2 億 1,231 万円、率にして 7.6% の減であります。これは過去の繰上償還などにより公債費が減ったものであります。

7、積立金は、前年比4億2,193万9,000円の増と大幅に増額になっておりますが、これは財政調整基金や減債基金への積み立てが大きかったことによるものであります。

次に、10の投資的経費であります。1.0%の減、額にいたしまして2,137万9,000円の減となっております。

内訳としましては、普通建設事業費の補助事業費が1億3,158万円の増、これは国の景気浮揚策としての補正予算に伴う公共投資臨時交付金事業などが実施されたことが大きな要因であります。

単独事業では、1億4,307万1,000円の減であります。平成21年度の決算は平成20年からの繰り越しがあったためと、あわせて平成21年の国の臨時交付金による事業費が大きかったことにより、本決算年度の平成22年度は減になったものであります。

また、災害復旧費につきましては、平成21年7月の大雨による災害復旧事業が大きかったことにより、これも本決算年度が減になったものであります。

以上が一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成22年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金につきましては、別冊になりますので、お手数ですが、一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、260ページに掲載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

上段の表、3、基金の表であります。それぞれ一番右側の額が平成22年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っております。現金が38億9,438万2,000円、土地が1億9,749万円となっております。

これを合算しました基金総額であります。40億9,187万2,000円で、前年度と比較いたしまして5億733万5,000円の増ということになっております。

また、下の表、4、その他に備荒資金組合への納付金の表を載せておりますので、ご参照していただければと思っております。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました平成22年度の決算剰余金からの積立金、財政調整基金に8,000万円につきましては、この残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成23年度の予算におきまして、財政調整基金のほうから2億円、それから地方債の償還財源としての減債基金から1,023万8,000円など、総額にして2億1,000万円ほど取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

次にまた、資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。

次は、資料の13ページをお開きいただきたいと思っております。

13ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況として各種指数等をあらわした表がありますが、表の下から3行目に財政力指数、次に起債制限比率及び実質公債費比率を掲載しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

まず、財政力指数ですが、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになるわけですが、本町の財政力指数につきましては、平成20年度は0.334、平成21年度0.342、平成22年度0.326となりまして、ほぼ横ばいの状況であります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。これは平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち公債費に充当される繰出金や、一部事務組合への負担金のうち公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりますと、18.0以上25.0未満が起債発行に対し許可制となり、25.0以上になりますと起債発行において制限を受けることとなります。

平成22年度の本町の実質公債費比率は21.3%となり、前年度より2.0ポイント下がったところであります。

これらの対応策といたしましては、起債借入れの抑制や借りかえ、繰上償還の実施、また借入れをする場合には、できるだけ交付税措置がされる優良な起債の借入れを行い、さらには税などの自主財源の確保に万全を期すことが必要となるものであります。

次に、17ページをお開きください。

17ページには、第12表、地方債の状況であります。ただいま申し上げました地方債の残高が一覧表となっております。

表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の総残高となりますが、差し引き現在高194億5,532万3,000円であります。

なお、この表は公営企業会計分を除いた普通会計分の数値になっております。

次に、18ページの(2)につきまして、この地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載した表であります。

左の利率別内訳という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しておりますが、一番右の欄の5%超の現行計につきましては、合計が2,091万8,000円で、構成比にいたしますと全体の0.1%ということになります。

したがって、残りの99.9%が金利5%以下の借入利率ということになっております。

これは、過去に行った高利率の銀行縁故債の繰上償還、あるいは近年の低金利による影響であると分析をしているところであります。

なお、平成22年度、起債借入利率は銀行縁故債の20年以下償還のもので1.56%となっております。

次に19ページ、ごらんいただきたいと思いますが、第13表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思っております。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となるものであります。

23年度以降、支出予定額欄であります。うち一般財源というところで債務負担の合計額が15億1,157万3,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち(1)の建造物の購入にかかわる債務負担といたしましては、教員住宅があります。

(2)のその他の物件は、公社貸付牛にかかわる債務負担であります。

なお、一番大きなものは、3番、その他にあります15億8,241万5,000円ですが、これは公団営や国営などの土地改良事業にかかわる償還金の債務負担が主なものであります。

このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給などの債務負担行為が、これらの数字に含まれております。

これにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では債務負担の取り扱いについて十分留意していかなければならないものと考えているところであります。

次に、20ページでありますけれども、20ページでは、第14表といたしまして、各款における節ごとの決算額を載せてあります。

次に、21ページになりますが、第15表ですが、団体等に対する各種負担金・補助金・交付金の一覧表といたしまして、次の22ページまで款ごとに載せてございます。

次に、23ページからは、最近5カ年間における款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ33ページまで掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

それから、34ページから以降になりますが、こちらは平成22年度の主要な施策の成果としてまとめております。

35ページの議会活動の項目以降、最終の149ページまで、各項目にわたりまして主な施策につきまして具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長(牧野茂敏) 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたしたいと思っております。ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) ないようですので、これより認定第1号、平成22年度幕別町一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 1款議会費につきましてご説明申し上げます。

決算書の86ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、予算現額7,730万1,000円に対しまして、支出済額7,677万3,718円であります。

議員報酬ほか、議会だより印刷費、会議録作成委託料等、各種議会運営にかかわる経費であります。

なお、議会活動内容につきましては、先ほどの説明をさせていただきました決算資料の35ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 1款議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

88ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額17億4,013万2,000円に対しまして、支出済額14億9,027万9,982円であります。

なお、繰越明許費として、きめ細かな交付金事業など1億7,505万5,000円を翌年度へ繰り越しております。

1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金は、事務補助の臨時職員などにかかわる費用であります。

11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料ほか、広報配送委託料などであります。

次のページになります。

細節10、例規管理システム保守委託料は、条例、規則などの改廃作業のためのパソコンシステムの保守委託料であります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成22年度は7件であります。

14節使用料及び賃借料、主なものは複写機借上料ですが、そのほか各種借上料などとなっております。

2目広報広聴費につきましては、11節需用費、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

3目財政管理費、本目の主なものは11節需用費の印刷製本費で、これは予算書の印刷製本費であります。

4目会計管理費は、出納室にかかわる経費であります。次のページをお開きください。

11節需用費は、決算書の印刷製本費、12節役務費の細節15、派出業務取扱手数料、これは役場庁舎2階出納室にある北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

次に、5目一般財産管理費、本目は主に中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11節需用費、細節40の修繕料につきましては、庁舎などの補修が主なものであります。

13節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

15節工事請負費は、次のページになりますが、細節3、旧十勝愛育園、これはコンクリートブロックづくり365平米であります。この解体工事が主なものであります。

17節の細節2、公共施設用地購入につきましては、土地開発公社所有地などを購入したものであります。

23節償還金利子及び割引料は、忠類あおぞら団地内の宅地562平方メートルを買い戻したものであります。

28節の繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金で、これは札内9号南通用地取得事業の起債償還元金利子に対する繰出金であります。

次に、6目近隣センター管理費、本目は40カ所の近隣センターと6カ所のコミセンの管理運営にかかわる経費であります。

13節の委託料では、主にコミセンにかかわる管理、警備の委託料であります。次のページになりますが、18節備品購入費は、細節1の管理用備品の中で、近隣センター用ストーブの購入が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3、近隣センター運営交付金は、40カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

次に、7目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両24台及び町長公用車にかかわる車両維持管理費用であります。

主なものにつきましては、11 節需用費の燃料費や修繕料、12 節役務費、自動車損害保険料などであり  
ます。

18 節備品購入費は、集中管理の公用車 2 台を購入したものであります。

次に、8 目町営バス運行費、本目は幕別一駒島間運行にかかわる費用で、13 節町営バス運行委託料が  
主なものであります。

9 目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15 節、細節 1 の町有林整備工事につきましては、下  
草刈り 98.01 ヘクタール、除間伐 37.21 ヘクタールなどを実施いたしております。

次に、10 目の町有林造成費ですが、本目は町有林の造成にかかわる費用でありますけれども、次のペ  
ージになります 15 節工事請負費、細節 1、開伐工事につきましては 16.00 ヘクタール、細節 2、造成  
工事は植栽が 19.15 ヘクタール、地ごしらえ 17.80 ヘクタールを実施いたしております。

次に、11 目企画費、本目は企画室にかかわるもので、13 節委託料は役場庁舎の耐震状況を調査する  
ため委託したものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3、十勝圏活性化推進期成会負担金、細節 5、十勝圏複合事務組  
合負担金など広域行政に関連する経費、それから細節 9、手づくりのまち推進委員会への交付金、それ  
から細節 10 は国際パークゴルフ協会に対する交付金などが主なものであります。

12 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所にかかわる費用で、7 節賃金は各出張所  
にかかわる臨時職員の賃金、そのほか事務用経費が主なものとなっております。

次のページになります。

13 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修にかかわるもので、9 節旅費は職員研修計画に基づ  
く各種研修旅費で、本年度は延べ 276 人が研修に参加、12 節役務費は職員健康管理のための各種健康診  
断手数料などが主なものであります。

13 節委託料は、主にはメンタルヘルスにかかわる委託研修を実施したもので、55 人が参加したとこ  
ろであります。

14 目公平委員会費、本目は公平委員会開催にかかわる経費であります。公平委員 3 名にかかわる報  
酬及び費用弁償であります。

次に、15 目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策にかかわる費用で、1 節報酬の  
交通安全指導員にかかわる経費、7 節賃金の交通安全推進員の設置費用や、11 節需用費になりますが、  
次のページになります 細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料は、細節 6、防災行政無線保守点検委託料で、忠類地区の防災行政無線にかかわるものが  
主なものであります。

15 節工事請負費では、防犯灯の新設 14 灯、器具の更新 18 灯など、防犯灯の整備に要した費用であり  
ます。

16 目諸費、本目は公区運営関係経費や各種負担金及び補助で、ほかの科目に属さない経費の支出科目  
であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費では、功労者への記念品など、次のページになりますが、15 節工事請負費は、自然災害な  
どの緊急事態が発生した場合の情報を瞬時に受信する設備を、国の交付金を受けて整備したものであり  
ます。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3、十勝町村会に対する負担金、細節 10 は江陵高校の運営に  
対する補助金、細節 11 は地方バス路線維持に対する補助金、それから細節 12 は幕別高校振興会に対す  
る補助金などであります。

22 節補償補填及び賠償金は、町道での物損事故による賠償金が主なものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金としまして 60 株を取得しまして、幕別町の持ち  
株総数は 695 株となりまして、全体の 43.44%の保有率となっております。

次に、17 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立  
てをしたものであります。

なお、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明申し上げましたとおり、本決算書の 260 ページに掲載  
しているとおりであります。

次に、18 目電算管理費、本目は電算処理業務にかかわるものであります。

11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、次のページですが、細節 10 はパソ



コンネットワークの運用を民間会社に委託したものであります。

14 節は、光ファイバー用設備を架設してある電柱などの借上料であります。

次に、19 目協働のまちづくり支援費であります。1 節報酬の細節 1、公区長報酬 112 人とありますが、平成 22 年 4 月 1 日より、桂町第 1 公区が桂町第 1 と桂町第 3 に分割されたため、現在は 113 公区となっております。そのため、113 公区にかかわる公区長報酬や公区運営交付金、それから協働のまちづくり支援事業にかかわる交付金が、本目では主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3、113 公区に対する運営交付金、細節 4 は、協働のまちづくり支援事業として、延べ 183 件に交付金として支出されたものであります。

20 節扶助費の公区活動見舞金については、公区活動中に発生したけがなどに対する見舞金 1 件であります。

次に、20 目総合支所費であります。1 節報酬は忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬、7 節賃金は事務補助のための臨時職員賃金、そのほか住民の相談業務、各種届け出事務等にかかわる費用、それから庁舎の管理運営に係る費用が主なものであります。

次のページになります。

21 目地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業費であります。これは平成 21 年度の国の補正予算により、地球温暖化や少子高齢化への対応のための交付金による事業予算であります。

なお、前年から繰り越されたものでありますけれども、近隣センターの改修工事ほかを実施したものであります。

工事の内容につきましては、決算資料の 50 ページに掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

次に、22 目地域活性化・公共投資臨時交付金事業費であります。これも前段と同様、平成 21 年度の国の補正予算に伴うもので、前年度から繰り越しされたものであります。

地域における公共投資を円滑に実施するための交付金事業であります。

札内北小学校グラウンド整備ほかを実施いたしました。詳細につきましては、これも決算資料の 50 ページをご参照願いたいと思っております。

23 目地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費、この目も同様に、国の補正予算に伴い、前年度から繰り越されたものであります。

地域活性化のためのきめ細かなインフラ整備を実施することへの交付金事業費であります。

本目においては、13 節のへき地保育所等遊具改修事業ほか 2 件の実施設計委託料や、次のページになりますが、15 節では近隣センター改修事業ほか 14 件の工事を実施したものであります。

なお、工事などの詳細については、決算資料の 51 ページをご参照いただきたいと思っております。

次に、24 目きめ細かな交付金事業費、この目は平成 22 年度の国の補正予算に伴うもので、地域活性化のための交付金事業であります。

本目の大部分の予算は、平成 23 年度に繰り越しされておりますが、本決算年度で執行されたものは、13 節委託料で道路事業の調査設計が 2 本、15 節工事請負費では近隣センター改修工事ほか 5 件の工事、それから 18 節では近隣センター等の暖房機器購入ほか 7 件の備品購入であります。

これも、なお詳細につきましては、決算資料の 52、53 ページに記載してありますので、ご参照いただければと思っております。

次に、112 ページになります。

25 目住民生活に光をそそぐ交付金事業費、この目も平成 22 年度の国の補正予算に伴うもので、今まで光が十分に当たってこなかったものに対して事業を実施することにより地域づくりを進めるものでありまして、主には 18 節備品購入費の各種図書資料の購入などであります。

これもなお、決算の詳細及び次年度への繰越分につきましては、資料の 53 ページをごらんいただきたいと思っております。

次に、26 目近隣センター建設事業費、この目は、青葉町近隣センターの建てかえ事業費であります。

現近隣センターは昭和 53 年建築で、老朽化のため解体し、今回、北海道からの補助金を受けて木造 199.98 平方メートルの建物を建設するものであります。予算は平成 23 年度に繰り越されたため、本決算年度での支出はありません。

なお、完成工期は平成 24 年 1 月を予定しているところであります。

続きまして、2 項徴税費、予算現額 4,409 万 6,000 円に対しまして、支出済額 4,169 万 3,795 円であります。

1 目の税務総務費、本目は7 節税金の賦課事務にかかわる臨時職員賃金や事務用経費が主なものであります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金の細節4、十勝圏複合事務組合については、滞納整理機構の管理運営にかかわる幕別町の負担分であります。

細節11、地方税電子化協議会運用関係費負担金につきましては、地方税の電子申告システムにかかわる運用及び維持管理に要する経費につきまして、本町の負担分であります。

次に、2 目賦課徴収費、本目は賦課徴収にかかわる費用で、12 節、細節19、コンビニ収納手数料につきましては、平成18 年度から税、使用料をコンビニエンスストアで納付できることとしたところありますが、平成22 年度の実績は2 万2,010 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

細節23、電子申告審査システム利用料は、平成20 年度からであります、税金の申告をパソコンで受けた者に対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など、合計で4,457 件の受け付けを行ったところであります。

13 節委託料では、細節7、収納管理システム保守点検委託料、細節9は3 年に一度の評価がえの前年度におきます不動産鑑定委託であります。

細節11、国税連携システム導入委託料は、平成23 年1 月から供用開始をした国税とのデータ連携を行うためのシステム導入委託料であります。

18 節備品購入費は、収納管理システムの導入にかかわる経費の支出であります、これは滞納者データの一元管理を行うシステムの更新に伴うものであります。

次のページになります。

23 節は、過誤納還付金であります。

続きまして、3 項戸籍住民登録費、予算現額1,157 万9,000 円に対しまして、支出済額939 万7,083 円であります。

1 目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務にかかわる経費であります。

13 節委託料は、細節5、住基ネットワークシステム保守点検や、細節8、戸籍電算システム保守点検などが主なものであります。

14 節使用料及び賃借料は、住基ネットや戸籍総合システムの使用料等であります。

18 節備品購入費は、細節5、公的個人認証機器が主なものでありますが、これは住基カードに個人認証のデータを付すための設備機器であります。

続きまして、4 項選挙費、予算現額1,856 万4,000 円に対しまして、支出済額1,810 万1,326 円であります。

1 目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員の報酬ほか選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

次のページになります。

2 目参議院議員選挙費、本目は平成22 年7 月11 日執行の参議院議員通常選挙のポスター掲示場設置経費など、投開票事務にかかわる各種執行経費であります。

次のページになります。

18 節備品購入費は、投票用紙枚数計算機を5 台購入したものであります。

次に、3 目知事道議選挙費、本目は本年4 月10 日執行の知事・道議選挙の投開票事務にかかわる各種執行経費であります。

なお、本年4 月1 日以降の経費支出分については、平成23 年度予算の中で執行されるものであります。

続きまして、5 項統計調査費、予算現額1,341 万2,000 円に対しまして、支出済額1,324 万7,620 円であります。

1 目統計調査費、本目は1 節報酬の細節2、国勢調査員報酬が主なものでありますが、この決算年度におきましては、5 年に1 回の国勢調査にかかわる事務用経費が主なものであります。

次のページになります。

6 項監査委員費、予算現額254 万6,000 円に対しまして、支出済額239 万9,550 円であります。

1 目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務にかかわる経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わったところですが、この際、11時5分まで休憩をいたします。

10:50 休憩

11:05 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2款総務費の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質問のある方。

増田委員。

○17番（増田武夫） 100ページにかかわって、交通防災費にかかわることについて3点ほどお伺いしたいと思います。

一つは、東日本大震災を経て、地域の自主防災組織の重要性が改めて認識されているところでありませぬけれども、平成22年度、自主防災組織の結成に向けてどんな努力がされてきたのか、そうした自主防災組織、積極的にいろいろな活動している組織もあるようでありませぬけれども、町としてどんな援助をやっているのか、またこれからその組織の結成に向けてどうした努力をされていこうとしているか、伺いたいのが1点であります。

それからもう一点は、先ごろ、大雨で、音更などでは堤防の崩壊などが起こったようでありませぬけれども、あのときも町内をいろいろ見せていただいたわけでありませぬけれども、一つは、お聞きしますと、途別川の底ざらえが過去もされてきたようでありませぬけれども、途別川、道や国の管理になっているようでありませぬが、この底ざらえの関係は定期的にしっかりとやっていく必要があると思ひませぬけれども、いつやられたままなのか、これからどんな形になっていこうとするのか、道や国に対する働きかけなどについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

もう一点は、住民の方からよく要望として寄せられるのでありませぬが、国道38号線の止若橋が耐久性があるのか、またしっかりと、あの地点での渋滞なども起こっているようでありませぬけれども、拡幅でありませぬとか、そういうことをすべきではないかという声がよく寄せられるのでありませぬけれども、その関係の国に対する働きかけはどのようになっているか、その3点についてお伺ひします。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 私のほうから、第1点目についてご答弁させていただきたいと思ひます。

防災ということで申しますと、まず大切なことは、まずは自分の身は自分で守る、それがまず一番の基本だと思ひます。その次に、自分の身を守ることをやった後には周りの方にも目を配って、そして助け合う、いわゆる共助ということになると思ひませぬけれども、それが2番目に大事なことで、そしてその後には町を含めての公的な機関とか関係機関が、大規模な災害があった場合には、それに対する支援をしていくとか、または対策を立てていくという、そういうようなことが順番としてあるかと思ひます。

今、委員がおっしゃられたように、共助という点におきまして、特にこの地域の皆様方が協力し合って対策に取り組んでいくこと、これ非常に大事なことで思ひます。町としましては、これ地域の中で自主防災組織をつくっていただいて、その中で住民の皆さんがその防災に対する意識をしっかりと持っていただく、これが非常に大切なことで思ひます。

ですから、その組織をつくっていてもいい、そしてそれが実のある組織になるためには、公区長会議を通しまして公区長の方に、そういう組織をしっかりとつくっていただきたい、そしてできれば防災にかかわるその地域での訓練、そういうものも実行していただければありがたいというようなことで、これをお願いしております。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 自主防災組織に対します町からの支援ということでありませぬけれども、町では協働のまちづくり支援事業というものを実施しております。

昨年で申し上げますと、決算資料の中でもありますとおり、5件、5公区がこれらを受けまして、実際には防災計画を策定した公区が一つ、それから避難用非常持ち出し袋の整備をされた公区が一つ、それと防災訓練を実施された公区が3公区ございました。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 途別川の改修関係のご質問でございますけれども、ちょっと私の記憶では定かではないのでありませぬけれども、まず、十勝川から鉄橋の部分までについては国が管理していると。開発局で

す。それから、根室本線の鉄橋から上流側が北海道で管理している部分でありまして、鉄橋から下流側、国で管理している部分については、もう 10 年以上前に床ざらえをやったはずですが、ちょっといつやったかは記憶が定かではありません。

それから、上流側につきましても、道が随時、上流のほうに向かって河川改修を行っておりまして、かなり幕別町部分については改修がほぼ終わっているような形で、上流まで進んでいるはずでございます。

あと、近年、千代田新水路ができてまして、途別川については千代田の堰堤でどうしても水位を上げていますものから、大雨になると途別川を水がさかのぼるような形で水位が高くなるという状況であったわけなのですが、千代田新水路のゲートを洪水時に倒すということで、そういった洪水の心配もやや下がっているというふうにお伺いしております。

あと、維持管理につきましては、河川管理者、国及び道が土砂の堆積状況を見て、必要であれば床ざらえを行うというふうを考えております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 都市計画課長。

○都市計画課長（田井啓一） 止若橋の関係でございますが、過去に阪神大震災等がございまして、橋梁の耐震基準が見直されているということがございまして、その見直した基準に基づいて止若橋につきましては耐震基準の改修はなされているというふうにお聞きをしております。

また、昨年度、北海道開発局におきまして、全道の国道の危険箇所の調査を行っております。その危険箇所の認定といたしまして、止若橋は対象となっております。交通安全上、危険箇所ということでございますが、その関係につきましては、現在、帯広開発建設部で管内の危険箇所の状況、その原因などの調査を現在行っておりまして、その結果について、結果が出ましたら教えていただけるというふうな段取りになっておりまして、その後においてどういった改修をしていくのかという計画が立てられているのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 自主防災組織の関係でありますけれども、いろいろ公区長、その他のお話など聞きましても、自主防災組織の結成の依頼はあるけれども、それよりも踏み込んだいろいろな援助、手だてが足りないのではないかと。6 月の一般質問のときも、全体の 13% ぐらいが自主防災組織が結成されているということの答弁をいただいたのですが、13 公区で今できているということでもありますけれども、そうした点でもう少し具体的な組織に対する援助でありますとか、結成時ももちろんそうでもありますけれども、もう少し具体的な援助をする必要があるのではないかと。もう一度答弁をしていただきたいと思います。

また、途別川の問題でありますとか、止若橋の防災、耐震強度の問題、それから拡幅の問題などについても、住民の防災という面からも、これからも積極的に道や国に働きかけを強めていただきたいと思います。

自主防災組織についての答弁をお願いします。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 自主防災組織をさらに多くしていく、この点についての手だてなのですが、町としましては、先ほど言いましたように、公区長会議等でそのことはお願いしております。そのときに、具体的には防災組織をどのように組織していくのか、そのマニュアルについては紙媒体でお配りして、ことしで言えば約 40 部ほど用意しましたけれども、それは全部持っていただきました。それとさらに、追加の要望もありまして、それらの追加で必要な公区にはお配りいたしました。

それと、自主防災組織をつくるには、組織のあり方だとか、またその規約、そしてどのように進めていくのか、いろいろなことを定めるわけでもありますけれども、それにつきましても、なかなかつくるのが大変だという場合につきましては、町のほうで電子媒体でもその一つの見本をつくっておりますので、そういうものを提供いたしまして、なるべく公区の皆さんには手間暇かからない形でつくっていただけるような形での協力はさせていただいております。

それと、なるべく私のほうでは組織立てしていくことも大切なことですし、それと公区の皆さんが意識をしっかり持っていただくことも大切だと思っております。それで、公区のほうで、例えば防災訓練をしてくれるということでありましたら、なるべく町としては、私も含めまして、職員がその訓練のときには参加するようにしております。そして、必要があればいろいろと公区の方と情報交換をしたり、

また町のほうで備蓄米を5,000食ほど持っておりますが、それが大体5年で期限が切れますので、その期限切れに近づいたものにつきまして、その参加者にお配りをして、いざというときにはこういうような備蓄品もありますよ、非常食もあります、そういうものを知っていただく、そのようなこともして、なるべくいろいろな情報を提供したり、また組織立てするに当たりまして、町としてできることはやっていっているつもりであります。そして、今後もやっていきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。

野原委員。

○16番（野原恵子） 2点についてお伺いいたします。

99ページ、11目企画費、10節NPO国際パークゴルフ協会の交付金ですが、たしかこれは廃止の方向に行くと同っておりますが、いつまでにこの交付金を支給することになっているのでしょうか。

それと、交付金を交付しているということであれば、収支報告書も示していただくことができるのではないかと思います、その収支報告書も示していただきたいと思っております。

もう一点は、102ページ、16目諸費、8節の報償費の1ですが、平和講演講師謝礼ですが、このときの参加の人数が何人参加されたのか、それとまた町民の感想など寄せられておりましたら、その感想もお聞きしたいと思います。

それと同時に、今後の取り組みといたしまして、今、この平和の問題は本当に国民の関心事でもあります。平和予算として今後も続けまして、町民とともどもその平和の思いを語り継いでいく、そういう企画も必要ではないかと思っております、その点についてお聞きいたします。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 決算書ではNPO国際パークゴルフ協会と表示しておりますけれども、本年3月1日に公益社団法人日本パークゴルフ協会と組織が変更となっておりますが、ここの協会に対する交付金につきましては、国際パークゴルフ大会にかかわる経費の一部を交付しているものでありまして、国際大会の経費が約150万円ほどかかっております。その中から参加費、繰越金を除いた2分の1、50万円を町が、残りの50万円をパークゴルフ協会が負担をしているということであります。

それと、この交付金につきましては、廃止という方向は補助金等の検討委員会の中でも出したことはございません。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 平和講演についてお答えいたします。

この平和講演につきましては、昨年、広島県出身の方で学生時代に広島で被爆した方、原爆に遭われた方で帯広市に在住の方、ちょっと高齢の方なのですけれども、この方をお呼びして講演会を行ったと。あわせて、原爆の写真パネル展を行ったという内容でございますけれども、参加者につきましては、おおよそ30名程度の参加者が、町民の方がいらっしゃってました。

町民の方々の感想ですけれども、特に文書で感想をいただいたわけではないのですけれども、私ども受付で帰るときにお話しした中では、先ほど申し上げましたとおり、原爆のパネル展も行ってましたので、非常に悲惨な状況だと。本当にこういう実態があったのだろうか。また、直接それに被災された方、被爆された方のお話を聞く機会なんてなかったの、いや、本当に驚いたというような感想が非常に多かったかと思っております。

今後についてでございますけれども、実はこの中村さんがかなり高齢の方で、管内ですとか道内で、結構あちこちで講演会を行っているということで、非常に日程がきつくてちょっと大変なのだというご相談も受けたので、また町のほうで1年置きか2年置きかぐらいでお願いできないだろうかということで、前回のときはお話しさせていただいたところでございます。

そのかわりと申し上げたらなんでもございますけれども、町民の方が参加して、千羽ヅルやあと歌ですか、五七五七七とか、そういうようなもので平和に関すること、原爆の悲惨さを伝えるというようなことを今年度、募集したところでございます。それらにつきましては、終戦の日、原爆記念日に合わせまして、広島・長崎の原爆記念館のほうに町のほうでまとめてお送りさせていただいたという経緯がございます。

今後につきましても、同様の活動を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 講演の方法は、体験された方の講演、そういう方も高齢でということですが、町民

の中にも戦争体験ですとか、そういうことをされた方もいらっしゃると思うのです。ですから、そういう方の講演を組織していくことですか、それから町民の中から、今いろいろな短歌ですとか絵画とかということも企画されて、実際に行われているということでしたが、それをきちっと幕別町の中に位置づけて、町民の皆さんに広く見ていただくとか、そういうことも必要ではないかと思うのです。帯広市などでは、子供たちの絵を一堂に集めて戦争の体験とか、そういうものを語り継いでいながら示していくですとか、幕別の町民の方も短歌などもそのところに展示しているですとか、幕別町民の方でもそういうことに非常に思いを寄せている方もいらっしゃると思いますので、町としてもそのような取り組みを行うことが必要ではないかということと、きちんとそこには町の予算も位置づけていくことがそういうものを実施して裏づけになっていくと思いますので、平和予算としてきちっと予算も位置づけていくことが必要ではないかと思ひまして、その点についてお伺いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 野原委員が言われますとおり、私どものほうでもお一人、町内の戦争体験されている方にお話をちょっとさせていただいたことがありまして、どうでしょうか。ちょっと講演していただけないでしょうかという相談をしたこともございます。それらのこともありましたけれども、ただ、やはりその方も高齢で、非常に、ちょっと私、なかなか体力的にもなんていう話がありました。その方だけでなく、野原委員言われましたとおり、戦争体験のある方もいらっしゃると思いますので、今後どういう形になるか、またちょっと検討していきたいと思ひます。

絵についても、ことし、ちょっとどうしようかなと考へたところでございます。今後も町民の方々の思いを絵だとか詩だとか、そういうものに込めて、集めて広島ですとか長崎に送るといふような活動を進めていきたいと思ひております。

予算につきましては、その時々、必要に応じて予算措置するという格好で進めていきたいというふうに考へております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 被災地のほうに、広島とか長崎とか、そういうところに送るといふこともまた大事ですけれども、町として広く町民にそういうものをアピールしていくといふことが必要ではないかといふ質問でした。

また、学校の中でも平和教育がされていると思うのですが、そういう点で子供たちにそういう思いを絵ですとか作文ですとか、そういうものも行うことによつて、平和教育が一步前進すると思うのです。ですから、町独自としてそういう企画をすべきでないかといふことですが、その点はいかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 町独自で町民の方に訴えていくといふことではございますけれども、今年度、実は先ほど申し上げました折りヅルを折ると。折っていただいて、広島にみんなに送りましょうといふことを広報で町民の方々にお知らせした経緯もございまして、これらも含めまして、今後またどういふ形がいいのか、検討してまいりたいといふふうに考へております。

○委員長（牧野茂敏） ほかに質問ありましたら。

芳滝委員。

○11番（芳滝 仁） 2点ほどお伺いをいたします。

94、95の近隣センター管理費のところの委託料、コミセン管理委託料のところ、一つ目でありまして、コミセンの管理人さんが配置をされていらっしゃるしまして、その管理人さんに対しましての業務内容と申しますか、基本的なコミセン、これは住民対応になるわけでありまして、その辺のある程度の、ここまでをするとか、こういう形にするとかいふふうな形の一定的な取り決めをされてお話をされているのかどうか。これ管理人さんによって非常に住民対応について差があると。大変気を使いながら、見ておられますけれども非常に町民が困るといふふうな管理人さんいらっしゃる、あと、かわりましたら、全く今までとは違って、非常に対応をよくしてくださる方がいらっしゃる、ということがある場合があります。なるべくある程度どういふふうな対応にしていけるのか、その内容につきまして、基本的なことぐらいは委託のときにお話をされていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

あと、106、107ページの協働のまちづくり支援事業のところではありますが、決算資料にもありますが、前年、21年度よりも決算額が少なくなつておらうかと思ひます。その辺の評価をどうされていらっしゃるのかどうか。先ほども増田委員から防災のほうがありましたので申し上げますけれども、支援事業の中で、環境美化とかは非常に喜ばれてふえておる傾向がありますけれども、コミュニティ、一番私が

大事だと思うのでありますけれども、そのコミュニティの支援について、なかなかふえていないという現状があるかと思えます。いろんな個々の状況を考えますときに、例えば公区が地域で指定されますけれども、いわゆる公区費という徴収をしておる、町内会費のようなものですね。それを加入しないで納めないでおられる方がふえていらっしゃるというふうなことがあります。こういうこともいろんな原因があると思うのでありますけれども、やはり地域のコミュニティを盛り上げていくということが、ある意味ではそういう地域力を高めていく大きな要因になっているのではないのかと思うことでありまして、その辺の評価についてお伺いしたい。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） コミセンの委託に関する管理人の対応ということでございます。

コミセンの管理委託をする際には、契約する際に、業務仕様書というものを業者の方にお示ししております。何時から何時まで、どんな仕事をするか。住民に対してはどういう対応をしてほしいというようなことを細かく項目立てて仕様書をお渡しして、契約時に私どものほうで指示させていただいております。そういう中で、管理人の住民対応の差が、施設あるいは業者によってあってはならないことでもありますので、丁寧に統一的に対応していただくようお願いしているところでございます。

特に、ちょっとこれは平成23年度の話になりますけれども、平成23年度には契約切りかえで新たな契約になったところでございます。この点につきまして、再度、徹底して契約して委託業務を進めていただくようお願いしたところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 協働のまちづくり支援事業交付金についてであります。

総額で申し上げますと、昨年よりも40万41円、4.8%のマイナス、しかしながらこの中で資源回収を実施しておりまして、資源回収は逆にふえておりますので、資源回収の分を除きますと47万7,941円のマイナスで、前年比で申し上げますと12.3%下がっております。

その背景といたしましうか、要因はどのように考えているかということでもありますけれども、昨年、雪が冬期間少なかったことから、このメニューの中にあります地域内排雪、これが前年が21万5,000円ありましたが、これが実施されなかったというのが四十数万円のうち大きなものであります。それから、雪が少なかった関係で、雪かき支援の件数も少なかったということがございます。それともう一つは、環境整備用機械の導入というので、平成21年には大変乗用の大きな草刈り機を購入した公区がありまして、そこに25万円交付しておりましたが、こういうのはめったにありませんので、それで全体としてはマイナスになっているということでもあります。

それと、2点目のコミュニティ支援がなかなかふえてこないのではないかという点についてであります。これは公区によってコミュニティ活動、夏祭りですとか盆踊りですとか、さまざまな行事がなされておりますけれども、公区の中でもその持ち方の対応といたしましうか、変わっております、毎年度、例えばカラオケセットですとか舞台ですとかを借りてやるところと、あるいは公区としての財源が持ったときに購入をしているというところがありますので、そういう購入をしてカラオケセットなどを買われたところについては、毎年出てこないということがあります。

昨年も、地域コミュニティにつきましては6件ありましたが、その中で継続で舞台ですとかカラオケセットのリースをされているのが3公区で、残りの3公区は新規ということですから、決して、件数だけ見ますと前年と同じような状況ではあるのですが、だんだん制度が浸透はしてきているのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 芳滝委員。

○11番（芳滝 仁） 管理人さんのことにつきまして、具体的なことは申し上げませんが、ぜひそういう形でちょくちょく出向いていただいて、様子を見ていただいたり、そういうこともしていただくことが大切でなかろうかなと思うことでございます。

協働の町の支援のコミュニティでありますけれども、全体としましてたくさんの公区がある中で、一生懸命やっていたらしくるところもあれば、やりたいのだけれどもできないという公区もあるかと思えます。いろんな年齢の構成比だとか、いろんなところでさまざまな公区なりの事情があるかと思うのであります。こういう一つのコミュニティの持ち方があるだとか、こういう形があるだとか、いろんなそういうプランと申しますか、なかなか公区で物事を考えて立ち上げていくということにつきましては、非常に精力の要ることでありまして、そういう意味でいわゆるコミュニティを支援していくというふうな、広めていくというふうな、そういう何か手だてをしていただければなと常日ごろ思っているの

ですけれども、どうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） アパート、マンションに入居される方がどうしてもやはり朝早く出て行って夜遅く帰ってこられるという若者のひとり暮らしの方などにつきましては、ドライに申し上げますと、公区費、月 500 円払って一体何のメリットがあるのなんてことを言われるのですという公区長さんもおっしゃっていました。それで、私たちも昨年来、宅建業協会ですとか、そういうところに、町内会に加入して活動してくださいというご案内を差し上げてはおりますけれども、それらは実を結ぶかといいますとなかなか難しいものでありまして、他県の例とかを調べたところ、割かしいいなと思ったのが、例えば一般の世帯ですと月 500 円なり 600 円の公区費、町内会費の負担を、そういう独身の方の、一人で生活されているような方については、半額ですとか3分の1にして準会員にされているというような事例もお聞きしました。それで、現実には町内会の加入率が低い公区長さんからもご相談をいただきまして、そういうようなお話はさせていただいて、ああ、それは今度、役員の人にも諮ってみるわというようなお話はいただいたところでもありますけれども、なかなか現実にはこれこの町も苦戦をしております、何か本当に妙案があればというのは私たちも常に新聞等を拝見しているところであります。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 関連するものもございしますが、それを先に伺って、何点かお尋ねしたいと思います。

初めに、ただいまの協働のまちづくり、公区の加入のことについては、詳細な資料を出していただきました。この資料を見せていただきますと、加入率、何度もお尋ねしてきましたが、100%加入している町内もあれば、低いところでは60%を切っているということもございします。これは、今のお答えの中で大変苦勞されているということでもあります、やはり先ほど来出されております自主防災組織なども機能させていこうと思えば、公区の加入率の向上というのはやはりずっと外せない課題だというふうに思います。半額の会費ということなども今ありましたけれども、会費そのものの負担ということもあるのかなとは思いますが、やっぱり地域のコミュニティ不足というのは否めないと思います。この辺のやっぱり指導強化というのは行政に求められるところではないかと思いますが、どうでしょうか。

もう一つ、実はそれと同時に高齢化率が非常に進んでいます。これは町全体がそうですから、当然、公区もそうなのですが、65 歳以上が 50%を超えた公区も出てきました。ここで自主防災などということになると、その公区だけで自力でそういう組織をつくってやるというのに限界が生じてくるのではないかというふうに思います。同時に、障害者などの連携をして、いわゆる避難などの困難者に対する手だてもそれぞれの公区が工夫してとっておられるところもあると思うのですが、その実態もお伺いしたいと思うことと、それから個人情報との関係で、障害者のことについて、公区側からはなかなか調査できないということも聞いております。その点で、行政はどのように対処されていますでしょうか。

それと、関連の二つ目は、管理委託業務です。先ほどの芳滝委員の観点とはちょっと違うのですが、委託業務にかかわりまして、劣悪な労働条件で推移しているということをこの間ずっと取り上げさせていただいて、平成 23 年度から改善、新たに契約するところについての改善の中身については承知をしているところです。

それで、これまで、平成 20 年度に委託契約した事業も 30 を超えてあるのですけれども、そこでのところは今回の 23 年度からスタートした新しいいろいろな縛り、これはかけられていないわけですから、従来型の雇用になっています。そうすると、今の時点でも、例えば有給休暇が契約の時点で明記されていて、あるということで働いたのだけれども、実際に働き出すとそれは使ってはならない、使えない、それから保険などについても、途中から時間が切り下げられて、そして適用から外れるということが続いております。新たな契約のところできちっとされるということはもちろんなのですけれども、平成 20 年度からのについても、やはり同じ業務委託でありますから、指導をしていくべきではないかと思いますが、どんなふうになってきましたか。関連のほうを先に伺います。

○委員長（牧野茂敏） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 公区活動、いわゆる町内会活動についてであります。これは、これまでもお答えしてきておりますとおり、町が定めている行政区の中にはすべての住民の方々が必ず属するわけですから、その中でその自治会活動にみずからの意思で会費を負担した上で参加をするというのは、あくまでも自主的な活動であります。

今回、東日本大震災を受けまして、地域の方々が協力をしている姿ですとか、結びつきの大切さとい



うのを我々もテレビを通して拝見しているわけですが、人間というのは経験から学ぶ生き物だというふうに言われております。ですから、私たちは決して直接経験したわけではございませんけれども、そういった中で、先日、帯広市の町内会の加入率も若干上がったなんていう報道がなされておりましたけれども、やはりこれは個々人の意識といいましょうか、決して若い人だけではなくて、高齢の方も入っていないという方が最近出てきているというふうに聞いております。ですから、これは私自身も指導ですとか強化ですとかというものになじむ性質のものかというふうに、まずその前段で指導、強化という性質のものではないのではないかとというところで自問自答しているところでありまして、答弁にはなっていないかもしれませんが、そのような考え方でおります。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 関連の部分でございますけれども、高齢化率、確かに幕別町内、全体での高齢化率よりも地域での高齢化、こういったところが進んでいる地域というのがたくさん見えてまいりました。それに伴いまして、その自主防災、そういった防災力がその地域の中に備わっていくのかという心配も私たちもしているところであります。弱者、避難の関係でいきますと、まず本人からの申告、申請というのがあるわけですが、これは幕別町内で180名の方が申請をされております。この状況につきましては、各公区長さんにそれぞれの所属する方のリスト等についてはご報告をさせていただいているというところでございます。これにつきましては、随時、私たちのほうも取り組みを進めて、そういったような要請のある方については公区のほうにもお知らせをして、そういう緊急時には対応していただくようお願いをしたいというふうに思っております。

また、それ以外の部分で弱者と思われる方、申請のない方、それから障害をお持ちの方、そういった方については、公区長さんには民生委員さんとの連携ということをお願いしているところであります。本人からの申請のないところについては、私どものほうとしても、なかなかあるものですから、地域の中で民生委員さんとの連携の中で把握に努めていただければというような形の中でのお話はさせていただいているというところでございます。

また、一つの公区の中で、自主防災力が落ちているところ、これは周りの公区との連携というのが必要になってまいります。先日も札内の中央第3公区からお話がありまして、各公区での自主防災組織の設立だけではなくて、ある一定の公区での連携を図るような連絡会議をつくるべきではないかというようなご提言もいただいております。そのときには私どものほうとしては、確かにいろいろと高齢化してくる地域などに対しての対応という部分では、地域内での協力体制というのをつくらなければならないというお話をさせていただきました。ただ、そのときには、まだ15の自主防災組織ですから、これをまだ、せめて半分ぐらいまでは引き上げていきたいというような形の中で、その次の段階として、地域での隣の公区との連携だとか、そのようなことに着手していきたいのだというお話しもしまして、私どものほうとしても、自主防災組織プラス地域での連携、こういったことについてはこれからも進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） コミセンと施設の管理業務委託に関するご質問に対してでございます。

これまで、昨年でしたでしょうか、中橋委員の一般質問の中で、町長のほうからお答えさせていただいたところでございますけれども、平成22年3月に、これら施設の管理業務に関しまして、24施設、37業務当時あったのですが、それに対する勤務者名ですとか勤務体制、賃金、これらに関する実態調査を行って、一般質問の答弁の中でお答えさせていただいたところでございますけれども、この中で勤務時間ですとか賃金関係、特に賃金関係につきましては、もちろん北海道最低賃金を下回っていないということで、あと勤務体制につきましては、あくまでも企業の雇用であるので、町のほうでこうしなさい、時間を長くしなさいとか、どうしなさいというようなことは言えないというお答えをさせていただいているかと思っております。

それらいろいろな議論の中で、平成23年度4月からの管理業務につきましては、先ほど芳滝委員にもお話しさせていただきましたけれども、業務仕様書というものの、この中に職員の体制についても明記させていただいております。施設管理につきましては、おおむね40時間程度の常勤者を2名配置していただきたいということで仕様書をつくってございます。1週間に36時間以上になりますと、社会保険の加入の義務だとか、そういうものが出てきますので、当然のことながら法定の保険には入っていただくことになりまして、有給休暇等につきましても、当然、従業員に対して付与しなければならないと

いうふうになっております。

その状況につきましては、まだ始まったばかりで、毎月毎月集めていますけれども、それを集計して分析してはおりませんので、現在のところ、まだ 23 年度につきましては、これはわかりませんが、20 年度以降の契約に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも企業と従業員の労働契約に基づくものなので、町のほうでは特に指導はしていません。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） まず、公区のことにつきましては、何度も機会がありましたので重複は避けませんが、協働のまちづくり事業に力点を置かれて、そして今回のような大震災があって自主防災の強化が必要だということになると、やはり一番大もとになる地域組織が公区ということになりますので、これはこの指導が適切なのか、それとも自主的なものかと悩まれるというのは、これは強制できないだけに、そういうお答えになるのだろうなというふうに思うのですが、住民も含めてのきちっと組織化が進んでいくテーマとして、課題として、今後もしっかりと研究をしていただきたい、住民自身もいろいろな取り組みを進める手だてをとっていきよう私たちも力を入れていきたい、このように思います。

それで、今の委託契約の問題なのですが、結局、私、22 年の 3 月にお尋ねしたときにも、最終的にはきちっと公契約条例をつくらなかったら難しいのだということから始まっていたと思います。これは、なかなか法律の関係上、それから実際に今あちこちで取り組み出したところも進まないというような問題もありまして、簡単にいくことではないということなのです。ですけれども、契約のとおり、契約、つまり町のこのような形で積算をして、労働条件なども提示しながらやっているのだけれども、そのとおり守られていかないということ、繰り返されてきました。

まだ分析はされていないということでもありますけれども、やはり毎月毎月報告をいただくということは、毎月毎月点検されるところに意義があるのではないかなというふうに思うのです。ですから、そういう今 23 年度からスタートしたところに、点検をしていく中で問題点があれば指導を強化していくという中で、20 年の契約についても、実は現在こういう指導をしているのだということで波及させていくといいますか、そういう手だてはとれるのではないかなと思うのですが、今もされていないというのは、こういう契約から外れた雇用関係にあるのを放置されていくのかなというふうにちょっと残念に思うのですが、どうですか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 23 年度の分析はしていないと申し上げましたけれども、もちろん毎月出てきますので、点検はさせていただいております。業務仕様書に関することについては、今のところございません。ただ、賃金とか勤務時間がどうだというトータルの集計だとか何かはしていないという意味で、分析していないと言わせていただきました。

それと、前回の契約に関する点でございますけれども、これはやはり 23 年度以降の契約については 23 年度以降の契約でございます。3 年前の契約は 3 年前の契約で履行していただいて、我々もそれに基づいて点検させていただいておりますので、それに対するさかのぼってどうだということは、今考えておりません。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） そういうふうに、何ていうのでしょうかね、四角四面という言い方も変なのですが、やっぱり現時点で問題が生じていたら、スタートがどこであったって、今の時点ではこうなのですよということがあっていいのではないのでしょうか。それだけです。

お答えがあればと思いますが、なかったら次に行きます。

○委員長（牧野茂敏） はい、次行ってください。

○15 番（中橋友子） いいですか。

改善を求めたいと思います。

質問は、まず、96 ページ、9 目の町有林の管理費、これ工事請負契約の中で、除間伐などをされて町有林の管理をされてきているのですが、この工事された後の売り払いといいますか、活用といいますか、それはどんなふうに行われているのでしょうか。といいますのは、このところ自然エネルギーへの転換ということで、いろいろな資源の、自然のものの資源の活用に注目が向けられるようになりました。うちとしては、これまでこういった除間伐などした後のその木について、どんな対処されてきたのか、伺いたいと思います。

それから、99 ページの 12 目出張所費なのですが、札内支所にかかわってお尋ねしたいと思

ます。ここは大変毎年利用が多いと思うのですが、職員の方、少ない人数で頑張ってくださいありがとうございます。ここで、一つには札内支所はワンホールなものですから、プライバシーの関係でもっと配慮があってもいいのではないかなという声と、それから不便を感じるという声はないのですが、そういう体制なものですから、時間が長時間かかるとか、対応してくださる方によって、答えに違いはないのですが、若干の結果に違いが出てくるというようなこともありまして、改善を求める声があります。その点ではいかがでしょうか。

それから、これ昨年もお尋ねしたのですが、108 ページから 112 ページまで、国の地域活性化にかかわって、今回は 5 目の決算が提示されました。総額で 7 億 2,541 万 1,000 円になろうかと思えます。平成 21 年度ではこれがどう地域に生きたのかというふうにお尋ねしましたところ、おおよそ 8 割は町内の業者に発注されて雇用にもつながったということであったのですが、これを 22 年度はどうであったのか、できれば町内の業者が何%であったのか、そして雇用はどこまで拡大することができたのか、伺いたいと思えます。

それと、最後です、112 ページ、これも毎年お尋ねをしまいいりました。失礼いたしました。賦課徴収にかかわりまして、ページ数では 114 ページです。1 目税務総務費の賦課徴収にかかわりまして、十勝圏の滞納整理機構についての、毎年、私どもは強制的な滞納整理機構に渡すことはやめて、町が直接、実情のわかっている町職員が滞納の対策に当たるべきだということをやっと求めてまいりました。

それで、この平成 22 年度は、負担金は明記されているわけですが、実績といいますか、結果がどうであったのか、負担額に対して幾ら引き渡しを行って、回収は幾らであったのか。そして、税そのものの徴収率は前年度から比較して上がってはいますが、この具体的な中身についてお尋ねをしたいと思えます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 札内支所長。

○札内支所長（飛田 栄） まず、出張所費の関係でございますけれども、プライバシーの関係でございますけれども、確かに札内支所、総合的な窓口になっております。住民票、印鑑証明、そういったものの証明書の発行から、住民異動にかかわる諸届け、あるいは高齢者福祉の関係、それから児童福祉の関係、いろいろなお相談でお客様が見えられております。人にやっぱり聞かれないお話もあろうかなというふうに思っております。

ことしの 4 月、税務課のほうの窓口でも、プライバシーの関係から、簡易的な仕切り板というのですか、それを設置したようでございます。その効果としては、お客さんも話しやすい雰囲気、環境になったというようなこともお聞きをしております。そういったことから、札内支所につきましても、そういったことで設置に向け検討していく。ただ、カウンターの幅だとか長さ、いろいろなこともありますので、その辺ちょっと研究しながら設置に向けて検討していきたいと思っております。

それからもう一点でございます。今、お客さんに対して時間的に長時間待たせたり、不便をおかけしているというようなことでございますけれども、いろんなお客さんがおられます。先ほど言いましたように、届け出の内容によっては長時間、言ってみれば 30 分なり 1 時間以上かかる手続の案件もございます。そういったことで、中にはお待ちをさせていただくお客さんも出るということもありますけれども、かなり込み合っているというようなときには、支所長、私なり、次長なりもカウンターに出ながら、対応できるものについては対応させていただいてはいます。

ただ、時期的に 3 月、4 月の住民異動時期、さらに税の発付時期、6 月時期、この時期はどうしてもお客さんが込み合う時期でございます。そういったところへ若干お客さんに不便をおかけはするのですが、極力、不便のないように対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 町有林の整備工事の関係でございますけれども、除間伐なりをした後の木の切った後の処理といたしましうか、そういったご質問だと思います。

まず、この除間伐事業でございますけれども、これにつきましては、木を育てるに当たって不要となる木を部分的に切っていくということでございますけれども、切った木につきましては、材として売れるものにつきましては、林地から搬出をいたしまして売り払いをしております。それ以外に細いものですか、材として売れないものについては、切った場所に残しております。これはいわゆる林地残材ということになりまじうか、そういった形で処理をしております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 各種臨時交付金事業の町内業者への発注率でございますけれども、今回の五つの事業、合計いたしましてお答えさせていただきたいと思っております。工事につきましては、町内業者に対しまして 99.4%の発注率となっております。委託につきましては、委託業務につきましては 76.7%、備品購入に関しましては 65.9%、合計いたしますと 97.7%、5事業全体で 97.7%、おおよそ 5億 3,000万円を町内業者に発注したというところでございます。

町外業者への発注につきましては、特殊な工事や業務、備品購入などございまして、例えばアルコ 236 の業務用厨房設備ですとか、診療所の心電計、そのようなものでございまして、町内業者で対応できるものについては町内業者に発注するという考え方で進めてまいりました。

その結果、雇用への影響ということでございますけれども、実際には業者の方がどこに住んでいる方を使っているかというのはわからないというのが実態でございます。帯広に住んでいる方が町内の業者に働きに来ているという例もあるかと思っております。そういう意味ではちょっと正確な数字はわからないのですけれども、非常に大きい形、大きな力としてこの事業が貢献したのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 平成 22 年度十勝圏複合事務組合の負担金滞納整理機構の平成 22 年度の実績でございますけれども、平成 22 年度につきましては、引き渡し件数が 10 件でございます。引き渡し金額でございますけれども、1,000 円単位で申しますと 1,328 万 8,000 円。これの滞納整理機構の収納額でございますけれども 432 万 4,000 円、収納率が 32.54%というふうになってございます。

具体的な中身でございますけれども、10 件引き渡しをいたしました。この中で、ちょっと前回、委員会等で回答しているのと数字が変わるのですけれども、1 名の方が町外に出られましたので、5 名の方が町外の方、5 名の方が町内の方というふう構成になってございます。10 名の方のうち、完納された方が 1 名、それから現在分納中という方が 3 名、それから相談も接触も全くできない方、これが 1 名、それから全く納付の意思のない方、これが 1 名、それから平成 23 年度に引き継いでいる件数が 4 名というふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 審査の途中でありますが、この際、13 時まで休憩をいたしたいと思っております。

12：04 休憩

13：00 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

場内が暑くなっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。説明員の方もどうぞ。

それでは、2 款総務費の質問に入らせていただきます。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1 点目の町有林の管理にかかわりまして、伐採された後の木がどのようになっているかということでお伺いしました。売れるものは売って、そうではないものは残っているというお答えでありましたけれども、でき得る限り活用の道を探っていくことが大事ではないかというふうに思うのです。

そこで、これが全体で今回は 37.2 ヘクタールの除間伐をされているのですけれども、町有林の面積は全部で幾らありまして、この除間伐した面積は何%に当たって、そして出された木、切られた木の売れた木は割合として何割で、残っているのはどのぐらいなのか。つまり、その売れない木というのは、そういった蓄積されていくと思うのですよね。少ないものでしたらそのままいいのかというふうになりますけれども、これがどんどんふえていけば、それなりのエネルギー効果に直結するような、そういった逆に邪魔者が邪魔ではなくなるのではないかというような希望的な思いも含めまして、現状についてお伺いしたいと思います。

次に、支所のことであります。札内支所の取扱件数が毎年毎年ふえておりまして、ことし、平成 22 年度は 2 万 6,691 件というふうにかかれております。これは 7 項目に分かれまして、一つ一つ住民票であるとか、あるいは年金であるとかというふうに分けられておりますけれども、住民の皆さんの高齢化に伴いまして、近年は重複した相談事が大変多くなっているのではないかとこのように思うのです。

ですから、そういうところにも対応していただくということになれば、今、少ない職員の方で本当に頑張っていたでいて、そのこと自体は住民の方からは、相談事は大体完結してきちっと整理はされているのだというふうに報告も受けております。要は、あとはもっとスピーディーに進むことができたらなという思いもありまして、さらに改善に向ける考え方がありましたらお答えいただきたいのと、プライバシーに関してはご検討いただけるということでもありますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。プライバシーのほうは答弁よろしいです。

それと、雇用対策など国が臨時交付金として出されました事業の、地域のどれだけ経済効果が上がってきたのかということを知りたくてお尋ねをいたしました。7億2,500万円の事業に対しまして、全体で97.7%が地元が発注されましたよということでありました。これ金額からいきますと、80%を切ってしまうのですけれども、97%というお答えは、要するに発注件数、要するに事業の数に対して、町の業者の方が請け負ったのが97%ですよというお答えなのですね。できればこの総件数と町内に発注した数、示していただきたいと思えます。

それと、最後の質問は、滞納整理機構のことです。私たちいつも思いますのは、課税というか、税の賦課ができるのは、個人や民間ができるわけではなくて、あくまでも地方自治体であり、国でありということで、それは本当に限られた権限の中で課税という行為が行われています。課税した以上は徴収をするということですから、その権限の持つ公共団体が賦課から徴収まできちっと責任を持って手だてをとられるというのが、私は本来のあり方だというふうに思うのです。

そもそも滞納整理機構をやめるべきだというふうな発言を、この場でさせていただいてきたのは、この滞納整理機構というのが国の徴収強化、いわゆる国民健康保険税などで制裁措置が強化されて、それまでは無条件全員交付が資格証になったり、短期証になったりということで、制裁措置がとられるようになりましたよね。制裁が嫌だったら、徴収を強化するよということで生み出されてきて、組織として提示されてきたのが滞納整理機構であったわけです。

私は、この資料の中にも町民の所得状況を示していただいているのですけれども、毎年毎年困難な状況が今回の数字の中でも明らかにされておりまして、200万円以下という方がもう70%を超えたという、所得で70%を超えております。資料の54ページにありますけれども、平成20年、21年、22年、確実に貧困が進んでいるという状況がございます。

こういう中で、滞納整理機構にゆだねて、そして徴収だけ強化していくということは、やはり一人一人の町民に責任を持つ自治体のあり方として正すべきではないか、町がきちっと行うべきではないかというふうに思えます。

そこで、十勝管内19の市町村の中でも、ゆだねていない町村もあろうかと思えます。お答えをいただきたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 除間伐材の関係でございますけれども、まず、町有林の面積でございますが、町有林の人工林の面積ということになりますけれども、1,500ヘクタールほどございます。今回、22年度で間伐を行いましたのが37ヘクタールということでございますので、全体の人工林の2.4%ほど除間伐を実施してございます。その2.4%した37ヘクタールの除間伐で、売り払いできたもの、材につきましては、これちょっと量になってしまうのですけれども、272立米ほどになります。林地の中に、そのまま売り払いできなくて林地残材として残ったものが、これ推定でありますけれども、70立米ほどございます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 札内支所長。

○札内支所長（飛田 栄） 札内支所の来客者に対する時間的な対応だとか、もうちょっと迅速な対応ができないかというご質問でございます。

中には慎重に取り扱わなければならない案件もあります。そういったことで、周りにいる職員に相談しながら、さらには本庁側に電話をして確認するというような中で対応させていただいて、どうしても時間を要しているというのが現実にあるかなと思っています。

しかしながら、二度三度、お客さんにまた来庁してご不便をおかけするというようなことのないように、どうしても対応したいというようなことになって職員も対応しているかなと思えます。こういったことは極力ないように、来庁者のいない時間に、本庁側の職員と5時以降、研修、勉強しておきながら、そういったお客さんが来たときの対応的なものを事前に勉強して、そういったお客さんに対応しながら時間の短縮を、お客さんに不便をかけないように進めていきたいというようなことで、職員の中でも指

導もしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 交付金事業の発注率、町内業者への発注率ですけれども、これは金額ベースで 97.7%ということです。委員が 7 億円ということをおっしゃられていましたけれども、そのうち 23 年度に繰り越している分があるので、22 年度中に契約した金額、それに対する割合が 97.7%ということです。

○委員長（牧野茂敏） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 滞納整理機構の関係でございますけれども、実は徴収強化ということなのですけれども、大口の滞納事案がふえている、あるいは整理困難な、地縁とか血縁関係とか、それから税の執行停止の関係とか、そのようなことがございまして、滞納整理機構を十勝管内で立ち上げるというような形で協議されて立ち上げた協議会でございます。

管内でゆだねていないところというご質問でございまして、平成 22 年度につきましては、十勝管内全市町村、実施しております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 町有林のことは、ことしだけの、平成 22 年度だけの数字でありますから、見えないところはあるのですが、これ除間伐、下草刈りもそうなのですけれども、きちっと年数を決めて、整備計画を立ててやっていらっしゃるよ。これ 1,500 ヘクタール、その木の年齢にもいろいろあるのでしようけれども、要は 1,500 ヘクタールの中からどのぐらいのそういった活用できる売れない木が生まれてくるかというようなところを、単年度ではなかなかわからなくても、5 年 10 年で見て、きちっと掌握して行って生かしていく必要があるというふうに思うのです。

これ 22 年度 37 ヘクタールですが、例えばこれ過去 5 年なり 10 年なりでどのぐらいやられているのか、これからの計画はどんなふうになっているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

支所のほうは、わかりました。

それと、雇用促進の事業につきましても、次年度に繰り越されたということでもありますから、平成 23 年度の状況も把握しながら判断をしていきたいと、このように思います。

滞納整理機構ですが、たしか平成 21 年度は豊頃町がゆだねていなかったと思うのですよ。22 年度は全町であったということでもあります。基本的な考え方として、前段申し上げたような思いであります。有効だということでもありますけれども、これは費用対効果の問題ではないですから、考え方なのですけれども、今回も国保会計と合わせると 100 万円ぐらいのお金を滞納整理機構に払って、そして 400 万円の回収を行っているという状況であります。町の人件費に置きかえたら、回収しているのが 1 人分なのかなとかというふうに思うのですけれども、そういうことを考えれば、まだまだ町の人の手で、町職員の手で可能なのではないかとこのように思います。お答えがあればお願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 除間伐事業の関係でございまして、今後に向けてといたしまして、将来的な計画ということもございまして、町有林の施業につきましても、森林施業計画に基づいて、一定の年数のたったものについて、除間伐なりの施業を実施していくこととなりますけれども、それについては今言いましたように、計画に基づいて計画的に実施しているということもございまして、大体、毎年同じぐらいの面積、22 年度 37 ヘクタールということもございましたけれども、35 ヘクタールから 40 ヘクタールぐらいの面積を実施しているところでございまして、中橋委員言われるように、林地に残っている材というのは、だんだんふえていくような形になります。

ただ、残っているものについても、年数が経過することによって、土壌微生物の分解などによりまして量が減っていく、その過程の中で二酸化炭素が吸収されるというようなこともございますので、そういった機能もあるということをご理解いただきたいなというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 税の滞納対策にかかわることでもありますけれども、町税全体では 22 年度の決算におきましても 98%以上の徴収率になってございます。私どもがいずれにしてもなかなかお願いをしても納めていただけないというような方々に対して、いろんな手だてをとらせていただいているわけですが、督促、催告、電話督促、夜間臨戸訪問、休日・夜間納税相談、さらには財産の差し押さえ等々実施する中で、納税者の方の理解をいただくというようなことで対応をさせていただいているわ

けであります。前段、税務課長のほうからもお話ありましたように、特に滞納整理機構にお願いしなければならないという方については、これ何回もお話しさせてもらっていますけれども、私どもから言わせていただければ、特に悪質な方です。といいますのも、今申し上げました前段の対応も全然理解もしていただけない、対応もしていただけないというようなことから、仕方なく滞納整理機構にお願いをするというような現状でございます。

昨年度まで私どもとしては道職員、税の担当職員、専門職員をうちの町に編入発令させていただいて、いろいろな意味での納税督促といいたいでしょうか、納税の奨励、納税にかかわるいろんな業務、これらも勉強もさせていただいております。そういった私どもではできる手だて、今考えられるものについてはすべてやらせていただいているというふうに私どもとしては認識をしております、どうしてもそれでも納めていただけないというような方については、滞納整理機構にもお願いをしながら、何とか納税にご理解をいただくというような手だてをとっているというようなことが現状だというふうに思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 町有林のことですけれども、年数をずっと積み重ねていけば、かなりの量になっていくのだろうなというふうに思うのです。そこに置いておいても有効だというお答えもありましたけれども、そういうことをお尋ねしているのではなくて、今、幕別町には、町有林も含めまして全部で森林面積というのが全体の30%を超えていますよね。民有林も含めまして、国有林、道有林。国有林はないのか。そうすると、今、自然エネルギーに着目しようというときに、町もやっぱり頑張らなければだめだと思うのです。

だから、ペレットだとかチップだとか、いろんな細かい木くずまで活用するような研究がどんどん進んでいるわけですから、そういった幕別町に生み出されている資源の一つでも有効的に活用しようというふうな着眼点といいたいでしょうか、そこ持っていて、そしてこの除間伐に当たっていただきたい、これも資源だというふうな見方できちっとつなげていただきたい、こういう思いがあってお尋ねしている次第でございますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 中橋委員おっしゃることは重々、これ我々も認識しております。ただ、いかんせん、山からそれを運んで運賃をかけて里まで持ってくるという運賃がこれ非常にかかるわけで、今は木の売り払いと経費と比較すれば、多少の黒字にはなっていますけれども、そういった林地に残している残材を下まで運んでくるだけでこれ赤字になるわけで、これ全国的に見ても、実はバイオマス活用推進基本計画という、国であるわけでありまして、国でも年間800万トンほどの林地残材があると。現状ほとんど未利用だということでもあります。これはなぜかという、やはりお金をかけて、赤字になってまでも持ってこられないというのが実態であります。

それで、国では、2020年の目標で30%以上利活用したいというような、こういう目標を持っております。その際には、何らかの補助制度なども考えられるのかなというふうに思います。そういうものを利用しながら、現状ではちょっと無理でありますけれども、そういう補助制度などができれば、できるだけ利用に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） その売り払いと経費だけというところからもう一歩進んで、それを活用することによって他の経費が減ってくるのだということになれば、またこれ違ってくるのではないかと思うのです。例えば、それを燃料にして燃やしたら、重油の使う量が減りましたよとか、そういうふうに大局的にいかないと、これは放置されたままですよ。それが今日の偏ったエネルギーのあり方を築いてしまった。だから、それは町が悪いとかというのではなくて、全体そういうことで来たのですよね。でも、今の時点に立てば、この北海道の森林にもっと着目をして、化石燃料を燃やすのを減らすぞと。そのことが将来的に考えて、子孫に与える影響はどうだとかというふうに考えれば、私はもっともっと夢のある発想が出るのではないかというふうに思うのですけれども。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 私も大局的に考えてお答えを申し上げたつもりでありますけれども、国全体でこれやっぱり進めていくべきことだというふうに私どもも思っております。これ一町村が頑張っても、そこに税金を投入してまで、赤字になってまでといいますか、税金を投入してまで、現状に置いてはやるというのは、ちょっと現実的でないのかなというふうに思っております。お気持ちは十分わかります

ので、もし山でとりに来てくれる人がいて、どうぞただでも差し上げますよと言って、とりに来てくれればいいのですけれども、現実はどうもそういう引き合いがないということは、やはりトータルでやはり利益もないと、そういう実態があるのだというふうに思っています。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 考え方として、そういう思いで私はおります。十勝管内ではその先陣、足寄町が切られました。こういうところも、全然条件は幕別町と違うと思います。森林の面積から、それからそのに従事している人たちの人数とか違ってきていますから、そのままうちの町に当てはまるとは思いませんけれども、そういう方向性が現に十勝の中の一つの自治体できちっとスタートし出しているというようにこともぜひ念頭に置かれまして、今後の活用、有効活用に期待をしたいと思えます。答弁はよろしいです。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。  
藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 1点だけお聞きします。

106ページ、107ページの20目総合支所費、1節報酬についてお尋ねいたします。平成21年度決算において、報酬は87万3,000円で、それに対して半分に減少したわけなのですが、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 平成22年度の住民会議の予算が、ここほとんどでございます。それで、平成22年度につきましては、8回の開催回数となっております。平成21年度が10回でございまして、委員の出席率が82%ということでございます。それが、平成22年度につきましては、8回、出席率が70%と若干、出席の回数が減っているということで、こういう数字になりました。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 出席率が70%ということの下がっているということなのですが、やはり忠類地域の住民の意向を町政に反映させて、協働してまちづくりを推進するために、町長の附属機関として大変重要な役割を果たすものと認識しております。お仕事もお持ちになられている15人の委員さん、昼間にこういう会議に出られるのは大変だと思いますけれども、できるだけ例えば時間帯をずらすとか、委員さんの出席しやすい形に持っていただいて、もう少し出席率を上げていただきたいなど、そういうふうに感じます。

以上で終わります。

○委員長（牧野茂敏） 答弁はよろしいですか。

○4番（藤谷謹至） はい、いいです。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 総務費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、3款民生費の説明をさせていただきます。

124ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額15億5,738万3,000円に対しまして、支出済額が15億3,049万2,251円であります。

1目社会福祉総務費は、1節報酬は、細節1、社会福祉委員報酬、これは民生児童委員に委員をお願いしているものであります。平成22年12月に委員の一斉改選がありまして、委員総数が1名増の62名となっております。

9節旅費は、社会福祉委員に係る費用弁償が主なものであります。

11節需用費は、戦没者追悼式に係る費用が主なものであります。

なお、平成22年度より会場を保健福祉センターのほうに変更いたしました。参列者は103名であります。

19節負担金補助及び交付金、細節5は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に対して支援を行った



ものであります。

細節 6 は、民生委員活動に対する交付金であります。

20 節扶助費は、細節 1 の生活困窮世帯に対する扶助費のほか、細節 2 並びに細節 3 は水道料金並びに下水道使用料の改定に伴います低所得者世帯等に対する扶助であります。

28 節繰出金は、国保特別会計の保険基盤安定分及び職員給与費などに係る繰出金であります。

2 目国民年金事務費、国民年金事務に要した費用であります。

126 ページをお開きいただきたいと思っております。

3 目障害者福祉費、障害者の支援に係る費用で、1 節報酬は障害者福祉計画策定委員 12 名に係る報酬であります。

8 節報償費は、聴覚障害者などのための要約筆記者の出役に係る謝礼及び障害者職場体験事業謝礼 10 名分であります。

13 節委託料、細節 6 は、地域活動支援センター事業を NPO 法人幕別町手をつなぐ親の会に委託したものであります。

細節 8 のコミュニケーション支援事業は、手話通訳者などの派遣を北海道ろうあ連盟に委託したものであります。

細節 9 は、障害者に係る訪問入浴事業の委託料で、社会福祉法人幕別真幸協会に委託したものであります。

細節 10 は、移動支援事業に係る委託料で、十勝管内の事業所に委託したものであります。

細節 11 は、日中一時支援事業の委託料で、十勝管内の各事業所に委託したものであります。

19 節負担金及び交付金は、細節 3 の身体障害者用自動車改造費補助金、これは 3 件分であります。

細節 5 は、帯広、音更及び池田町に所在する地域活動支援センターを利用しました負担金となっております。

128 ページをお開きください。

20 節扶助費は、細節 1 の障害者及び障害児の施設居宅サービスに係る支援費のほか、細節 3 は障害者及び障害児の日常生活用具の扶助、細節 6 は人工透析患者の通院費に係る扶助、細節 9 は自立支援医療費に係る扶助などが主なものとなっております。

4 目東十勝障害認定審査会費は、十勝東部 4 町の幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町で共同設置しております障害程度区分認定審査会に要した費用であります。

平成 22 年度は、11 回の開催であります。

5 目福祉医療費は、重度心身障害者及びひとり親の家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に係る費用であります。

平成 22 年度末の対象者は、重度心身障害が 417 人、ひとり親家庭等が 941 人であります。

130 ページになります。

20 節、細節 1、重度心身障害者医療費扶助につきましては、前年度比で対象者は 19 人の増、扶助額は 2.8%の減となっております。

細節 2 のひとり親家庭等医療費扶助につきましては、前年度対象者が 45 名の増、扶助額につきましては 11.4%の増となっております。

6 目老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要した費用であります。

なお、本町における平成 23 年 3 月末の高齢者数は 6,873 人、高齢化率は 25.03%となっております。対前年度比では 133 人の増、率では 1.97 ポイントの増となっております。

8 節報償費は、細節 2 の敬老祝い金に要した費用が主なものであります。

11 節需用費は、細節 14 の福祉バスの燃料費、細節 50 の敬老会食糧費などが主なものであります。

13 節委託料は、細節 6 の高齢者食の自立支援サービス、細節 7 の外出支援サービス、132 ページになりますけれども、細節 10、生きがい活動支援通所事業、さらには細節 11 の高齢者在宅介護支援等事業など介護保険を補完する事業に要した費用でありまして、社会福祉協議会に委託をしているものであります。

14 節使用料及び賃借料の細節 20 は、アルコ 236 の使用料で、忠類地域の 70 歳以上の方が利用された使用料となっております。

22 年度は、延べ人数では 3,936 人の利用であります。

18 節備品購入費の細節 1 は、緊急通報用電話機を更新したもので、購入台数は 41 台分であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、老人クラブ連合会の活動費を補助したものであります。

細節 5 は、特別養護老人ホーム札内寮の建設費補助分であります。

細節 6、地域介護・福祉空間整備等交付金は、グループホームのスプリンクラー等の消防用設備の整備に要した交付金でありまして、3 グループホームに対して交付したものであります。

20 節扶助費は、細節 2 の老人ホーム入所者に係る措置費、細節 3 の社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した部分に係る扶助、細節 4 の低所得者等が訪問介護を利用した場合の町単独事業の扶助費が主なものとなっております。

28 節の繰出金は、介護保険特別会計に対して町の負担分を繰り出したものであります。

7 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療制度に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額を支出しております。

28 節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分、並びに保険料の軽減に対する保険基盤安定のための負担分を繰り出したものであります。

8 目介護支援費は、介護予防プラン作成に要する費用であります。

134 ページになります。

7 節賃金は、臨時職員 1 名分の賃金、13 節委託料、細節 5 は介護予防プラン作成委託料が主なものとなっております。

9 目介護サービス事業費、13 節委託料は、細節 5、忠類地区のデイサービス事業を社会福祉協議会に委託した費用が主なものとなっております。

10 目社会福祉施設費、これは千住生活館の管理運営に要したものが主なもので、6 月から 8 月の夏の期間につきましては週 3 回、それ以外の期間は週 2 回の入浴サービスを行っているほか、料理教室や各種会合に利用されております。

1 節報酬は、生活館の運営に係る審議会委員 8 人の報酬、7 節賃金は千住生活館及び考古館管理人の賃金であります。

次のページになります。

11 目保健福祉センター費、保健福祉センターの管理運営に要した費用であります。

12 目老人福祉センター管理費、老人福祉センターの管理運営に要した費用であります。

町内 4 路線に月 2 回ずつ福祉バスを運行しております。

センターの利用人員は 4 万 5,218 人で、前年度比では 1,530 人の増、率では 3.50% の増となっております。

次のページになります。

13 目南幕別老人交流館管理費、糠内コミセンに併設しております南幕別老人交流館の管理運営に要した費用であります。

交流館は原則といたしまして、毎週月曜日と金曜日にご利用をいただいております、利用者数は 326 人、前年度比では 2.84% の増となっております。

14 目ふれあいセンター福寿管理費、ふれあいセンター福寿の管理運営に要した費用であります。

140 ページになります。

次に、2 項児童福祉費、予算現額 10 億 626 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 9 億 8,676 万 3,394 円であります。

1 目児童福祉総務費、児童福祉に要した費用であります。

1 節報酬及び 9 節旅費の細節 1、費用弁償は、次世代育成支援行動計画（後期計画）でありますけれども、これに係る委員 8 人の報酬及び日当などであります。

4 節共済費及び 7 節賃金は、子ども手当事務費、支給事務に係る臨時職員の賃金であります。

次のページになります。

13 節委託料は、子ども手当支給事務に係るシステム改修委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3、子育て生活支援事業補助金は、2 歳未満の乳幼児を扶養する子育て家庭支援のために指定ごみ袋の購入助成で、助成者数は 241 人であります。

20 節扶助費、細節 1、児童手当は、子ども手当法の施行が 4 月 1 日からであったことから、6 月支給分のうち 2 月及び 3 月分については、児童手当として小学校修了前の児童延べ 5,181 人に支給したものであります。

細節 2、子ども手当は、中学校修了前の児童延べ 3 万 2,698 人に支給したものであります。

細節 3、遺児援護金は、生計中心者を失った遺児に属する世帯に支給した費用であります。

2 目児童医療費、就学前の乳幼児に対し、医療費扶助及び事務費を支出したものであります。

22 年度末の対象者数は 1,373 人、前年度と比べまして 21 人の減となっております。

20 節の細節 1、乳幼児等医療費扶助は、前年度に比べまして 31 万 9,680 円の増、率では 4.4%の増となっております。

3 目常設保育所費、幕別地域 5 カ所の認可保育所の管理運営に要した費用であります。

4 節共済費、7 節賃金は、給食調理員 9 人、臨時保育士 30 人、代替保育士 40 人の賃金が主なものであります。

11 節需用費は、各保育所の消耗品費及び光熱水費、細節 60 の給食賄い材料費が主なものであります。

144 ページになります。

13 節委託料、細節 7 は、清水町、三笠市、網走市の保育所に入所した児童 3 人に係る委託料であります。

細節 10 は、青葉保育所に係る指定管理業務委託料であります。

15 節工事請負費、保育所改修工事は、各保育所の強化ガラスの交換及び網戸設置に要した費用であります。

18 節備品購入費は、児童用机、いす、冷蔵庫及びベビーカーなどの購入費用であります。

なお、常設保育所の 22 年 4 月当初の入所児童数は、5 カ所で 414 人となっております。

4 目へき地保育所費、幕別地域 5 カ所、忠類地域 1 カ所の保育所の管理運営に要した費用であります。

4 節共済費、7 節賃金は、幕別地域の保育所に勤務する臨時保育士 12 名及び代替保育士の賃金が主なものとなっております。

11 節需用費は、幕別地域の保育所運営に係る教材、管理用消耗品のほか、光熱水費が主なものであります。

146 ページになります。

13 節委託料は、忠類保育所の管理運営に係る委託料であります。

なお、22 年 4 月当初の入所児童数は、幕別地域 5 保育所で 52 人、忠類保育所は 55 人となっております。

5 目幼児ことばの教室費、幼児ことばの教室の運営に要した費用であります。

また、南十勝こども発達支援センターの運営費負担金も含まれております。

なお、幼児ことばの教室の通室人員は 75 人、延べ 2,168 人、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は 6 人、延べ 138 人となっております。

6 目児童館費、札内南・札内北・幕別南児童館、計 3 館の管理運営費用及び 6 カ所の学童保育所の管理運営に要した費用であります。

4 節共済費、7 節賃金は、学童保育所の指導員 14 人及び代替指導員の賃金が主なものであります。

148 ページになります。

11 節需用費は、光熱水費のほか、細節 60、賄い材料費は児童のおやつ代が主なものであります。

なお、平成 22 年 4 月当初の入所児童数は、5 カ所で 274 人となっております。

7 目つくし学童保育所建設事業費、入所児童の増加によりまして、既存施設の東側に、床面積 300.89 平方メートルの増築と屋外遊具の設置等に要した費用であります。

なお、増築分の施設につきましては、平成 22 年 12 月から、つくし第 2 学童保育所として運営を行っております。

8 目子育て支援センター費、幕別子育て支援センターの運営に要した費用のほか、忠類子育て支援センターの運営委託料であります。

4 節共済費、7 節賃金は、幕別子育て支援センター臨時保育士 2 人、代替保育士の賃金が主なものとなっております。

150 ページをお開きください。

13 節委託料は、忠類子育て支援センターの運営に係る委託料であります。

なお、支援センター事業の延べ利用人員は、幕別が 7,448 人、1 日平均 24.8 人、忠類が 180 人、1 日平均 0.6 人であります。

一時保育の延べ利用人員は、幕別が 1,578 人、1 日平均 5.2 人、忠類が 23 人、1 日平均 0.1 人となっております。

3 項災害救助費、予算現額 550 万円に対しまして、支出済額は 5 万円であります。

20 節扶助費、細節 1、災害扶助費、火災見舞金でありまして、住宅半焼 1 件に対して扶助したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

どなたかありますか。

野原委員。

○16 番（野原恵子） 124 ページ、1 目社会福祉費、19 節負担金補助及び交付金のほうで、社会福祉協議会の補助金の点なのですが、補助金を町で出しているということで、高齢者にかかわる事業が主だと思いますが、そこに携わる職員への対応ということで、やはり町職員と同じように、きちっと町民に対してどういう接遇をしていくかという研修も町のほうから一言指導というか、提言をしていただければと思います。高齢者の中から、ちょっと接遇が高齢者に優しくないのではないかという声も聞かれていますので、その点の対応をお願いしたいと思います。

もう一つは、20 節扶助費の 1 ですが、生活困窮世帯なのですが、平成 21 年度から比べまして件数が減っております。それで、町民の所得も年金も少なくなっている中で、なぜこういう状況が生まれたのか、その点をお聞きしたいと思います。

146 ページ、5 目の幼児ことばの教室全般についてなのですが、今、障害児がふえているということで、利用者もふえております。今後、どのような運営にしていきたいのか、お考えを示していただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 私のほうからは、1 点目の社協職員の指導のことについてお話をさせていただきますと思ひます。

確かに、野原委員さんの言われるように、一部トラブル部分がございます、その件につきまして、社会福祉協議会のほうとも十分原因などの究明等を行いまして、今後そのようなことのないように注意をするというようなことでの指導はさせていただいたというところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 扶助費の生活困窮世帯に関する件でございますが、これはあくまでも生活保護に近い方ということで、お米券を扶助しているものでありますが、今回、この配付に当たりましては、例年と同じなのですが、民生委員さんの意見を参考にしながら対象者を決定しております。先ほど言いましたけれども、生活保護世帯を除き、最低限の生活をし得るだけの所得しかない世帯ということで考えておりますので、民生委員さんの意見を聞いたところ、該当件数が減ったということでございます。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（森 範康） 幼児ことばの教室の運営にかかわることのご質問でございました。

委員おっしゃるとおり、発達障害を持っている子供のほか、支援の必要な子供たちがふえているのが現状であります。現在、福祉課と協議しているところでありますけれども、発達障害者支援センターという名称になるかと思ひますが、そういう組織改編というのでしょうか、職員の構成も含めた構想を今検討している最中でございます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 生活困窮世帯の扶助ですが、今、民生委員に意見を聞いて対象者をということでしたが、たしかこの場合には所得を証明するとか、そういうものは必要はなかったのでしょうか。あったというふうに伺っていますが、その点もお伺ひしたいと思います。

それと、今、幼児ことばの教室の件ですけれども、発達支援センターに移行していくという、そういうお考えだということなのですが、この中ではそこにかかわる職員とか、そういうところで十分論議を今進めているところなのかどうなのか、その点もお聞きしたいのと、それと職員としては、今、保育士さんが当たっていると思うのですけれども、専門の職員といたしまして言語聴覚士など、そういう方々の配置というのをお考えになっているのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 生活困窮費なのですが、所得制限等はございません。あくまでも民生委員さんのご意見を聞いてということで、減った原因といたしましては、先ほどちょっと言い忘れましたが、世

帯状況の変化ということで、子供さんが成人になられて生活費を稼ぐようになったですとか、この中から生活保護になった方もいらっしゃるということで、減っております。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（森 範康） 職員の配置関係ですけれども、現状の保育士のほかに言語聴覚士、それから例えば理学療法士、それ以外にコーディネーターという相談員というのが大きな業務になるかと思うのですけれども、これらを含めて専門職員を配置したいという考え方で今検討を進めています。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 今、扶助費の件なのですが、所得証明とか、そういうものは必要なのでしょうか。では、あくまでも民生委員さんが家庭を訪問されまして、話し合いをされまして、これを受けるかどうかということは、民生委員さんとその町民との間で相談をして決めていくということではあるということなのですね。家庭状況も調査して、そういう中で扶助をするかどうかということを決めていくということなのですね。もう一度そこ確認したかったと思います。

それで、もう一つは、発達支援センターなのですが、これはいつごろまでに移行していくお考えなのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいま検討を内部で行っているところでございます。できれば来年の春からということも考えますけれども、専門職員の関係だとか、いろんなものが同時にそろうのかどうか、いろんな課題がまだありますので、今のところはその目標に向かって何とか整備を進めていきたいというように考えで取り組んでいるということだけ、ご理解をいただければなというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 扶助費なのですが、あくまでも民生委員さんの訪問によりまして、この該当する世帯が大変困っているという状況を確認した上で配付させていただいております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 幼児ことばの教室ですが、来年の春をめどに検討されているということでしたけれども、場所としましては今1カ所なのですけれども、これは今後どのように、札内の地域でも大変要望が強いと思うのですが、その点の検討はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、私たちの内部での目標として、設置に向けての検討をしているという段階でございまして、まだそれ以上のことは公表できる状態でございませぬ。まだ来年の春ということもはっきりとお約束できる状態ではありませんので、その辺も目標でありますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 今、検討中だということでお答えでしたが、今、通所している子供たち、札内から通所している方、それから幕別、忠類にも通っている方はいらっしゃるのか、大樹のほうに行っていると思うのですけれども、その辺の人数は何人ぐらい札内から通所されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（森 範康） 忠類地域に住んでいるお子さんたちは、南十勝の発達支援センターに通所されています。その方は、先ほど言いましたように6人ということになります。

本町の幼児ことばの教室に通所している子供たちは75人、このうち幕別地区16名、21.33%、それから札内地区、これは郡部のお子さんも1人含まれますけれども73.34%、それから南幕別地区は4人、5.33%という。

札内の人数を言い忘れたようですので、札内の人数が55人、75人のうちの55人が札内から通室されています。ただ、この通室にかかわっては、町の要綱によりまして、キロ当たりたしか10円だったと思いますけれども、交通費を支給している状況でございまして。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 人数も明らかになりましたけれども、人口比から考えましても、札内から通所している子供たちが多いということは数字からも明らかなのですけれども、今後の見通しといたしまして、発達支援センターに移行するときにも、ここのところも考慮が必要ではないかと思いますが、そういうことも含めまして、ぜひ検討を深めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長（牧野茂敏） 民生部長。
- 民生部長（菅 好弘） 先ほども申し上げましたように、いろんな角度からの検討を今しているという状態でございますので、ただいまのご意見も十分参考にさせていただきたいというふうに思います。
- 委員長（牧野茂敏） ほかに。  
増田委員。
- 17 番（増田武夫） 1 点だけちょっとお伺いしておきたいと思います。  
124 ページ、社会福祉総務費の中の、水道料の扶助が 150 万円ほど支出されておりますけれども、これ扶助が 3 年目で、改定料金の引き上げがされた後の 3 年でありまして、何戸ぐらいの家庭に扶助が行われたのかを 1 点お聞きしたいのと、いろいろ出していただいた数字におきましても、年々、経済状況が悪くなっているという中で、これ経過措置で 3 年扶助したから、そうしたら扶助された家庭がその値上げに十分対応していかれるかといったら、そういう経済状態でないということを考えると、やはりこうした制度を今後も続けていくべきだというふうに考えるわけですが、そういう方向が出てこないかどうか、お聞きしたいと思います。
- 委員長（牧野茂敏） 福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） 水道料の扶助に関しましては、件数で一月 346 件というふうになってございます。金額にしましては、一月当たり 370 円ということになります。今後についてというご質問であります。これ料金改定に伴う措置でありまして、3 年間という時限措置が終わりました。現在、下水道のほうを調整しておりますが、水道に関しましては、今後、扶助の予定はございません。
- 委員長（牧野茂敏） 増田委員。
- 17 番（増田武夫） 先ほども言いましたように、こうした水道料金については、今後、十勝の水道企業団の関係でも、ことしから料金が引き下げられたというような関係もあります。そうした関係もあって、音更町では水道料金を引き下げることが今回行われるようであります。そういうことも考えますと、やはり低所得の方の世帯に対しては、しっかりとした措置が必要だというふうに考えます。今後とも検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。
- 委員長（牧野茂敏） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 水道料金の設定につきましては、幕別町なりの広いというか、給水管の距離が長いという理由があって、現在の料金を設定させていただいているわけですが、確かに原水の料金が下がってきております。また、これ 3 年 4 年でまた見直されるというふうにも聞いております。そういった段階では、もう一度再検討が必要だというふうには思っておりますけれども、現時点では現料金を維持しなければ水道事業会計を維持できないということもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。
- 委員長（牧野茂敏） ほかに。  
中橋さん以外にお待ちの方もおられますか。  
審査の途中でございますけれども、この際、14 時 10 分まで休憩をいたします。

13 : 56 休憩

14 : 10 再開

- 委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
中橋委員。
- 15 番（中橋友子） 2 点お尋ねいたします。  
1 点目は、143 ページ、これは目では児童福祉総務費に当たります。143 ページの 20 節扶助費、子ども手当についてお尋ねをいたします。  
平成 22 年度は子ども手当が新設されまして、4 億 2,000 万円ということで、全体の民生費を大きく押し上げた年でありました。これは、児童手当よりも年齢も金額もふえていくということで大変喜ばれた制度であったのですが、しかし、これもいつかの手当でありまして、これが廃止されるという方向に流れています。  
この決算の中ではどういう状況であったかということも含めてお尋ねしたいのですが、この子ども手当導入のときに、同時に財源の一部分として、配偶者控除の廃止ということが打ち出されました。たしか 22 年度のときには見送られた経過もあったのですが、成年扶養・配偶者控除の廃止も含めまして、いわゆるこの児童手当を受給する方たちの税金が引き上がったわけですね。この引き上がった

税金が子ども手当の一部分というような形で支給されたのですけれども、これ今後なくなっていくということになって、その増税の分だけ、つまり廃止された状況だけ放置されていくということになるのではないかと思います。そういう実態が、この幕別の子ども手当を受給している人の中で、そういうことに当てはまる人がいらっしまったのかどうか、今後、増税だけが残される人がいるのか、伺います。

次に、148 ページになろうかと思いますが、学童保育のことでお尋ねいたします。

ご説明いただきましたように、つくし学童保育所は非常に人数も多くて、第2施設が開設されて、子供たち、地域にも本当に喜ばれて活動が続いております。

このときに、つくしが一番子供さんが多くて対応されたわけですが、同時につくし以外の保育所でも定員を上回って、北小学校に付随する学童保育所では、北のコミセンを活用しての学童保育が日常的に行われている実態がありました。これは、今後の見通しも含めて、解消される方向にあるのかどうか、伺います。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（森 範康） 子ども手当創設時の税の控除関係のご質問でございます。

私どもが担当しているもので直結するものが常設保育所の保育料ということになりますけれども、8月上旬に来た道からの文書の中では、現時点では扶養控除があったとして保育料を算定しなさいと。若年層の扶養控除が残ったままで保育料を算定しなさいという通知が来ていますけれども、その後何もなく、具体的な制度設計はまだ通知がされていないという状況にあります。

次に、学童保育所の委員ご質問の件は、北のやまびこ学童保育所かと思っておりますけれども、20年度に比べ、22年度、子供の数、入所の児童数は減ってきております。20年度から含めてですけれども、北コミセンの利用団体のご了解も得ながら、子供たちの遊ぶスペースとして、コミセン第1集会室を週に3回以上貸していただいているという状況にありますので、今後につきましても、同じ形態で北コミセンの利用団体の皆様のご協力を得ながら、遊び場所のスペースを確保していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 結局、あったとして算定しなさいということは、不利益をこうむらないようにするというようなことなのだろうなと思うのですけれども、保育料のほうはそのように今後のことも含めてわからない面もあるけれども、手だてをとられる。しかし、子ども手当自体はなくなっていくわけですから、ここは増税だけが残されたというところはそのままになっていく状況を心配するのですけれども、そういうふうにはなりませんか。

それと、学童保育なのですけれども、たまたま新北町の近隣センターが増築されたということもありまして、利用者の方たちはいろんな意味でほかに使える施設もあって、協働・協力の関係では来ているのだということでありました。しかし、将来もずっと続くのであれば、これ目的からいっても改善の方向を見出さなければならぬのではないかとこのように思ってお尋ねしたのです。減ってはきていますけれども、これからの児童数なども推測されていらっしやると思いますので、もし見通しなどありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 1点目の子ども手当の関係です。今後のことについては、ちょっと手元に資料を持ってこなかったものですからあれなのですけれども、確かに今回、3党の合意に基づきまして改正になる部分、これにつきましては、所得制限というのがまず導入されるというふうに言われております。所得において、たしか860万円でしたか、それぐらいで制限がかかるという話が出ておりますので、それを超える所得の人たちについては、児童手当はもらうことができないというような形に今後なっていくのだろうというふうに思いますけれども、まだその辺の詳細のものが、新聞紙上では3党合意だとかという形で流れていますけれども、私のほうにはまだ来年以降の支給の関係というのもありますので、詳細にわたってはまだまだ来ていないというところでございます。

○委員長（牧野茂敏） こども課長。

○こども課長（森 範康） やまびこ学童保育所の児童たち、お子さんたちの入所の推計の資料、ちょっと持ってきておりませんので、数は今この場でお伝えすることができませんけれども、一定の数で、定員40ですけれども、それを若干上回る程度で今後5カ年ぐらいは推移していくというふうに推計しました。先ほど言いましたように、例えば遊戯室を増築するという形になれば、何千万円というお金がま

たすぐかかってしまいますので、先ほどのお話の繰り返しになりますけれども、コミセンの利用者の団体の皆さんに、これからもご協力いただきながら運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、4款衛生費の説明をさせていただきます。

152 ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額6億1,121万円に対しまして、支出済額5億9,491万8,305円であります。

1目の保健衛生総務費、1節報酬は嘱託医師16名分の報酬及び健康づくり推進協議会委員10名の報酬であります。

7節賃金は、健診業務に係る臨時職員等の賃金であります。

8節報償費は、細節3、夜間等の救急医療に対する帯広医師会への謝礼であります。

9節旅費は、嘱託医師の費用弁償が主なものであります。

13節委託料の細節5及び細節6は、妊婦健診に係る健診委託料であります。

19節の細節3は、高等看護学院に係る負担金、細節6は、十勝医師会に啓発事業を行ってもらうため、十勝医師会会長所在地の町村が事務局となりまして、各町村からの負担金を集め、十勝医師会に支払ったものであります。

なお、現在、幕別町が事務局を担当しております。

細節8は、日曜日の当番制診療に係る交付金であります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

細節11は、公衆浴場確保に係る補助金、細節12は、先ほどの13節委託料に加えまして、1回につき2,000円以内で10回を限度に妊婦さんに助成を行ったものであります。

2目予防費は、感染症予防のための予防接種などに係る経費であります。

11節需用費は、細節70の医薬材料費が主なものであります。

13節委託料は、結核健診、エキノコックス症検査の委託、インフルエンザ予防接種や風疹、麻疹などの予防接種に要した費用であります。

細節13は、新型インフルエンザ予防接種委託料、21年度の新型インフルエンザ対策を継続したものです。

細節15の新型インフルエンザワクチン接種委託料は、22年度新たに弱毒性の新型インフルエンザ対策として新型インフルエンザワクチンと従来の季節性インフルエンザワクチンを混合し、3価ワクチンとして予防接種を実施した委託料であります。接種者は4,342人であります。

細節14、子宮頸がんワクチン、細節16、ヒブワクチン並びに細節17、小児肺炎球菌ワクチン接種委託料は、町が先行して全額助成を実施し、12月からは国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特別対策事業によって実施したもので、接種者数は子宮頸がんワクチンが332人、ヒブワクチンは201人、小児肺炎球菌ワクチンは213人であります。

次のページになります。

3目保健特別対策費、健康に関する啓発事業や各種健康診査など、生活習慣病予防対策に係る費用であります。

13節は、胃の検診や子宮がん検診、乳がん検診、巡回ドック、人間ドック、スマイル検診などの各種検診に要した費用となっております。

細節8並びに細節16は、平成22年度国の経済危機対策で実施いたしました女性特有のがん検診無料クーポンにかかわる委託料が含まれております。

無料クーポン受診者は、子宮がん検診では285人、乳がん検診では311人であります。

細節14は、後期高齢者広域連合からの委託を町が受け、町内医療機関などに再委託を実施したものであります。



次のページになります。

4 目診療所費、1 節報酬は、駒島、糠内、新和、古舞、日新の 5 カ所のへき地診療所開設に係る費用で、開設日数は 168 日、受診者総数は 623 人となっております。

7 節賃金は、診療車の運転業務員に係る賃金であります。

13 節の委託料は、細節 5 の忠類診療所及び細節 6 の忠類歯科診療所に係る運営委託料が主なものであります。

18 節備品購入費は、忠類診療所及び忠類歯科診療所の診療器具の更新に係るものが主なものであります。

5 目環境衛生費は、省エネ及び新エネ推進に係る費用並びに葬斎場、墓地の管理に係る費用が主なものとなっております。

1 節の報酬は、省エネ普及指導員に係るもので、指導回数 2 回分の報酬となっております。

7 節賃金は、環境衛生業務に係る嘱託職員 1 名分の賃金、11 節需用費は、葬斎場に係る光熱水費などであります。

160 ページになります。

13 節委託料は、細節 1 の葬斎場管理委託料が主なものとなっております。

19 節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入促進補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置した者に対する補助が 30 件、ペレットストーブ設置に対する補助が 1 件分となっております。

28 節繰出金は、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費は、19 節の十勝中部広域水道企業団への補助金、負担金及び水道事業会計への補助金、162 ページになりますけれども、24 節は十勝中部広域水道企業団への出資金、28 節は簡易水道特別会計への繰出金となっております。

2 項清掃費、予算現額 3 億 5,933 万 4,000 円に対しまして、支出済額 3 億 5,740 万 6,007 円であります。

1 目清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用であります。

1 節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員 13 名分に係る報酬であります。

11 節需用費、細節 30 の印刷製本費は、ごみカレンダー及びごみ袋の印刷製作に要した費用であります。

12 節役務費の細節 15、公共施設等ごみ処理手数料は、町有の各施設のごみ処理に要した費用となっております。

細節 16、指定ごみ袋取扱手数料は、町内の取扱店への手数料であります。

13 節委託料、細節 5、ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集に要した費用であります。

細節 6 の地下水等水質検査委託料は、平成 18 年度で適正閉鎖工事が完了いたしました豊岡ごみ処理場に係るものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、幕別地域のごみを共同処理している十勝環境複合事務組合に対する負担金であります。

細節 4 は、コンポストが 27 個分、電動生ごみ処理機が 5 台分の購入に対して助成をしたものであります。

細節 5 は、公区及び団体の資源回収を実施している業者 11 社に対しまして、資源ごみ回収の回数割及び重量割で協力金を交付したものであります。

細節 7 は、忠類地域のごみを共同処理している南十勝複合事務組合に対する負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

増田委員。

○17 番（増田武夫） 154、155 ページなのですが、予防費の中で、この平成 21 年、22 年と新型インフルエンザが流行するというので、予防接種も行われました。そうした中で、4,000 人を超える人たちが予防接種を受けたわけですが、この今回の新型インフルエンザにつきましては、弱毒という問題もあって、そう大きな混乱にはならなかったわけですが、今後、近い将来必ず強毒のものが流行するのではないかと、そういうことで、今回をそうしたものが流行するときのきちっとした体制づくり、準備としても位置づけることが必要ではなかったかというふうに思っているわけなのですが、

この新型インフルエンザに町内でどのくらいかかって、どのような結果になったか、その辺をわかっていたら教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 新型インフルエンザの罹患率については、調査しておりません。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 先ほども言いましたように、新たな強毒のインフルエンザが流行したときに、しっかりと対応することが非常に大切なことだと。そうした点では、今回の例えば予防接種なども、最初の年は非常にワクチンの製造がおくれていたり、それからワクチンの単位が1人分と10人分だとか、たくさんの人、10人分とか20人分のワクチンが多かったりした関係もあって、平成21年度の末には混乱したのだというふうに思うのです。そうした点からいけば、このときの予防接種の状況でありますとか、どのくらいかかって、どうなったかとかという、どういう医療機関にかかっていたかとかというようなことを検証しておくことも、これからの対処に必要ではないかというふうに思います。そうした点で、改めて平成21年からの新型インフルエンザの流行について、総括といいますか、しておく必要があるのではないかと。

やはりこれが強毒のものが流行した場合に、医療機関の体制でありますとか、そういうことを今からどうするかということをしちっと準備しておくことが、どうしても必要になると思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 21年の年だったと思いますけれども、新型インフルエンザが発生いたしまして、私たちの町でもその対策についてはインフルエンザ対策本部というのを庁舎内に設けまして、いろいろな面からの対策、対応させていただいたと。この対策本部については、そのまま残っておりますので、今後、緊急的にそのようなものが起きたときには、すぐ対応できる体制はとれるというふうに考えております。

また、町内でどのような患者が発生したのかとか、そのような実態につきましては、詳細に私どものほうで把握できる状況にありませんけれども、医師会等との意見交換の中でそのときの検証などについてはさせていただいて、今後の参考にしていきたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 医師会でありますとか、保健所の関係とも連絡をとってしっかりと体制をとっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

野原委員。

○16番（野原恵子） 16番野原です。

154ページ、2目予防費、13節委託料の14ですが、子宮頸がんワクチン接種委託料ですけれども、これは公費の助成が期限が決められておりますけれども、幕別町で接種を受けている方々、回数は出ています。人数も先ほどお聞きしたところですが、接種されていない子供の人数がどのくらいいるのか、そしてこれ3回受けなければなりませんので、遅くとも9月の30日までには1回受けなければなりません。そういう中で、国はこのような助成をしておりますけれども、国に助成を続けていってもらう要望をすると同時に、幕別町としてどのような対応を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 子宮頸がんワクチンの接種状況ですが、実人員でいきますと、それぞれ50%から中学1年生が50%、中学2年生が64.3%、中学3年生が67.5%、高校1年生で56%、22年度の実績です。その残りの方たちがまだ受けていないという状況です。ご承知のとおり、この対策については15カ月ということで、昨年度末、22年の1月からの国の対策となっておりますが、それ以降について23年度も総括をして全体の受診をということになっております。

今おっしゃっていただきましたとおり、確かに国の施策の今後の動向がまだ明確に示されていないので、幕別町においても9月中旬に1回目を受けることが非常に公費として受けていただくことが重要なのだということでは、広報しましたり、高校への高校の教員等の連携をとりまして調整したりとかで、受けていただくようにはお願いしておりますけれども、あくまでも任意の予防接種ということで、個別通知させていただいたときにも接種するに当たっては、個人の認識の中でしっかりとした形で受けてくださいということを広報させていただいております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○7番（野原恵子） 確かに、任意の接種でありますけれども、非常にこれは効果は高いと言われております。今後の医療費ですとか、それから子供たちが罹患しないようにということを考えれば、できれば学校で接種していただくというふうになると、より多くの方々が家庭の事情なども考慮すると学校での接種が一番接種率が高くなるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 予防接種に関しましては、現在他の予防接種も学校を会場にしてやる集団接種という形が法の中で実施しない方向という形で整理されておりますので、そのことについては考えておりません。ただ、周知徹底に関しましては、学校という集団の場を活用させていただくということは十分有効性があると思っておりますので、今後も一緒にやっていきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかにないようですので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

164ページをごらんください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額3,160万3,000円に対しまして、支出済額2,139万3,194円あります。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会、幕別地区連合会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金、勤労者福祉資金につきましては、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託をして貸し付けるものであります。21年度の新規貸し付けはなく、貸付残高は2件で122万7,000円となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

22年度におきましては、従来から実施しておりました街路の清掃、除雪業務委託に加えまして、国の交付金事業、町の単独事業を合わせまして、総額1,756万3,000円の雇用対策及び季節労働者対策の事業を実施し、152人の雇用を確保したところであります。

7節賃金は、高校、大学等の新卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、その間に社会人としての基礎的な資質を身につけ、求職活動をしていただくことを目的として、半年間3名を雇用したものであります。

13節委託料は、細節5、6、7にあります街路清掃などの季節労働者対策のほか、細節8、9の国の交付金を活用した明渠排水路支障木等整理、細節12の町の単独事業としての町道・明渠伐採木処理などの委託事業を実施したところであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 5款労働費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6款農林業費についてご説明を申し上げます。

166ページをごらんください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額24億4,161万4,000円に対しまして、支出済額9億3,203万847円あります。

なお、繰越明許費といたしまして、14億8,323万6,000円を翌年度に繰り越しいたしております。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種事務経費、補助金、負担金が主なものであります。

168ページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節10につきましては、町内の農業関係機関及び団体で組織する、ゆとりみらい21推進協議会に対する補助金、細節14は新規就農者に対する支援奨励金であります。

細節15のふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥購入、堆肥切り返し、緑肥種子購入に係る補助金であります。

細節18は、忠類地域に係る中山間地域等直接支払交付金、細節19は町と町内の農協で構成する第三セクターであります幕別町農業振興公社の運営費補助金。

次のページになります。細節27は、農業者が融資を受けて行う農業用施設や機械の整備に対して融資残に充てられる道からの間接補助金であります。

細節29は、幕別町農業協同組合が実施いたしましたタマネギ選別ラインの整備にかかわる道からの間接補助金であります。

また、細節31、32につきましては、昨年発生いたしましたジャガイモシストセンチュウ対策に係る幕別町農業協同組合に対する補助で、細節31は簡易洗浄機購入に係る町の単独補助、細節32は車両洗浄施設整備に係る道からの間接補助金であります。

21節農業ゆとりみらい総合資金貸付金につきましては、施設整備、農業機械の購入など5件の貸し付けを行ったものであります。

3目農業試験圃場費、本目は試験圃場の管理運営に要した費用であります。22年度におきましては、施肥試験、品種比較試験など17課題の試験を実施いたしましたところであります。

次のページになります。

4目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります。臨時職員賃金、施設の清掃等委託料が主なものであります。

なお、味覚工房の22年度の利用状況は、利用者数が1,352人、利用率が85.2%、1日平均利用者数は6.2人で、前年に比べ利用者数は若干減少いたしましたところであります。

5目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。次のページ、174ページになります。18節備品購入費は、北海道農業開発公社から貸し付けを受けておりました肉用雌牛24頭分の購入代金であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節6、乳牛検定事業、細節7、和牛生産改良組合、細節8、酪農ヘルパー利用組合など、畜産関係団体への補助金のほか、細節15、生乳生産基盤確保支援資金利子補給、細節16、雌雄判別精液購入事業、細節17、優良和牛繁殖雌牛保留対策事業など町単独の事業補助や、細節18、19の道営草地整備事業負担金が主なものであります。

6目町営牧場費、本目は幕別地域1カ所、忠類地域4カ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。

22年度の預託実績は、乳用牛1,184頭、肉用牛93頭、馬27頭の合わせまして1,304頭で、前年比188頭の増となったところであります。

また、地域別では、幕別596頭、忠類708頭となっております。

なお、忠類地域の4牧場のうち、中当第1及び中当第2の2牧場につきましては、預託頭数の減から一時休止いたしております。

ページが飛びます。178ページになります。

7目農地費、本目は土地改良施設の管理運営及び国営道営事業の償還に要した経費であります。

13節委託料は、幕別ダム操作点検、上統内排水機場保守点検に係る委託料が主なものであります。

14節使用料及び賃借料、細節5は、明渠排水路の床ざらい等のために借り上げた重機の借上料であります。22年度におきましては、8地区10カ所2,180メートルを実施いたしましたところであります。

15節工事請負費、細節1、明渠補修工事は、6地区9カ所ののり面等の補修、細節2、上統内排水機場修繕工事は真空ポンプの分解整備等、細節3、中里地区農道舗装工事は、町道中里14号の909メートル、細節4、相川地区農道舗装工事は相川21号線の561メートルの舗装工事を実施したものであります。

180 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3、国営事業償還金は幕別地区ほか 2 地区の償還金、細節 4 は、公団営事業、いわゆる東西線にかかわる事業の償還金、細節 5 は、小規模暗渠排水及び支線明渠の整備に対する町単独の補助金、細節 8 は、20 年度から取り組みが始まりました農地・水・環境保全向上対策事業に係る負担金であります。

細節 28、繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

9 目土地改良事業費、本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費が主なものでありますが、19 節負担金補助及び交付金は、いわゆる道営事業の負担金が主なものでありますが、美川地区ほか 3 地区の道営畑総事業負担金、東宝農道整備事業負担金が主なものであります。

これらのうち南幕別道営畑総事業につきましては、22 年度をもって工事が完了したところであります。182 ページをお開きください。

2 項林業費、予算現額 7,624 万 4,000 円に対しまして、支出済額 7,559 万 3,441 円であります。

1 目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。7 節賃金、8 節報償費は有害鳥獣駆除に要した経費であります。

なお、22 年度における有害鳥獣の捕獲数は、シカ 213 頭、キツネ 60 匹、カラス、ハト 48 羽となっており、このうちシカにつきましては、前年比 139 頭の増となったところであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 9 から 12 までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節 9 は森林組合に対する補助金、細節 10 は除間伐 94.36 ヘクタール、細節 11 は公費造林 79 ヘクタール、細節 12 は地域活動支援として 1,840.16 ヘクタールが、それぞれ補助交付金の対象面積となったものであります。

2 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

アカエゾマツ、トドマツの苗木の生産業務を幕別町森林組合に委託した経費が主なものであります。

22 年度におきましては、アカエゾマツ 9 万 9,460 本、トドマツ 25 万 2,063 本、合わせて 35 万 1,523 本の苗木を出荷いたしましたところであります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

寺林委員。

○2 番（寺林俊幸） ページ 178 ページ、7 目農地費から 180 ページ、8 目農地改良事業費についてご質問させていただきたいと思っております。

この中で、多くの費用で基盤整備に当たっていただいていることは感謝申し上げたいと思っておりますけれども、この中で、先般、道のパワーアップ事業につなげるというようなこととお聞きしておりますけれども、この大きな事業費の中で今回パワーアップにつないだ場合の負担軽減等についてお聞きしたいのが 1 点。

また、当然、今後、基盤整備事業につきましては、幕別の基盤産業、農業を守るためにどうしても進めていただかなければならないというような事業項目でございますけれども、この中で今後に向けてパワーアップ事業等をあるうちは続けていただけるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 土地改良課長。

○土地改良課長（所 拓行） パワーアップ事業というふうな形の部分でおっしゃった部分でございますが、今回の食料供給基盤強化対策特別事業というふうな形の中でやっている事業でございます。従前のパワーアップ事業とは違いまして、新しく新設した事業というふうなことでございます。

それにつきましては、暗渠排水型につきましては、道営事業 20%というふうな負担額でございますが、今回、道営事業の農家負担率については 7.5%でございます。圃場整備につきましては、区画整理事業につきましては、畑地における区画整理につきましては、20%負担が 7.5%に軽減されると。また、土地改良型土層改良についても同上の 7.5%というふうな軽減されると。そのほか、用水整備につきましては、新設型につきましては用水路施設の新設の整備というふうな形でございます。10%というふうな形になってございます。なお、保全型として既設の明渠の整備でございますが、これについては 12.5%というふうな負担額でございます。

それと、今後どうなるかというふうなことでございますけれども、これは 5 年間の時限立法でございますので、5 年間はとりあえず食料供給強化特別対策事業というふうな形の中で 5 年間やっていくとい

うふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 5年間の時限立法ということでございますけれども、今、幕別の収穫作業に入っているところでございますけれども、9月2日の12号、13号の台風の被害等冠水等もありましたけれども、今、農業者頑張って収穫しているわけでございますけれども、大きな農業被害がないということについては、この基盤整備事業が功を奏しているのかなというふうに考えます。

今後、若い後継者もどんどん帰ってきておりますので、その人たちのために強い農業をつくるために、今後も基盤整備事業に力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

増田委員。

○17番（増田武夫） 1点だけちょっと169ページあたりになるのだと思うのですが、繰越明許費として13億9,000万円、14億円の繰越明許費として上がっているの、ここで考えておったほうがいいのではないかと思います。去年から小麦の新品種に全部切りかえて、そしておよそ2割ぐらいの増収になるのではないかとということで農協単位で小麦の乾燥施設などを増強する方向でことしやられたと思うのですが、ところが私たちが考えていても春先には非常に小麦が順調だと。相当収量も上がるのではないかとというようなことで喜んでいたのですが、しかし、収穫してみると、それほどでないというか、去年と比べてもどうかというような状況だったわけです。やはりこれは国にも予算削られたのを復活するような運動したりなんなりして、やっぱり進めてまいりましたし、農家のほうの期待もうんと大きかったのだというふうに思うのですが、これが気候はよかったにもかかわらず、収量がふえなかったということについては、やはりいろんな町の行政機関も総動員して新しい品種に切りかえて食料増産だということで始まったのでありますので、その辺のなぜ収量がふえなかったという点での原因究明を、町としてもいろんな機関とも共同して原因究明をする必要があるのではないかと。やっぱり来年度に向けて行政機関挙げて収量がふえるということでやってきた事業でありますので、それなりの町としても役割を果たす必要があると思いますけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 小麦の収穫の関係でございまして、委員おっしゃられますように、ちょっと期待どおりにいかなかった部分がございます、それにつきましてはいろいろな要因が重なっているのかなと思うのですが、実際には天候としては比較的良好な推移をしたのではないかなというふうには思われますけれども、実際には登熟期に気温がやっぱり平年から見ると高かったということもございまして、そういったいろいろな要素が重なって今回のような結果になったのではないかなというふうには思っておりますけれども、今、普及センターを含めて、それらの原因についてもいろいろ研究をしている最中ではございまして、それらについては、また今後ゆとり未来推進協議会の中でも研究を深めていきたいなというふうには思っておりますし、町といたしましても試験圃を活用した施肥試験ですとか、ことしの施肥がよかったのかどうか、そういったようなことも含めて試験圃を活用した今後に向けて、増収に向けての研究に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） なかなか専門家でないとしっかりした原因も明らかになってこないのではないかと思いますので、ぜひいろいろな研究機関などとも連携して、しっかりと原因を究明された上で、来年の増収につなげるように町としても努力していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 181ページの7目農地費の15工事請負費の最後ですが、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会に対する負担金、この事業も国の事業でありまして、限られた年数の中で行われる事業と聞いておりました。これスタートした時点からお尋ねしてきたことなのですが、実際にこの事業に取り組まれているのが、農協単位で違いがあって、幕別農協管轄が進んでいるのだけれども、それ以外はなかなか進まないというお話を関係者から議員も議会に対して全体に広がるような声が届けられた経緯があります。現状では、この22年度の実施ではどうであったのか、今後それが広がる可能性があるのか、限られた年数でありますから。どういった手だてをとってやっていられるのか、伺いたいと思

います。

○委員長（牧野茂敏） 土地改良課長。

○土地改良課長（所 拓行） この23年度までで5年間の時限立法が一応終了する予定でございまして、今、委員がおっしゃったとおり、幕別地区12組合だけが今活動しているというふうなことでございます。今年度9月には古舞・途別地区につきまして、参加の意向というふうな形の中で前向きな形の中の答弁もいただいておりますので、西幕を含めた形の中で24年継続というふうな形であれば、皆さん方が参加していただくような形の中で進んでいるというふうに答弁をさせていただきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 本来の方向に向かっていくのかなというふうに思いますが、これは事業を切られてしまったら、それまでということにもなりますので、それで平成24年度に向けての町としても継続に向けての働きかけが必要になってくるのではないかと思います。その点では、どうなのでしょう。

それと、当然これは委託事業で、たしか町は協議会に対しての負担金というのをお支払いして事業進んでいるわけですが、これは幕別町が直接地元の協力をしているわけではないですよね。これ全域に広がっていきまると、そういう方向にもなっていくのかなというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは農地・水につきましては、国の事業として、言ってみれば、農地・水と、今で言う戸別所得補償、これの車の両輪としてスタートした事業でございます。現に今は幕別地区、幕別農協管内の12地区のみの取り組みで、来年度から新たに2地区は何とかやってくれそうだという状況であります。

この事業、単に環境向上ばかりでなくて、生産振興にも非常に寄与できる防じん処理と称してというところちょっと言葉悪いですね。防じん処理を目的として緑肥なども植えることができますので、非常に生産振興に直接結びつくような取り組みもできるような非常に使い勝手のいい制度になっているかというふうに認識をいたしております。

そういう中で、我が町だけでなく、これは取り組んでいるところ共通の思いとして、やはり継続していただきたいというふうに思っております。そういうことで我が町単独ということではなくて、町村会、十勝町村会あるいは北海道町村会通じて国に対して働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

それと、札幌農協管内が取り組むことになった際の事務局体制をどうするのかということでもありますけれども、これ今は幕別農協管内のみの取り組みでありますので、幕別農協の事務所を借りて、そこに事務局があるという状況でありますけれども、これ両農協の取り組みということになれば、そういうような形では難しいと思っておりますので、できることならば、町がそのコーディネイト役になって違う場所で、両方の事務局が設置できるような形で働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかにないようですので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時15分まで休憩をいたします。

（15：01 休憩）

（15：15 再開）

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7款商工費についてご説明を申し上げます。

186ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額4億6,801万4,000円に対しまして、支出済額4億5,889万4,965円であります。

1目商工振興費、本目は商工振興、中小企業融資にかかわる経費であります。

8節報償費、細節3、住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、町内業者の施工により住宅の新築リフォームを行った方に商品券を交付する事業として、22年度からスタートしたものであります。22年度の実績は新築20件、リフォーム31件の計51件で、事業費別で申しますと、新築工事費4億2,788万1,059円、リフォーム6,219万7,051円の計4億9,007万8,110円、施工業者数は新築8社、リフォーム20社の計28社でありました。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策やパークプラザの維持管理にかかわります商工会への補助、細節4、5につきましては、中小企業融資にかかわる保証料、利子補給の補助金、細節9は21年度に創設いたしました商店街活性化店舗開店等支援事業、いわゆる空き店舗対策事業にかかわります補助金であります。22年度におきましては、新たに2件の店舗改装、家賃補助を行ったものであります。

21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託し、金融機関は預託金の3倍を融資枠として貸し付けを行うものであります。

22年度の新規貸し付けは66件、2億5,696万8,000円、融資残高は236件で、6億9,175万2,000円となっております。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政にかかわる経費であります。7節の消費生活相談員により22年度の相談件数は75件で、このうち29件、金額にして944万3,000円が相談業務により救済されたところであります。

3目観光費、本目は観光物産振興にかかわる経費であります。

188ページになります。

13節委託料は、細節5及び細節9のアルコ236、道の駅・忠類の指定管理にかかわる経費が主なものであります。細節9のリスク分担精算管理料につきましては、協定書に規定するリスク分担に基づく町の分担額を支払ったものであります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3、観光物産協会補助金が主なものであります。

4目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

190ページになります。

13節委託料、細節8の明野ヶ丘スキー場に係るリフト管理委託料、15節リフト整備工事が主なものであります。

22年度の営業状況につきましては、白銀台、明野ヶ丘スキー場とも12月25日にオープンし、営業日数は白銀台77日、明野ヶ丘70日、輸送延べ人員は白銀台14万8,315人、明野ヶ丘7万5,778人となっており、二つのスキー場の合計で前年に比ばまして輸送人員で2.7%の減となったものの、収入では0.4%の増となっております。

5目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3、企業開発促進補助金は、企業が事業所を新增設した場合において、固定資産税相当額を補助するものであります。22年度の補助件数は14件であります。

また、細節5、工業用地取得促進補助金につきましては、工業団地内の土地を土地開発公社から取得した事業者に対して、取得価格の10%に相当する額を補助するものであります。22年度は前年度同様1件でありました。

細節6、土地開発公社運営補助金につきましては、同公社の借入金利息相当額等を補助したものであります。

21節貸付金につきましては、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い用地を取得する場合に、町の預託金を原資として金融機関が貸し付ける用地取得資金の融資をあっせんするものであります。22年度の新規貸し付けはありませんでした。

なお、22年度末における融資残高は8件で6,898万3,000円となっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

成田委員。

○14番（成田年雄） 今現在、役場職員の削減だとか議員の削減だとか騒いでいる時期に、商工会のどうも人員が多過ぎるのではないかなと思うのです。商工会の負担金その他についてももう少し考えるべきで



はないかな。そういう部分で、商工会の職員と、並びに観光協会の職員の配置など教えていただければと思います。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 商工会のまず事務局体制でございますけれども、事務局長1名、それから経営指導員3名、あと記帳指導員が3名、その他の職員が3名ということで、今10名体制で事務を執行しているところであります。

本町はご存じのとおり、三極化しておりますことから、本町のパークプラザのところにある事務所、それから札内にあります事務所、あと忠類地区にある事務所、3地域でそれぞれの事務と行っておりますことから、19年に合併しましたその人員を保っております。

流れからいきますと、10年間の激減緩和措置ということで、今の人員を保てるというルールに基づいて、10名体制を整えておりますけれども、その10年後に向けて削減をしていくという計画を持っているというふうに聞いております。

それから、観光物産協会の人員体制ということでございますけれども、事務局につきましては、商工観光課のほうで担っております、私が事務局長をやり、係員がそれぞれ事務を担当しておる状況でございます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 成田委員。

○14番（成田年雄） 人数的に何名だったのかな、ちょっとあれだったけれども、事務的処理というのか、労災だとか、そういう部分のほうの人方は必要なのかな。ただ、指導員、余り私も十何年、20年近く商工会の指導員から1回も指導されたことないし、何か用事あれば銀行行って話してくださいというような発想だから、そういう人方は別段要らないのではないかなと思うのです。何か、商工連合会のほうから回っている人が何人かいるみたいだけれども、もうそういう時代ではなくて、もう個人責任の時代でもう商工会もバランス的にはもっとリストラとは言わなくても削減するような道をとったほうがいいのではないかなと思いますので。観光協会のことを言わせてもらえば、まだ多いのかな。もう1人か2人でできるのではないかと思うのだけれども。それだけ能力ある人ばかりそろっているのですから、その辺はよろしく願います。

○委員長（牧野茂敏） 答弁よろしいですね。

○14番（成田年雄） まあちょっと言ってや。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 指導員のことでございますけれども、優秀な企業、優良な企業には特に指導がないのかというふうに私ども思っておりますけれども。指導員の業務について、どこまでなのかということも含めて、あるいは最終的な人数のことも含めて、また私どもも十分協議してまいりたいというふうには思っております。

あと、観光物産協会につきましても、業務等の関係もございまして、現体制を保ちたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 186ページの商工費、1目商工振興費の中で8報償費の住宅リフォーム助成制度のことについて伺いをいたします。

22年度にスタートをされまして、実績が新築、リフォーム合わせて50件を超え、金額でも4億円を超える経済効果をもたらしたというふうに受けとめております。これは大変有効な政策ではなかったかというふうに思ひまして、町がこのときにいろいろ商工振興のためにプレミアム商品券の発行だとか、あるいは小規模登録事業者の、これは先んじてスタートしてはいたけれども、そういったこととかね合わせて、地元業者に対する経済効果は大きかったのではないかというふうに思うのです。

それで、お尋ねしたいのは、51件の実績ということですが、希望された方は全員この制度を活用することができていたのかどうか、伺います。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） システムとして、まずはこういう例えば新設であります、リフォームでありますということで届け出を最初にさせていただきまして、その後で工事が終わりましたという実績に基づいて、結果としての商品券を補償費として支出するという形になりますけれども、実績の中の51件

でございますが、届け出でのほうは新築が 29 件、それからリフォームが 34 件ございました。これが完結していないのは 22 年度の決算の中ではその年度末までに完了していないことがありますので、それですれ込んでいくということもございます。

それから、工事費が下がったために、例えば該当にならないというようなことがあれば、そういったことも要素としてあるのだとは思いますが、そういう案件はこの中ではございませんでした。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 該当にならないものはなかったということですから、希望された方がみんな活用できたのだろうというふうに思うのですけれども、リフォームで 100 万円でしたよね。それから新築で 500 万円。これスタート、1 年目ですので、22 年度はこういった実績であったかと思うのですが、もっともっと他の自治体の内容を見てみますと、もっと工事金額が低くて、それから対象となるリフォームの事業の中身ですとか、こういうのもっともっと幅広くて、極端に言えば、例えば屋根の塗装一つでも金額は少ないのですけれども、支援があるというようなことで、多くの業者の方たちが参画できるような仕組みにして、それがさらに経済効果を生んでいるという実績が全国的に広がり出しているのです。そういう点では、幕別町としてはどんなふうに考えておられるのか、伺います。

いわゆる、もっと踏み込んだ使い勝手のいいものにしていく必要があるのではないかとということです。

それから、小規模事業者修繕登録、これの実績についても伺いたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） リフォームの該当する金額としての 100 万円というものを定めた件につきましては、近隣町村の実績などを踏まえていろいろ検討した中で、リフォームという決めとして、その額が妥当だろうということで決定したわけでございます。

というのは、日々修繕だとかで、例えばボイラーが少し壊れました、修繕します、10 万円、20 万円というお金が出ていくと。それをリフォームというカテゴリーでくくって補償費を出さなければならぬいかどうかという議論がありまして、まずその 100 万円というものを定めたこととございます。

この年限を定めまして 3 年間でということなものですから、検証も含めまして利用者のほうからのアンケートもとらせていただきますし、建設業に携わる方のほうからもご意見もいただきまして、いろいろ検討をしているところではございますけれども、現時点におきましては、今の水準を保ちながら推移を見守っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 小規模修繕契約の関係でございます。

平成 22 年度登録している業者は 20 業者ございまして、そのうち 22 年度中には 16 業者に発注したところでございます。発注件数につきましては 311 件、発注金額は 1,235 万 7,000 円という状況でございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） アンケート等はもう既に集約されていらっしゃるのでしょうか。もしそういう中身もご紹介いただければお答えいただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 利用者側からのアンケートでございますけれども、金額につきましては、おおむね妥当ということでの数字が 72% ございます。

それから、新築とリフォームの割合ですけれども、新築が 39、リフォームが 61 ということでございました。

ただ、これは一方的なアンケートでやり取りなものですから、実態等もいろいろあるのだと思いますけれども、おおむねということでの回答でございました。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 実績をつくられてから、次にどうするかというのは手順だと思いますので、平成 22 年度の実績としては、非常に効果があったのではないかとというふうに思います。

それで、今後につきましては、金額も 100 万円のリフォームに対して 5 万円の商品券、500 万円以上の新築について 10 万円の商品券でしたよね。これ、私は報償のほうも、もちろん改善されれば、それはそれにこしたことはないのですが、工事金額がもっと低くなっていくことによって、対象が広がっていく。ですから、その工事を例えば今課長がお答えになられたように、その壊れたボイラーを入れかえるというのが、リフォームなのかどうかというのはちょっと疑問に思うのですけれども、しかし、住宅

のリフォーム、壁であるとか、あるいは屋根であるとか、水回りであるとか、いろいろありますよね。そういったちょっとした工事が30万円、50万円、70万円というような形で区切られていくことによって、報償費は当然変わっていくでしょうけれども、事業者の仕事がどんどんふえていくということにつながるのだろうというふうに思います。発注する側ももちろんありがたいことなのですが、これはあくまでも商工事業者の振興策としてスタートしているものでありますから、そういった観点からより使い勝手のいいものというふうに望むところですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 特にリフォームについては、100万円がどうなのかということは我々も半ば半信半疑でスタートしたところは、これは否めないわけでありまして。

といいますのは、この制度設計するとき、新築の500万円はこれは問題なくどんな家も対象になるのでしょうけれども、リフォームの100万円というのはある程度家を建ててから10年、15年たったときに、屋根、壁、これ色を塗るだろうなど。そうしたときに、普通2階建ての家であれば100万円はまづかかるだろうということが一つ想定でありました。当時、土幌あるいは芽室が先行しておりまして、いずれも100万円という形でありましたので、十勝スタンダードといいますか、リフォームというのはおおむね100万円ぐらいお金かかるときに、これを町内業者に頼むのか、あるいは町外の業者に頼むのかといったときに、商品券がもらえるので、これは町内にしようやと、業者選定の町内業者を選定するための背中を押す、後押しをするための施策としてスタートしたわけでありまして。そのためには、10万円、20万円のふだんから業者は決まっているところに頼む場合には、これは商品券の役割といいますか、これを創設した役割というのは非常にないわけでありまして、やはりまとまった金額の発注をする際にやはり悩むと。そのときに背中を後押ししようということから、100万円という金額設定をしたわけでありまして。

ただ、これ建築業者と意見交換をした中では、100万円にわずか届かなくて、100万円になれば商品券をもらえるよという話を業者がしたところ、では、材料のグレードを上げて100万円に届くようにするわといったケース、そういったケースもお聞きしていますので、当面まず3年は今の形で実施していきまして、次、やるやらないとなったときには、どういった考え方が、どういう金額設定がいいかということとは十分に検討したいというふうに思っています。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） ぜひ十勝管内だけでなく、先んじて取り組んだ全国各地の事例がたくさんあるわけですから、そういうところのも参考にさせていただいて、以前議会でも紹介したことがあります。今回災害に遭ってしまった岩手の宮古あたりは、20万円からスタートしているのです。ですから、どこをどういうふうに後押しするかという見きわめなのだと思います。そこは下がったほうが、より仕事が広がっていくということは明確なわけですから、そういった十勝管内に限らず先進地の制度をしっかりと研究させていただいて、今後に生かしていただきたい。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

小島委員。

○5番（小島智恵） 187ページ、1目19節の9ですけれども、商店街活性化店舗開店等支援事業補助金なのですけれども、先ほど新たに2件補助金を受けたということだったのですけれども、新規の店舗が本当に定着しているのかということと、あと活性化という意味で言いますと、この補助金が本当に効果があるものなのか。あまり効果がないのではないかなというふうに思ったのですけれども、今後、既存の商店の活性化も必要だと思いますので、そのことも踏まえて、今後この補助金のあり方というか、考え方についてお伺いしたいのですけれども。

○委員長（牧野茂敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） この制度につきましては21年度からスタートしておりますけれども、21年に2件ございましたが、ここにつきましては事業の継続ができておりません。1年で閉店になっていきます。

それから、今決算にございます新規で2店ございましたけれども、この2件につきましても、結果ですけれども、撤退するという状況にございます。

平成23年度につきましては、今4件ほど案件を抱えておりまして、手続をとっているところでございます。

なかなか空き店舗になって歯抜け状態になっている商店街なものですから、何とかそこを手助けした

いということをやった制度でございまして、結果として撤退はしておりますけれども、一番危惧していましたが全く応募がなくて、全くこれはだめな商店街というようなことでなく、来てくれたということは非常にありがたいなというふうに思っております。結果、継続できていないということの結果だけをとらえますと、大変厳しいものでございますけれども、そんなふうにも評価しているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。  
（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかにないようですので、7款商工費につきましては、終了させていただきます。  
次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8款土木費につきまして説明をいたします。

192 ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額2億5,109万1,000円、支出済額2億2,160万9,705円、不用額2,948万1,295円の主たるものは、1月以降に見込みました降雪量が少なかったことによります除雪経費の執行残であります。

1目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した経費でありまして、町道の管理委託料及び除排雪機械借上料が主なものであります。

13節委託料のうち細節1の委託料は、幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。

細節2は、幕別地域の町道清掃業務の委託料、細節6は、札内駅エレベーターの保守点検に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料のうち細節5は、除排雪機械41台ほか関連機械の借上料であります。

次に、2目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、13節委託料の細節6につきましては、古舞、栄、美川の各一部26.59平方キロメートルを調査した費用であります。

細節7は、土地異動に伴います費用であります。

194ページへ行きまして、2項道路橋梁費、予算現額4億6,970万4,000円で、支出済額は3億9,167万7,490円であります。

1目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7節賃金は107カ所の樋門管理人の賃金であります。

13節委託料は、道路台帳及び普通河川台帳の修正に係る業務委託料です。

14節使用料及び賃借料の細節5は、札内西和線などの4路線の用地借り上げに要する費用であります。

次に、2目道路新設改良費、本目は町道の改良、舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、次のページへ行きまして、13節の委託料は工事に伴う用地確定業務や翌年度以降に整備する道路の調査、設計などに要した費用であります。

15節工事請負費では、12路線の道路事業を実施しておりまして、国庫補助事業で実施したものが南町団地道路10号など5路線、起債事業では札内鉄南大通路地方特定道路整備事業など6路線、ほか町単独事業では、札内北大通路道路整備工事など3路線のほか、歩道段差解消工事などを実施しております。なお、冬季工事のため翌年度繰り越しとなりましたのは、新北21号通と春日団地道路9号であります。

198ページへ行きまして、17節公有財産購入費では、白樺線など町道整備に伴う用地買収費が主なものであります。

22節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管移設の補償や用地買収に伴う移転補償であります。

次に、3目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、14節使用料及び賃借料は、日新線など5路線の道路側溝土砂挙げに要した機械借り上げの経費であります。

15節工事請負費の細節1は、主に路面修正工事でありまして、途別新川線道路舗装工事ほか17工事、細節3は各種道路施設の補修工事、軍岡大豊線ほか1道路補修工事ほか69件の工事、細節4は主に維持工事で、区画線整備工事などの10工事、細節5は災害に認定されない雨などによる復旧工事で南勢新和線のり面補修工事など3件の工事であります。

次に、4目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁維持管理費でありまして、15節工事請負費、細節1は

五位橋補修工事など 10 工事、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝中央大橋の管理負担金であります。

以上が土木費であります。道路事業の 22 年度の実績は、総務費で説明をいたしました 3 種類の交付金事業を含めると、道路改良工事が 1,399 メーター、舗装につきましては 1,485 メーター、歩道整備につきましては 2,950 メーター、オーバーレイ工事につきましては 1,493 メートルの実績となっております。

次に、3 項都市計画費、予算現額 5 億 3,816 万 1,000 円に対しまして、支出済額は 5 億 3,631 万 9,444 円であります。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、都市計画審議会は 4 回開催しております。

13 節委託料、細節 5 は、幕別町の都市計画図の白図に作成した費用、細節 6 は、平成 23 年度見直し予定の幕別町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に関するアンケート等に調査に要した費用のほか、国、道が実施した交通量調査に合わせた町道 18 カ所の交通量調査の費用、19 節負担金補助及び交付金につきましては、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金であります。

200 ページへ行きまして、28 節繰出金は公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した経費でありまして、13 節委託料のうち細節 5 の公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデンや果樹の管理に要した費用であります。

細節 6 は、さつき通堤防緑地の草刈りに要した経費、細節 7 は依田公園浄化槽の管理に要した経費であります。

次のページ行きまして、15 節工事請負費のうち細節 1 は、滑り台、ブランコ、フェンス等の補修に要した経費、細節 2 は、遊水路や木造修景施設の補修に要した経費、細節 3 の止若公園道路連絡道路整備工事は役場西側のスロープの土どめが地震等により亀裂が入り危険な状態となったため、別ルートの通路を整備したものであります。

16 節原材料費は、パークゴルフ場の肥料、花の苗、芝生の購入などに要した費用であります。

次に、3 目街路事業費、本目は街路事業に要した経費であり、事務的経費のほか、13 節委託料につきましては、札内西大通東 7 号の交通量調査に要した費用、15 節工事請負費は、北栄西通の東 6 号から国道交差点までと札内北大通の国道への国道の交差点変更の整備に要した費用であります。

17 節公有財産購入費につきましては、北栄西通 1 件の用地買収に要した費用、22 節補償補填及び賠償金につきましては、北栄西通 2 件の補償に要した費用であります。

次に、4 目公園整備費、本目は公園の遊具等に更新に要した経費であり、事務経費のほか、13 節委託料は街区公園 16 カ所の遊具の更新に係る実施設計に要した費用であります。

次のページ行きまして、15 節工事請負費は、街区公園 5 カ所の遊具などの施設整備に要した費用であります。

22 節償還金利子及び割引料は、平成 21 年度遊具更新における撤去遊具等の発生材売払収入による国庫支出金の精算還付金であります。

次に、4 項住宅費、予算現額 1 億 1,312 万 9,000 円に対しまして、支出済額 1 億 1,258 万 7,433 円であります。

1 目住宅総務費、本目は住宅関係事務の臨時職員と住宅料の徴収に係る嘱託職員の賃金及び事務的経費に要した費用が主なものであります。

2 目住宅管理費、本目は町営住宅 862 戸の維持管理及び修繕などの経費であります。

1 節報酬につきましては、公営住宅委員会の開催による報酬、7 節賃金は、町営住宅 18 名の管理人賃金であります。

11 節需用費の細節 40 は、公営住宅の修繕に要した費用で、修繕件数は 467 件であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、公営住宅の営繕工事に要した経費であります。

206 ページへ行きまして、3 目公営住宅建設事業費、本目は町営桂町東団地、町営忠類白銀町団地の全面的改善事業に要した経費でありまして、13 節委託料の細節 5 は、全面的改善を行う住棟の安全性、居住性及び費用対効果として適切であるかどうかの評価を受けるための委託料であります。

15 節工事請負費の細節 1 は桂町東団地、細節 2 は忠類白銀町団地、それぞれ 1 棟 4 戸の全面的改善工事に要した経費であります。

22 節補償補填及び賠償金の細節 1 は、町営住宅の全面的改善事業に伴う入居者の移転に要した費用で

あります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 207ページ、3の公営住宅建設事業費の15工事請負費、1の桂町東団地、2の忠類白銀町団地、これにかかわってお尋ねをいたします。

古い公営住宅が改修されまして、新しく完成いたしました。この新しく完成した住宅が古い住宅の基礎部分をそのまま活用して建設されているために、でき上がった住宅の間取りで窓が非常に小さいということ予算のときにもお話をしてまいりました。これは引き続き、次のそれぞれの全部で4棟ございますから、4棟、1棟が終わりましたので、残り3棟の改築で既に1棟がもう始まっておりまして、順々に年次を追って進められているわけですが、この点での改善が図られたのかどうかということが一つと、もう一つは、これ1棟に3,800万円かかっているのですね。大体1軒1,000万円ぐらいになるのかなというふうに思うのですけれども、これは改修ではなくて新築というふうに考えたら、一体どれぐらいの予算がかかったのか、伺います。

○委員長（牧野茂敏） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 6月だったでしょうか、3月だったでしょうか、ご質問いただきまして、窓の話をさせていただきましたけれども、南方の面の縦長の出入りできる窓といいますか、玄関といったらいいのでしょうか、その部分については横幅にして30センチ広げることが可能ということで今回の全面的、今年度やっている全面的改善事業では対処しております。

それから、その東側の窓、純然たる窓ですね。そちらについては、横幅ちょっと広げられないものから、上下にということで20センチほど広げております。以上のような改善をさせていただいたというところでございます。

それから、全面的改善事業と新築との工事費の違いといいますか、差についてのことだと思いますけれども、全面的改善事業ですと1戸当たり1,000万円近くのお金がかかっております。それを新築したときにどのぐらいになるかということですが、規模的には昨今、管内的に建てられている住宅の規模よりはどうしても小さく比較するしかないと思うのですけれども、それでいくと1,200万円から300万円ぐらいというような金額になるのではないかというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 少しでも窓が広がってよかったなと思います。

ただ、この1,000万円近くかかって、それで古い基礎を活用するがために、壁も活用しているのですね、一番外側の壁。基礎と壁はブロックの壁がありまして、それを活用して、つまり改築といいましても、その限られた条件の中で4軒の家を配置して改修をされていると。そういう古いものを活用しているので、相当建築費は安くつくのかなというふうに思っていましたら、ざっと見ましたら1戸について1,000万円近くかかっているということになって、でき上がった住宅はやはりこれも40年、50年とまた使っていくわけですね。そうすると、今1,200万円から300万円ということで、一、二割工事費がふえるのだなというふうに思うのですけれども、そういう多少の工事費の増額をもってしても、将来的なスペース等を考えれば、もっと広い制限された範囲ではなくて、もちろん土地が限られていますから制限はされるのですけれども、もうちょっとゆとりのあるものになれたのではないかなという、もう単純に思うものですから、そういう道は今後のところもとっていくことはできないのかどうか。改修事業というふうになることによって、有利な何か補助が受けられるのかどうか、新築になったら全く町単独になってしまうかどうか、そういうことも含めまして、新築に切りかえていくことが可能かどうか、そういう道がないのか、伺いたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 全面的改善事業、本町では初めて桂町東団地と白銀町団地でやらせていただいたわけですが、当時の全面的改善するに至った経緯といたしましては、国のほうが資源を有効に使おうと、ごみを減らそうというようなことがありまして、それで本町といたしましても、建物として躯体として使えないような状況であればまた別なんでしょうけれども、十分に使えるという判断をしておりましたので、それで全面的改善事業を行ってきたということでございます。

この先、そうしたら、引き続きやっていくのかどうかという話もありましたけれども、これは今現在19年度に策定いたしました公営住宅ストック計画、活用計画、これに基づいてやっておりまして、両団

地につきましては、引き続き継続して同じようなことでやっていきたいというふうに考えています。

ご承知のように来年度ストック計画の見直しがありますので、その中で全面的改善を引き続きやっていくのがいいのか、それとも新たな考え方をもってやっていくのがいいのかということは、その中で議論といたしますか、考えていく話でないかなというふうに思います。

それから、全面的改善事業と新築との補助の違いということなのですが、基本的に大きな違いはありません。若干といえば、全面的改善事業のほうが若干不利な面もあるかなといったところです。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そうですね。財源的にそんなに変わりがないということであれば、ぜひ次の手がける前に検討していただく、そういった考えに立っていただけないかなと思うのですが、もう既に皆さんごらんになられていると思うのですが、結局狭いものですから、下の土台を活用して、玄関の部分を、いわば今までよりも広くしましたよね。玄関を出窓、玄関ですから出窓ではないのですが、要するにスペースを広げて、そしてひさしもつけてという形で建てられているのですが、結局その部分が、入居者の人にとっては今までよりも、実は今までよりもいろんな設備の関係で狭くなっているわけですから、その部分を玄関の飛び出した部分で代用しているというのか、ですから玄関を、玄関としては使っているのですが、広く皆さん、玄関にもじゅうたんを敷かれて、棚をつくって、そして一定のものも収納できるようにしながら、新しい住宅に住んでらっしゃるわけですよね。

そうであるならば、最初からそういうものがきちっと改修の範疇であるから、こういう形でやむを得ないのだなというふうに思いますけれども、もし最初からきちっともとの土台に縛られることがなかったら、もっときちっとした有効なスペースも使って建てることはできないかと思うのですよね。

ですから、町の持ち出しが本当にたくさんふえていくということであれば、これはこういう要求も無理かなとは思いますが、そういった点に余り違いがないのであれば、早い時期に検討をしていただくということも求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 全面的改善事業、ご存じのとおり、この五、六年の中で、日本的にといいますか、ある資源を活用しながらエコにつないでいこうという、根っこ、基本からまだRCだったり、ブロック造だったりということで使えるものは使っていこうという国の方針といたしますか、そういうものに基づいて全国的に整備が進められてきたということでございます。

それで、今おっしゃいます全面的改善、今現在うちがやっている全面改善は両方とも幕別、忠類ともブロック造でございまして、基礎部分と壁の部分のいわゆる強度的なものが影響しないものは極力残した中で使っていけないと、改善はできないよという、言ってみれば、ネックもございまして。それで、今回の桂町につきましては、今のライフスタイル等に合わせた間取りに変更をしながらやっていった結果、南側にユニットバスにかえたものが窓の部分にかかってしまったということで、どうしても窓が小さい形になったという結果になりました。

それで、先ほど言いましたように、構造体、どこまでそれを残した形で改善ができるのかというところを、これは設計さんとも十分協議をさせていただいているのですが、限界があるということで、したら、その限界までぎりぎりなのは、住みやすい南の光を入れられるような形の改善はできないかということで、今年度また協議をさせていただきます、今年度それに改めていきたいということでもあります。

それともう一点、いわゆる一戸建て、新たに改築をしたほうがいいのか。事業にも余り変わらないということ、余りといいますが2割、3割は当然変わってはくるのではございますけれども、先ほど言いましたように、世間の流れというのか、使えるものは使っていこうということで走ったのでございますけれども、今後は国のほうも、この6年、あかしやの4階建てにつきましても、ことしで5年目になりますので、その辺も今後その改善をしていくのか、かえって新たに建てたほうがという、費用対効果の部分につきましても、検討を重ねて国のほうで指針を示すという順番も来ておりますので、先ほど言いましたうちの計画についても、それを見ながらどうしていくかと決めていきたいなというふうに考えています。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） エコも大事だと思います。ただ、これ今建っているのは耐用年数どれぐらいになるのでしょうか、新しく新築したものは。

やっぱり居住者があっての住宅といいますか、快適な住宅を保障するということから始まっていくの

だろうと思うのですけれども、あかしやのようなもともと1戸当たりの面積が広いところの改修の場合と、桂の場合には、本当に最初から小さい住宅でしたよね。そういった場合の改築のあり方というのは、当然違ってきていいのではないかなというふうに思うのです。ですから、広い住宅を改修されるときは、一定の今のエコ対策も含めて、それぞれこれまで使ってきた基礎だの壁だの残してやるというのは、私は有効的だと思うのです。ただ、もともと小さいところでそれをやってしまうと、本当に一番最初に建ったように、せっかく新しい住宅ができたのに、本当に光も入らないというような、しかもそこに何年も状況によっては暮らしていくことになるということを思えば、次の新しいところに手をつける前に、ちょっと見直してもらって、次に向けていいものができたらいいなというふうに思いました。何かありましたら。

○委員長（牧野茂敏） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 言われるとおり、道営あたりは、1戸を1戸ではなくて、1.5なり二間口を使って1戸に改善するとかという改善の仕方も進めております。そういった面も先ほど言いましたけれども、小さいもの、大きいものも含めて改善そのものが、やったほうがいいのかどうなのか。耐用年数そのものは30年という形になるのでございますけれども、現実その年数も交えて考えられていくなど。

それと、もう一つですけれども、やっぱり事業費が安くなるという部分では、家賃にも影響してくるということもございますので、そこら辺も新たに土地を購入して建てていくとなると、家賃のはね返ってくるということでいけば、そこら辺も加味した中で全体計画をまとめていかなければいけない。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 10番谷口です。

200ページ、2目都市環境管理費、13節委託料、公園清掃管理にかかわって質問をさせていただきたいというふうに思います。

公園の利用の中で、町民の方々から何点かいろんな思いを寄せられている、そのことを紹介させていただきたいのですけれども、一つはやはりペットのふん尿のことがあります。公園の中または公園の周辺にたくさんのふん尿が落ちているのだというようなこと、それから公園の中の木ですね、年数とともに大きくなっていて、そして光を遮る、または街灯の光が当たらないところができる、時期によってはアレルギーのもとになる、そんなようなことが寄せられています。

まずは、ペットのふん尿のこと、それから公園をつくるに当たって、植える木に、どのような考えのもとで植えられたか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 犬のふんについてでございますけれども、これも予算委員会のときだったか質問があったかと思うのですけれども、基本的には幕別町の公園については犬の立ち入りを禁止しておりません。ただ、当然のごとく、ペットの飼い主については、リードをつけて歩くですとか、ふんについては拾って歩くですとか、当然のマナーを守っていただくというのが条件でありますけれども、現実的にはそれが守られていない飼い主がいることも事実であることは承知しているところでありますけれども、今のところ、町としてはそれ以上の部分についてはさわっていない状況であります。

ただ、地域の公園によっては犬のふん禁止ですとかという看板をいっぱい張ったり、そういう対策はとっている部分もたくさんありますし、その他の公園についても町で看板を設置したりしている状況であります。

あと、公園の木についてでありますけれども、これも木ですので、公園ですから、まず木陰が必要だという意味合いで植樹はさせていただいております。ただ、植えるときは3メートル程度の木でも、10年、20年とたつに従って、大きくなるのも事実でありますし、そういった大きくなって困ったというお話が公区等から寄せられた場合については、現地を見て、支障となるような部分については枝払いをしたりというような対策はとっておりますけれども、中には秋口の枯れ葉が飛んできて困るというような苦情も受けているのは事実でございますけれども、それについては道路の部分については秋口に清掃をします。それから、公園にたまった枯れ葉についても、委託の中で清掃したりはするのですけれども、毎日毎日風が吹いて飛んでいったものについては、やはり処理し切れないのは現状でございますので、その部分についてはご了承いただいているというのが実情でございます。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 考え方についてはわかったのですけれども、以前にも今ご指摘のあった予算委員会等でも私この件では質問させていただいているのですけれども、札内北公園などは、今ご答弁にあった



ようにたくさん看板もついて、ペットのふん尿についての注意は喚起は促しているわけですが、それでもそういう状況になっている。マナーのよくない飼い主さんがたくさんいらっしゃるのかなということが推察されるわけであります。

公園の中、ペットの習性としては、ふんならば拾える。おしっこならそれはもうどうしようもないと。でも、一方でバスで乗りつけて子供たちがその場で遊ぶような、そういう場でもあるということで、実は運営されているわけであります。私はやっぱり今いろんな考え方あるのでしょうかけれども、ペットの入れる空間をちゃんと区別するような、もしくはペットにおしめをするような、そういったことも飼い主さんをお願いする、そんなことも今必要な状況まで来ているのではないかなというふうに思うのですけれども、そのことについて、前もこれはご指摘した中身なのですけれども、それは変わっていないものですから、どういうふうなことになるのか、お尋ねしたいと思います。

それが一つと、木については、年数がたてば当然大きくなる。枯れ葉のことだけではなしに、間引いていく、そういったことも必要なのだと思うのですけれども、そういう対応はやっぱりこういう条例はアダプトプログラムの中でも公園の管理はやっていますけれども、そこまではできませんよね。やっぱり町のほうでそれについては調整しなければだめな中身だというふうに思うのですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 1点目の犬の飼い主さんに対する周知ということでございます。これはたしか以前にもご質問ありまして、私のほうからお答えをさせていただいた経緯がありますけれども、広報だとか、または犬の予防接種のときだとか、いろんな場合に犬の飼い主さんについてはマナーを守っていただきたいと、こんなことについての周知というのはさせていただいています。

また、北公園におけるドックランの関係、これも1回質問がありまして、検討させていただくという話をさせていただきましても、なかなか適する地域というのが今のところ見つからないと。検討はさせていただきました。公園の中にそれを設けるのがいいのか、それとも別なところにドックランになるような広場を設けたらいいのか、この辺については今も検討中でございますけれども、まだ結論が出ていないというところでございます。

一時、札内川の河川敷のあいっているようなところにそういったような広場ができればどうなのだろうというようなことも考えをいたしました。ただ、なかなか距離があるというようなことだとかいろいろありまして、利用が果たしてどうなのだろうというようなことで、引き続き検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 公園の立木のご関係でございますけれども、現在、立木の支障あるいは先ほど土木課長が言いましたように、秋の落ち葉の関係等につきましては、すべてが公区の公区長さんをお交えてどういう形でやったらいいのだろうかというご相談を差し上げた中で整備をしているのが現状であります。それは特に街区公園は住宅街の中にありますので、特にそうですし、あるいは近隣地区公園につきましては、それに隣接する公区の方に相談をしながら、どの程度を伐採していいのか、あるいは人によってはそのままを残してほしいという方もおりますので、地域の方々の意見を中心に、優先してやっているのが現状でございますので、今後ともそういう形では進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ないようですので、8款土木費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際、16時30分まで休憩をいたします。

（16：13 休憩）

（16：30 再開）

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9款消費費に入らせていただきます。

説明を求める前にお諮りいたします。

質問の内容いかんにより一部事務組合の説明を求める必要がある場合は、一たん休憩し、休憩中に行

うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたしたいと思います。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

208ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、予算現額5億7,783万6,000円に対しまして、支出済額5億7,707万1,000円であります。

1目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等にかかわる費用であります。

2目非常備消防費は、非常備消防団員の報酬や消防団の運営交付金等、通常団費と言われる経費の分担金であります。

3目水防費は、災害に対応するべく計上した経費ではありますが、本年度決算においては支出はありません。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(牧野茂敏) ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 質疑はないようですので、9款消防費は、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費の入らせていただきます。

10款、教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長(佐藤昌親) 教育についてご説明申し上げます。

210ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額3億8,194万円に対しまして、支出済額3億7,604万2,145円であります。

1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。平成22年度は14回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2目事務局費であります。

4節共済費のうち細節14、社会保険料は、臨時職員、嘱託職員等の32名分の経費であります。

212ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち細節6の奨学資金交付金は、申請者71名に対し認定者は64名で、支給月額4,000円となっております。

細節7の教育振興会交付金は、幕別町の学校教育振興のために町内の小中学校で組織しております教育振興会に対して交付したものであります。

細節11は、札内北小学校の開校30周年記念事業に対する補助金であります。

3目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅127戸の維持管理経費であります。

11節需用費のうち細節40の修繕料では、学校施設の修繕が約9割を占めております。

214ページになります。

13節委託料のうち細節10と11は、旧駒畠小学校の教員住宅用地処分に係る不動産鑑定料と用地確定測量の経費であります。

細節17は、糠内小学校改築工事の実施設計料であります。

15節工事請負費のうち細節3、小中学校トイレ洋式化工事は、小学校では59カ所、中学校では21カ所のトイレを洋式化とし、洋式化の率は70%となりました。平成21年度に比べ20ポイントの上昇となりました。

4目スクールバス管理費は、スクールバス12路線の民間委託運行の経費であります。

12路線のうち8路線は、町所有のバスを貸与しての運行委託であります。

216ページになります。

5目国際化教育推進事業費は、国際交流員2名の賃金と共済費等の経費であります。

2名の国際交流員は、火曜日から金曜日までの週4日間、分担して町内の5校の中学校を訪問し、英語担当教諭とのチーム・ティーチングにより英語指導を行うほか、月曜日には幼稚園や保育所、小学校への訪問も実施しております。

6目学校給食センター管理費であります。

給食センターの稼働日数と給食提供数は、幕別学校給食センターが年間210日で1日平均2,470食、忠類学校給食センターが年間205日で1日平均238食となっております。

給食の提供は、小中学校以外に幕別学校給食センターは糠内保育所を始め、へき地保育所4カ所へ毎日、町立・私立幼稚園の2カ所に週2日、忠類学校給食センターでも忠類保育所と駒島へき地保育所の2カ所に週2日給食を提供しております。

218ページになります。

13節委託料は、細節7の給食配送委託料のほか、各種設備類の保守点検などが主なものであります。

220ページになります。

2項小学校費、予算現額1億8,716万2,000円に対しまして、支出済額1億7,977万8,383円であります。

1目は、学校管理費であります。

7節賃金の細節2は、学校事務補助職員の2名の賃金であります。

細節6は、発達障害や学習障害のある児童に対し、個に応じた教育を行うため、小学校4校の特別支援教育支援員13名の賃金であり、特別支援学級の在籍児童のほか、普通学級に在籍する学習障害などの児童に対しても教育的支援を行っております。

222ページになります。

上段の13節委託料の細節1、学校管理委託料は、学校内外の清掃、管理等の業務を行うため、小規模校を除く6校の小学校に用務員等を配置しているものであります。

19節負担金補助及び交付金のうち細節5の学校管理費交付金は、各学校の環境整備等に対して、同じく細節6の学校運営費交付金は、学校行事や特別活動などの対して交付しております。

2目は、教育振興費であります。18節備品購入費のうち細節1の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品の経費であります。

細節2の教育用コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業活用して購入いたしましたコンピューター167台分の償還金額であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は小学校8校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

20節扶助費のうち細節1から5までは、就学援助に要した経費であります。

申請者383名に対し、認定者319名、総児童数に対する認定率は18.8%で、前年度の19.8%に比へまして1.0ポイント減少しております。

次に、3項中学校費、予算現額1億3,109万5,000円に対しまして、支出済額1億2,569万6,563円あります。

1目学校管理費は、中学校5校の管理運営に要した経費であります。

224ページになります。

7節賃金は、学校事務補助職員2名と幕別中学校及び札幌内東中学校で相談を受けますところの教室相談員1名のほか、発達障害や学習障害のある生徒などに対し、個に応じた教育を行うため、特別支援教育支援員2名分の賃金であります。

13節委託料のうち細節1の学校管理委託料は、小学校と同様に学校の清掃、管理等を行うべく、中学校5校に用務員等を配置しているものであります。

226ページになります。

2目教育支援振興費であります。

8節報償費、細節3は全道・全国文化スポーツ大会参加奨励金でありまして、個人434名と72団体分あります。

20節扶助費、細節1から細節5までは、就学援助の経費であります。

申請者206名に対しまして、認定者175名、総生徒数に対する認定率は21.0%で、前年度の19.7%に比較いたしまして1.3ポイント増加しております。

なお、小中学校合わせての認定率は19.5%でありまして、前年度の19.8%に比較いたしまして、0.3ポイントの減少となっております。

4 項幼稚園費、予算現額 2,997 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2,958 万 9,019 円であります。

1 目幼稚園管理費のうち 7 節の賃金は、個別の支援が必要な園児に対応するため雇用いたしました臨時職員 1 名、代替職員 2 名及び事務職員 1 名のほか、嘱託職員である園長の賃金であります。

なお、平成 22 年 5 月時点の園児数は 44 名でありまして、前年度と比べまして 4 名の減となっております。

228 ページになります。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3、私立幼稚園入園料保育料補助金は、20 節扶助費にあります就園奨励扶助の対象とならなかった保護者に対して、保険料月額 3,500 円を 17 名に補助するとともに、所得に関係なく今年度幼稚園に入園いたしました園児の保護者に対しまして、入園料 7,000 円を 86 名に補助したものでありまして、対象者の実人員は 98 名となっております。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児を持つ保護者に対しまして、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を扶助するものでありまして、対象者は 202 名となっております。

5 項社会教育費、予算現額 3 億 3,630 万 9,000 円に対しまして、支出済額 3 億 3,211 万 7,415 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び生涯学習アドバイザー 2 名の人件費、集団研修施設こまはたの開設に係る改修費のほか各種団体に対する負担金、補助金などあります。

230 ページになります。

上段の 9 節旅費のうち細節 3、特別旅費は、中学生と高校生の海外研修引率者 3 名分の経費であります。

13 節委託料は、旧駒島小学校を宿泊可能な集団研修施設として改修するための実施設計及び工事管理料であります。本年度、23 年度にオープンいたしまして、目標人数 2,000 人を見込んでおりますが、利用好調によりまして現在 2,600 人程度の利用になるのではと予想しているところであります。

15 節工事請負費と 18 節備品購入費は、集団研修施設の経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、オーストラリアを訪問いたしました中学生 16 名、高校生 1 名の参加補助金であります。

2 目公民館費は、糠内と駒島の公民館及び相川と中里の学び舎の管理運営、さらには関係団体への支援などの経費であります。

7 節賃金は、糠内と駒島の公民館管理人賃金で、8 節報償費、細節 1 は、しらかば大学と講演会に係る講師謝礼であります。

232 ページになります。

3 目保健体育費は、体育指導員 12 名の報酬や管理人の賃金、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営経費であります。

8 節報償費、細節 3、全道・全国大会参加奨励金は 56 件、305 名に交付しております。

234 ページになります。

中段の 13 節委託料、細節 5、町営リンク造成委託料は 2 カ所分であります。

236 ページになります。

4 目青少年育成費は、青少年問題協議会の委員の報酬のほか、子供会育成補助金などの経費であります。

5 目町民会館費は、町民会館と札内福祉センターの管理運営経費であります。

平成 22 年度の利用者は、町民会館が 1 万 4,869 人、札内福祉センターが 2 万 6,920 人となっております。

238 ページになります。

上段の 15 節工事請負費、細節 1 は、札内福祉センター省エネ改修工事の経費であり、北海道グリーンニューディール基金事業を活用いたしまして、窓のプラスチック化と照明の LED 化などを行ったものであります。

6 目郷土館費は、文化財審議委員 5 名の報酬とふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費であります。

7 節賃金のうち細節 4、嘱託職員賃金は、生涯アドバイザー 1 名の賃金であります。

240 ページになります。

7 目ナウマン象記念館管理費であります。

7節賃金は、臨時職員4名の賃金でありまして、平成22年度の利用者数は1万482人でありまして、242ページになります。

8目スポーツセンター管理費であります。

本日は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営経費であります。

平成22年度の利用者数は、農業者トレーニングセンターと武道館を合わせまして3万3,258人、札内スポーツセンターが10万4,212人、忠類体育館が9,508人でありまして、

244ページになります。

9目図書館管理費であります。

7節賃金は、臨時司書6名と移動図書館車運転手1名、臨時職員1名の賃金であります。

246ページをごらんください。

上段の18節備品購入費は、本館及び各分館に、図書資料4,796冊と映像資料80点を購入したものであります。

平成22年度末の蔵書冊数は、前年度よりも6,080冊増加いたしまして、21万6,447冊となりました。

また、貸出冊数は19万5,958冊でありまして、町民1人当たりの貸出数は7.1冊となっております。

10目百年記念ホール管理費であります。

平成22年度の利用者数は11万80人でありまして、前年度に比較いたしまして9,710人、9.7%の増となっております。

13節委託料の細節1は、平成20年度から導入いたしました指定管理者制度の管理委託料であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は、芸術文化公演事業に対する交付金で、平成22年度は20件の事業を開催いたしまして、9,484人の参加がありました。

以上、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたが、この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することと決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会といたします。

16:47 散会

# 平成22年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成23年9月21日 開会 10時00分 散会 16時07分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出 席 者

① 委員 (17名)

1 小林純文	2 寺林俊幸	3 東口隆弘	4 藤谷謹至	5 小島智恵
6 岡本眞利子	7 藤原 孟	8 乾 邦廣	10 谷口和弥	11 芳滝 仁
12 田口廣之	13 前川雅志	14 成田年雄	15 中橋友子	16 野原恵子
17 増田武夫	19 千葉幹雄			

② 委員長 牧野茂敏

③ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
議 長 古川 稔	教 育 長 金子 隆
代表監査委員 柏本和成	監 査 委 員 斉藤喜志雄
会計管理者 新屋敷清志	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義	民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親	総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 伊藤博明	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 湯佐茂雄	学 校 教 育 課 長 羽磨知成
生涯学習課長 中川輝彦	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博
図 書 館 長 長谷 繁	会 計 課 長 森 広幸
町 民 課 長 川瀬俊彦	税 務 課 長 姉崎二三男
保 健 課 長 境谷美智子	福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 福 祉 課 長 原田雅則	水 道 課 長 田中光夫
経 済 建 設 課 長 細澤正典	

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 審査事件 平成22年度幕別町一般会計ほか10会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

# 議 事 の 経 過

(平成23年9月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長（牧野茂敏） おはようございます。

それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

場内、余り暑くありませんけれども、上着をとりたいた方はとっていただいて結構でございます。

それでは、10 款教育費について説明が終わっておりますので、質疑を受けたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

藤谷委員。

○4 番（藤谷謹至） 教育費の中で、3 目教育財産費、ページ数が 214、215 です。

13 の委託料の中で、細目 10、11 旧駒島小学校教員住宅用地不動産鑑定委託料と旧駒島小学校教員住宅用地鑑定測量委託料、これは何のために使用したのか、お尋ねいたします。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 今、ご質問にありました旧駒島小学校の教員住宅用の不動産鑑定及び測量の委託料でございますが、駒島小学校の閉校に伴いまして、当地にありました教員住宅 4 棟の売却に当たりまして、用地の確定と不動産鑑定をいたしまして、価格の確定をしたものでございます。

○委員長（牧野茂敏） 藤谷委員。

○4 番（藤谷謹至） 売却したということなのですが、これはだれが、どのような目的でこれを買われたのか、その売却の価格、それがわかればお知らせください。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 地域の方から要望がございまして、地域の方々が、例えば農業をやっている方々が農業者を雇うと。その場合に、その人の住宅に使うとか、また農業をやっている方が、その家族の、息子さんたちの家に使うとか、そういうことで地域のほうから、地域限定で売り渡ししてくれないかという要望が公区のほうからございまして、これに基づきまして地域を限定にした入札を行いまして、価格を決定して売却いたしました。

価格につきましては、1 棟が、土地、建物含めまして、落札価格として 60 万円が 2 棟、70 万円が 1 棟、それと昭和 50 年築の古い建物ございましたけれども、こちらのほうは 10 万円と、4 棟については、この価格で売却をいたしております。

○委員長（牧野茂敏） 藤谷委員。

○4 番（藤谷謹至） 公区からの要望ということでお聞きしたのですけれども、ほかにこの教育施設として利用する価値はなかったのかどうか、1 点尋ねいたします。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 不動産鑑定するときにも鑑定士のほうから言われましたが、現況以外の目的、現況以外の建物、土地を現況以外で使うことはまず難しいであろうということで、やはり居住用の財産としての価値しかないであろうということで、居住ということであれば、今申し上げましたように、公区からのそういう要望がございましたので、それに基づいて私どもが売却したということでございます。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

野原委員。

○16 番（野原恵子） 222 ページ、2 目教育振興費の 20 節扶助費ですが、就学援助のことでお聞きいたします。

資料を見ますと、小学校の就学援助の率は減っておりますが、中学校の就学援助の率はふえております。そういう中で、中学生に対する就学援助ということでは家計負担が大変重くなっているのかなということが推察されているところでもあります。つきまして、その就学援助は、申請してからどのくらいの日数で支給されているのか、また修学旅行等の日程ではどのようになっているのか、それから年度途中で申請される方は何人ぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） まず、申請から決定までの日程でございますが、在学している子供たちにとっては、3 月の二十数日、24 日ごろがまず一つの締め切りでございます。それから、新入学生、進学

児童については、4月の15日と。これに基づきまして、4月の下旬に決定をいたしまして、6月の中旬から上旬にかけて第1回目の支給ということになっております。

次、修学旅行の日程でございますが、本年度申し上げますと、早いところでは、中学校では4月の20日前、18日とか、そのときに修学旅行が始まっております。したがって、この修学旅行については、できるだけ保護者の負担が荷重にならないように前倒しで、この中学3年生だけについては前倒しで支給するようにして努力しているところでございます。

年度途中の申請者でございますが、毎月のように上がってきておりまして、大体例年30件程度が、年度途中で申請が上がってきております。

以上です

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 修学旅行の3年生に関しては前倒しで支給されているということですが、入学準備金とか、そういう点では、この6月上旬というふうになりますと間に合わないのではないか、そういう点では家計の負担が重いのではないかと思います。

それで、一つの提案といたしまして、この新入学生の1年生、小学生の場合は、家庭の状況が把握できないということもありますが、次年度、小学校2年生ですとか、中学校に上がる場合には、申請される方は予想されますし、家計の状況も把握されていると思います。そういう点では、仮の認定制度をつくりまして、正式に認定されるのは6月の中旬ということでしたので、その間、仮認定で支給するという手だてはとれないものかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽鷹知成） 一番難しいのが所得の確定でございます。3月15日に確定申告が終わりまして、それから課税資料等を税務課のほうで収集いたしまして、それに基づいて、私どもも生保基準の1.3以下かどうかという判定をいたしております。

仮に、今、委員おっしゃられたように、仮認定ということでやりまして、前倒しで支給した場合に、今度また、もしそれが所得の確定によって認定から外れた場合には、またそれを今度また戻してもらわなければならないというような事務も生じます。果たしてこれがいいのかどうかということもございまして、できるだけ早い確定をして支給はいたしたいと思っておりますので、それについては、また検討させていただきたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○16番（野原恵子） 実際にそういう制度をつくりまして、仮認定ということで支給しているところもございまして、ぜひそういうところも参考にいたしまして、仮認定で早い時期に支給していく、こういう手だてもこれから考えていかなければならない、こういう家庭の状況もあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

また、就学援助の支給の項目なのですが、そういう中では、今、さまざまなことも対象の中に上げられておりますけれども、中学生とかそういうふうになりますと、眼鏡とかそういうものも支給対象にされているところもあります。そういう枠を広げるということは検討されているのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽鷹知成） 眼鏡につきましては、確かに委員おっしゃられるように、就学援助の対象として自治体もあることは承知はいたしております。ただ、まだ十勝管内では対象としているところはございません。眼鏡については、就学に当たってというよりも、日常生活を送る上での必要となるもので、一律に負担するものではなくて、個人の状況によって必要、不必要となっているものでございまして、現在対象となっているものとはちょっと性質が違うのかなというふうを考えております。

私どもとしましては、23年度PTA会費、生徒会費、部活動費を国の基準に基づいて拡大対象品目として拡大しておりますので、まずはそういうナショナル・スタンダードと申しますか、それらの執行について努力をいたしてまいりたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。

岡本委員。

○6番（岡本眞利子） 237ページの町民会館費なのですが、細則2の委託料のところなのですが、管理清掃委託料が、ほかのところとちょっと比べると若干多いのではないかなと思えるのですが、この業務内容と人数についてお聞きしたいのですが、

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。



○生涯学習課長（中川輝彦） この金額の中には、町民会館の管理清掃委託料、それと札内福祉センターの床、窓ガラス、この特別清掃、これが二つ合わせて大体 50 万円ほど入っておりますので、その分なのかなというふうに思っております。

それで、町民会館の管理体制ということなのですが、日中、あそこの事務職は大体 3 人体制で、2 人が主な、夜だとか昼間だとか、そういう形でやっております。あと、掃除のおばさんなのですが、これは 1 人でやっている、そういうような体制で管理運営してるものであります。

○委員長（牧野茂敏） 岡本委員。

○6 番（岡本眞利子） その人数でこの金額は、ずっとここに委託されていたのですか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） これは、このときは 3 年ですか、町民会館については、23 年度また管理の見直しをしておりますので、それまではこの金額でやっております。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（牧野茂敏） 関連、前川委員。

○13 番（前川雅志） 関連してお伺いしたいと思うのですが、札内福祉センターの床清掃など入っているということでありました。これ 50 万円ずつということですので、100 万円ということでしょうか。全部で 50 万円ということでしょうかね。そういったものがなぜここに含まれているのか、ちょっと理解が難しいものですから、これからの予算の中では改善をしていただきたいと思っておりますし、岡本委員もお話しされましたが、3 人の体制の中で約 900 万円の委託料ということですから、単純に割り返しても 1 人 300 万円かなということになりますので、他の施設の管理から比べても少し高いのではないかというような思いがありますので、そういった業務内容も含めて、もう一度お話しください。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） この算定項目につきましては、それぞれ当初、総務課のほうとも、管財のほうとも検討しまして額を定めておるものでございます。それで、金額については、ほかの会館と比べて、ほかの施設と比べて、1 人当たりの単価等は決して高いとかそういうものではないと思っております。

主な業務内容については、ボイラーの関係もあります。冬場は、ボイラーのそういう関係もあります。そして、あと使用の受け付け、そして清掃、そして場合によっては照明等の、そういう音響関係の調整等もやっていただいております。

○委員長（牧野茂敏） 前川委員。

○13 番（前川雅志） 今の説明では、ボイラーの関係だとか、電気というお話がありましたが、この委託料の中の別の項目に、電気保安委託料とボイラー洗缶委託料ですか、こういった別に予算がついておまして、それ以外にもこの 900 万円の中に、これ以外の業務が含まれているということでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ボイラーの洗缶ですとか、その法律に決まっているボイラーの清掃、点検の委託料という形であります。

そういうことで、そのボイラーの関係というのは、冬場、暖房の関係のボイラーのオン・オフ、そして町民会館のボイラーにつきましては、役場のほうとも連結しておりますので、そこら辺のボイラーの関係、毎日、冬場は定期的な時間で回っていただきまして、適正な温度でボイラーの扱いを操作していただいているということでございます。

○委員長（牧野茂敏） ほかに質問。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 216 ページ、学校給食センターの管理費。学校給食全般におきまして 2 点、お尋ねいたします。

学校給食の食数ですとか、提供の中身については資料で示されておりますが、給食の取り組みの中で食育給食が位置づけられて久しくなりますが、平成 22 年度の食育の学校給食としてどういうふうに取り組んできたか、実績についてお伺いします。

また、お尋ねしてきておりますアレルギー給食の実施状況についてもお伺いいたします。

次に、220 ページの小学校費の 1 目学校管理費の賃金の特別支援教育支援員の賃金のところにかかわりまして、特別支援教育の実績につきましては、小学校で 13 名、中学校で 7 名ということで実施されたということでありました。それで、この幕別町は、教員につきましては、管内の中でも配置については充足しているということで取り上げられてきているところなのですが、勤務時間等の改善も求

めた経過がありまして、その点での実態はどうなっているかということと、それからもう一つ、どこまでお答えいただけるかというふうに思うのですが、中学校、支援教育を受けて中学校を卒業された子供さんのその後は、進学されている方もいらっしゃるのだらうと思いますが、その追跡といいますか、そういうことをされているかどうか。

それと、このところ、養護高校に希望される方が大変多くなってきて、十分に学校を選べないという問題も生じてきているということ。その解決策ということになるのでしょうか、当地の幕別高校が、その養護高校の分校になると、中札内養護高校の分校になるというような報道も随時されております。地域では、そういうことが、新聞報道が先立って伝えられてくるものですから、その高校教育のことも含めて、障害児教育がどういふふうになっていくのかという不安が広がっております。そんな点で、委員会としてお答えいただける範囲で結構ですので、現状についてお答えいただきたいと思います。

234 ページの保健体育費の委託料にかかわりまして、町民プール、全体ではないのですが、学校施設あるいは住宅、プール含めてどんどん古くなってきているのですが、特にプールの老朽化進んでいるところ、白人小学校などは町民プールとしても使っているところなのですが、だんだん古くなってきて、脱衣所などもプールのは使えなくて、学校で着がえをしてプールに走るのだというようなことも聞いております。こういったところで、どんなふうに整備に取り組まれてきて、これからもどんな改善策を持っておられるのか、伺います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） プールのことに関してなのですが、確かに白人プールを筆頭に施設が古くなってきているということで、こちらも十分承知しているものでございます。それについては、適宜修繕等をして使える形にしているものでございますけれども、いずれにしましても寿命がそろそろかなという感じもありますので、その辺は長期的な展望を持ちまして、今、検討中でございます。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 食育の関係と、それからアレルギーのことでございますので、ご説明をさせていただきます。

まず1点、食育の関係でございますけれども、幕別センターでは毎年1月から2月にかけて、事務職員も同行いたしまして、各学校を1回訪問しております。それから、そのほか学校からの要請に基づきまして訪問しているわけなのですが、22年度の実績といたしましては、白人小学校の1校であります。それから、忠類センターは、対象が忠類小学校、忠類中学校と、2校ということもありますので、栄養士のほうが全学年を訪問しております。

それから、アレルギー関係でございますが、これもたしか以前の委員会で出たかと思いますが、アレルギー対策としては、代替を提供するということが一番いいのかもしれませんが、現在の施設では、一般食とルートを完全に別にしなければならないということがございますので、幕別センター、忠類センターともアレルギー食をつくることができないという状況にあります。

それから、現在行っている内容でございますけれども、それぞれ食材に含まれている各種の物質といえますか、内容等を事前に各学校を通じまして保護者に通知いたしまして、それをもとに保護者が判断していただき、きょうのこれは食べられないということになりますと欠食ということにしております。

それから、平成21年度からではございますが、牛乳を飲めない子、飲めない児童生徒には、代替として豆乳を提供しております。現在5名の方に提供していると思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽鷹知成） 特別支援教育支援員の勤務時間の関係でございますが、平成22年度、一応支援員の方々につきましては6時間勤務ということで、学校の子供たちの実態に合わせてそれぞれ6時間勤務で、例えば8時から14時、9時から15時というような感じでございます。

2番目に、支援学級在籍の、もう中学校卒業生の進路追跡の関係でございますが、具体的に進路追跡調査は実施しておりません。

3番目の養護学校の進学校の関係でございますが、道内全体の流れの中で、高校の支援学校が、養護学校が不足しているというようなことでございまして、先般、道立の支援高校の配置計画が決定いたしまして、その計画の中では、平成25年度に幕別高校に中札内高等養護学校の分教室か、分校か、これはまだ決まっておりますが、分教室か分校で、2間口を幕別高校で確保すると。1間口、定員8人ということでございます。そういう計画が教育委員会のほうで決定いたしました。

これに基づきまして、先般、道議会のほうには補正予算が、所要の補正予算が上げられたと聞いています。その補正予算の中身については、私まだ承知はいたしておりませんが、事前におきましては、高校の関係者には道教委のほうから説明がされているというようなことで聞いております。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） プールのことはわかりました。

まず、食育のほうですけれども、各学校で、1月から2月の間に1回ということでありまして、忠類は全学年回られているということでありまして、今、全体として十勝管内の学校でも、全道でもそうですけれども、学校専門の教員の配置も含めまして、食育には随分取り組みが強化されてきていると思います。学校の行政はもちろんなのですが、授業の中にこの給食のあり方を組み込んで、そして生産者との連携も含めたりなど、そういう非常に給食の位置づけが、ただ給食を提供するというだけでなく、そういった地域を知ること、社会性を身につけること、健康を守ることも含めて、幅広く展開されてきている実態がございます。そういう取り組みが幕別でも必要ではないかというふうに思いまして、22年度の実績を伺ったところですが、1回ということであれば、ほとんどそういうことはできないなというふうに思いまして、さらに次年度に向けて、そういう点では強化が必要だと思いますが、いかがですか。

それと、アレルギー給食なのですが、牛乳からお茶に変えている人が5名ということは、これ対象者、幕別町全体で、その牛乳アレルギーの人が5名ということだと思っておりますが、こういったアレルギーを持っている方たちに特別な給食が必要だ、あるいはお弁当を持参しているということも含めて、実態の調査はされていらっしゃるでしょうか。

それと、特別支援教育のほうです。これは、人が充実されていることとあわせて、全教員の総合力で指導されていくということが必要となっておりますので、打ち合わせの時間も含めて、教員の時間配分が大事ではないかということでお尋ねをしてきた経過がございます。そういうことが保障されてきているのかどうか、伺います。

それと、高校のことにつきまして、これは道立ですから、直接この議会でということではないのですが、この町の学校がどうなっていくか、高等教育も含めてどうなっていくかということになりますので、単に中札内養護がふえてきたから、その分だけ分校の位置づけで、とりあえずというような言い方していいのでしょうか、そういう位置づけで開設が準備されているのか。それとも、将来的に養護高校を、幕別高校の、今は普通科ですけれども、その幕別高校と併設することによってきちっと位置づけて、将来的な存続も含めて議論をされて設置の方向になったのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 私のほうからは、栄養教諭と、それから特別支援学校、この2点についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、栄養教諭についてでございます。

先ほども説明ありましたように、忠類の給食センターは、対象としている学校が忠類小中学校がメインでございますので、そちらのことは除きまして、幕別の、こちらにあります給食センターの実態。給食の提供数に基づきまして、基準に基づきまして2名の栄養職員がおりますが、この栄養職員につきましては、講習を受けまして栄養教諭、要は教育の現場に立って指導できる資格を持っているのが現状であります。とはいいいましても、そうなりますと12の小中学校で2名の栄養教諭が食育の関係で指導するということとなりますと、なかなかこれ現実的には物理的に、もし学校教諭として配置されるのであれば、ご承知のように、学校に籍を置きながら、そして給食もつくるということになっております。

現状、幕別の給食センターは、先ほどの説明の中でもありましたけれども、へき地保育所ですとか、幼稚園ですとか、そういうところにも食を提供いたしておりますので、一番給食数がピークになるときというのは、多分幕別の給食センターでも2,800食ぐらいは超えるのだらうと思います。3,000食が限度でありますので、ほぼいっぱいいっぱいという状況にはなっているところであります。

ですから、これまでも栄養士、栄養教諭が、給食センターでいろいろと給食の調理員と一緒に給食をつくるというような、ほぼ毎日の繰り返しでございますので、なかなか学校にはそう回れないというのが現状にあるところでございます。

本来であれば、私どもも、もう少し基準を緩やかにして栄養教諭の配置を望みたいところでありますし、教委連を通しましてもその要望はしているところであります。いかにせん、なかなか実現しないというところにも現状あるところであります。

そういうようなことから、これまでもお答えしておりますけれども、学校現場の協力も求めながら、例えば、食育ですから、教科に限って言いますと理科ですとか、社会ですとか、あるいは養護教諭の先生方のお力もかりながら、あるいは家庭教育学級のそういう話題の一コマとして、そういういろんなところでご協力いただきながら取り組んでいかなければならないなというふうに思っているところがあります。

それから、支援学校の話であります。先ほども説明ありましたように、特別支援学級が全道的に、あるいは全国的にたくさんふえているという状況にありまして、北海道においても、地域性があるのですが、特別支援学校、支援学級が多くなると、その関係性でどうしても支援学校に入る方の希望が多くなるというのが相関関係であるようでございます。特に、千歳と十勝が非常にそういう意味では、定員オーバーするような事情がありまして、ここにてこ入れをしたいというのが道教委の考えでありました。

とはいえ、中札内高等養護学校につきましては、今、敷地、そんなになんないということで、そこに増設するというスペースもないと。それと、増設するにしても、建物だけでも、本当に試算なのでしょうけれども、20億円も30億円もかかるというようなことが言われていると。しからば、十勝管内の中で、小中学校も含めて高校、そういうような建てられるところはないのかというのが事の発端にもあったようには聞いております。

いずれにいたしましても、そういうことの中でたまたま幕別高校が、従来は4間口で推移しておりましたけれども、最近では2間口ということで、その2間口も、定員は40人でございますが、試験受けて入ったときには2間口で、1間口40人ですので80人定員ですね。ほぼその近くは入るのですけれども、実際には入学の手続を踏むようになると、もうちょっと減っているというのがもう現状にあるようでございます。そんなこと、トータルを考えまして、道教委といたしましても、ここでやらせていただける可能性というのを探ったというのが現状にありました。

これに当たりましては、道教委も、地元の高校の先生あるいは保護者の方も集めて、そういう説明会はさせていただいたというような話は聞いています。それで、その中では、保護者の方々あるいは先生方に対してもいろいろ、だめだという意味ではなくて、両者共存のためには、こういうところ、ああいうところがどうなのでしょうねというような心配もあるというふうに、そういう話も聞いておりました。それに向けては、今後、両者、さらには私ども教育委員会もその中に入れるのであれば、一緒に入っていきまして、その辺の問題解決、両者が共存していけるようなことで考えていければなというふうに思います。

道教委といたしましても、北海道で初めての併置でなるということでございますので、その幕別高校の存続も当然のことながら、特別支援学校も、うまくそれぞれの相乗効果を何とかできないかということで、モデル校としても位置づけてもらっているという、私たちは自負しておりますので、いろいろと道教委のお力もこれからも借りて、いい姿に持っていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） アレルギーの調査の関係ですが、これは個別の名前を出していただいておりますので、各学校単位といいますが、それぞれ何人いるかというようなことで調査したところであります。ですから、延べ人数ということでご理解いただきたいのですが、延べ人数でいくと、82名の方がいろんなアレルギーを持っているという状況であります。以上です。

それから、先ほどセンターのほうから、各学校に事前にアレルギーの通知をしているという話をさせていただきましたが、今回そのほかに、通知していない以外にもいろんなアレルギーを持っている方もいらっしゃいます。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 特別支援教育支援員の勤務時間の関係でございます。

委員おっしゃられるように、確かに支援員の方からも、先生方との打ち合わせ、連携をとって充実した教育を実践していきたいと、そういう声も、私、実際に聞いております。悩ましいところは、やはり限られた町全体の予算の中で何を優先するかと。

ただ、現状で言いますと、支援を必要とする児童生徒がふえている中で、やはり私どもとしては、限られた予算の中では、時間の確保というよりも人数を、とにかく人数を確保したいというのが願いでございます。そうした中で、優先するのが人数ということで、今、時間の確保にはつながっていないとい

うのが現状でございます。できるだけ、委員おっしゃられるように、子供に寄り添う教育の実現のために、そういう努力はしていきたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） それでは、順番に、まずお答えいただきました順番からですけれども、今、教育部長のお答えの中で、まずは食育にかかわっては、なかなか専門の教員の配置というところまでつながっていないので、今の現状の中では、現状のできる範囲というのがお話いただいた中身だということですね。

これも、法が改正になりましてから、そんなにたっているわけではありませんから、どこもそれぞれ手探りも含めて、そして一番はやっぱり道教委の配置基準といいますか、そこをきちっとどの学校にも栄養職員が置けるような、そういった教員枠といいますか、体制をとっていただくのが一番だと思いますので、それをきちっと求めていくこととあわせて、先日、帯広でも2名、来年度から配置されるニュースが報道されておりましたけれども、前に紹介した音更町はもう既に配置されているというようなことがあります。幕別もおくれることなく、そういったことについては力を入れて取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、高校の問題なのですけれども、モデルケースでスタートするのだということでもあります。結局、報道によりますと、分校なのですよね。中札内養護高校の分校、分室というのですか。要するに幕別高校はあくまでも今までの普通高校ですよね。そこに、空き教室を活用して、定数も割れているということで、分校としてそこに設置するということなのだと思うのですけれども。ですから、一つの建物の中に、幕別高校というのがあって、そしてもう一つは中札内養護高校の分校という、いわば同居するということですよ。

心配な面はやっぱり二つありまして、一つは、本来の幕別高校そのものの、普通科としての存続というのが地域挙げて取り組まれてきておりまして、ここでは幕別町としても、その支援ための予算も組んでやっていますよね。このことをきちっと保つものでなければならないということが一つです。もう一つは、分校という、分校化によって、これはキャリア校の、普通学校の中でキャリア校がどんどん、必要なときにはぽんとつくられるのだけれども、都合によってすぐなくされていくということ、今回は熊石高校ですか、廃校になりましたね。そういうこともありまして、簡単にそういった対象にされるということもありまして、この点では、やっぱり幕別高校そのもののあり方、うちの学校として、行政として、幕別高校そのものの存続とあわせて、その中札内養護高校についてはきちっとした高校として位置づけで整備計画を持っていくよう、やっぱり道に求めていくことだと思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

アレルギー給食なのですけれども、北海道の調査資料を見ましたら、全道児童の4.8%、中学校では4.5%がアレルギーを持っているという報告が出されております。当然、小学校で1,600人を超える幕別町で、延べ82名ということですから、これは中学校も入っていらっしゃるのではないかなというふうに思うのですけれども、これぐらいの人数はいらっしゃるだろうなというふうに思います。

ここで、この82名の方たち、それぞれ都合いかいろいろ違うと思いますので、常時お弁当を持参しておられるような方はどのぐらいいらっしゃるのか、それとそれぞれ適応、不適応の給食のメニューのときは、どんな対処されているのか、伺います。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 私のほうからは、支援学校の関係でございます。

23年度、今年度の話なのですが、道教委におきましては、本来、例えば小学校、中学校でも支援学級がございますが、普通高校に行きますと、そういう制度がないということで、今回の中札内高等養護学校の分校あるいは分教室についても、多くの保護者の方からは、一般の高校の中においても、そういう特別支援学級が欲しい、あるべきだという要望が、帯広での説明会でも多くあったところであります。道教委は、そういう要望も踏まえながらも、今回は道内で四つの地域でモデル的にそういう特別支援学級というのでしょうか、まずはそれをやってみるということで、それはそれとして動くという動きがあります。

とはいえ、器的に、今の中札内高等養護学校は、このままでいくとどうしても足りないというのもまた現実にあるということで、その対応もしなければならぬということですから、ある意味、もう一つの両輪といえましょうか、養護学校の増設も考えなければならぬということにあるというふうに認識はしているところでございます。

私どもも、多くの父兄の方もおっしゃっていただきましたけれども、今は帯広あるいは帯広周辺に高等養護

学校がある、養護学校があるという状況にありますので、望むべくは十勝の中でも拠点拠点にあるのが望ましいよねという声もあったところでございます。今後におきましては、道教委も、そういう意見があったことは十分踏まえておまして、将来的な検討課題だなというような話は、意見交換の中で出ていたところでありまして。今後に向けては、そういうことも検討されるのかなというふうに思っております。

あと、幕別高校の現状の維持あるいは振興につきましては、私どもも今回のこれに応じて何らかの変更をする考えは全く持っておりませんので、今後とも幕別高校の振興に向けては鋭意努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） アレルギーの関係でございますけれども、先ほどちょっと説明をさせていただきました。延べ 82 名という方でご説明をさせていただきましたが、これは一人で幾つも持っている方もいらっしゃいますし、それから一人で一つという方もいらっしゃいますので、それで延べという言い方をさせていただきました。その点をご理解いただきたいと思います。

それから、弁当の関係ですが、現在こちらのほうで把握しているのは、アレルギーの関係で欠食というのは、3 名の方が欠食になって弁当を持ってきているというふうに理解をしております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） なかなか見えづらいのですけれども、延べ 82 名ですよ。それで、そうすると最初からだめな方、お弁当 3 名持ってられて、それ以外の方たちはどんな対応をされているのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） それ以外の方については、そのものを食べないとかというような対応をしているのかなというふうに理解をしております。ですから、きょうのメニューで、例えば魚アレルギーの方がいますよといった場合には、その魚を食べないで、それ以外のものを食べているのかなというふうに理解をしています。ですから、それは欠食にはなりませんので、そういうふうな理解をしております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） まずは、お弁当を持って 3 名の方たちが来られているということですから、こういう状況をこのまま 9 年間続け、9 年間給食を食べられないで学校生活を送るということ、そのまま過ごさせてしまうのか、子供の教育を保障する立場として、どうなのかということが一つあります。

ですから、やはりこの辺で、単に牛乳をお茶に取りかえるという段階だけではもう済まないのではないかとこのように思ひまして、さらにお尋ねするのですが、今、学校給食のセンター方式や自校式がありまして、センター方式ではなかなかその改善が難しいということで、うちの町でもそういうお答えずつといただいている、アレルギー給食の取り組みというのがおこなわれてきたのだと思うのですけれども、しかし、センター方式の中でも、全道、今、約 70% 近いところがアレルギー給食に取り組みを開始しておりますので、そういう点では工夫がやっぱり必要なのだろうというふうに思うのです。

一つは、代替食を用意する。除去食、代替食ですよ。そして、今はもう一歩進みまして、アレルギーのある子もない子と同じ給食を食べることが、これ道内でも開始した学校あるのですけれども、給食センターがあるのですけれども、同じメニューを食べる。つまり、毎日というわけにはいきませんが、みんなが食べられる、いわゆるアレルギーの、82 名のアレルギーの除去したものをきちっと用意して、年間の中にそのメニューを組み込んでいくということによって、全く食べられないという子供をなくしていくという取り組みまで進み出しているのです。ですから、やっぱり取り除くことが難しいから、だからお弁当を持ってきてもらう、食べないでそれは終わらせるという段階から、もう一歩踏み込んで、全体にきちっと学校給食として、教育の一環なわけですから、保障するというふうに考えれば、メニューの工夫なども生まれてくるのだろうと思うのです。いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） アレルギーの代替食といいますか、それについては、先ほどご説明させていただきましたように、まず一般食と完全に分離をして、それこそシンクとか、かまから全部別ルートに、別にしなければならぬということがございます。ですから、管内につきましても、アレルギー食を、代用食ですか、提供しているセンターもありますが、それらのセンターにつきましては、

今ご説明したように、一般食と完全分離をして、別ルートといいますか、その中で提供しているということでもあります。

そうしたら、幕別あるいは忠類、それができないのかということがあります。現在、幕別センターも忠類センターもそうなのですが、そうやって別ルートに、別ラインといいますか、それをつくるとなると増築をしなければならない。施設の増築をしなければならないということが出てきます。今言いましたように、別ルートということになりますと、現在の厨房の中では、別ルートにしますと、施設の全くできないという状況がありますので、それをやるとなると、別に増築をして別ラインをつくらなければならないということになりますので、そうするとこれ施設自体の内容になってきますので、それについては、今後、幕別センターは平成10年、忠類センターは平成7年から運用しておりますので、何年後には多分このセンターの建設等の論議も出てくるのかなと思います、遠い将来的には。そのときに改めて、このことも含めて検討しなければならないのかなというふうに考えております。現状的には、今言いましたように、施設的には大変無理ということがありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど3名の方が弁当を持ってきているのだということでお話しさせていただきましたが、その方はずっと給食を食べられないということではありませんので、食べられる日のほうが逆に多いですから、確かにこの3人については、9年間、100%でないにしても、100%に近いことで給食を楽しんでいただいていると理解しております。

それから、メニューの検討ということもありましたが、これらにつきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 私は、延べの82名ということですがけれども、実際にダブっている人もいらっしゃるということになれば、まずその給食に対して何らかの対応をしなければならないという人が何人いらっしゃるのかというところが、まず一つありますよね。それから、そのお弁当を持ってきているという人たちも、毎日ではないというのであれば、どのぐらいの割合なのか。

幕別町の子供たちすべてに、基本的にはきちっと食育としても給食を提供するという視点に立って、こういった人たちに対する対応をやっぱり順次進めていくということだと思うのです。

そういう点では、私、非常に取り組みが弱かったと思うのですよ。実際、このアレルギー給食などに手がける自治体の取り組みは、もう学校に入学するときから、入学の以前から調査票というのを全部提示してもらうようにしまして、もちろんお医者さんの診断も要るのですけれども、そういったものを積み上げていって、スタートの段階から対応をとっていっているという、そういうところが、大きくはもう札幌なんかは全部そうですけれども、そういうふうに動いて何年もたっているわけですよ。

ですから、うちの町もそういったことを、アレルギーがあるからしょうがないねということでおかないで、やっぱり真剣に向かう必要があるのだらうと思います。

いろいろ増築しなければならないとか、道具を変えなければならないとか、いろんなこと出てくるのだらうと思いますけれども、では今の範囲でできることはないのかというふうになれば、さっきの共通食なんていうのは、もちろん入れ物はきちっと全部きれいになっていなかったら、アレルギー源が残っていたらだめですけれども、そういう共通食だって今の中では考えられていくことではないですか。問題は、私、姿勢だと思うのです。このままずっと給食センターが建てかえの時期が来るまで、このまま置いておくのかどうかということが問われるのではないのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） アレルギー対策の話でございます。

管内にも、あるいは道内的にも、もしかすると先進的な取り組みというのは、国内でもやられているのかもしれない。

私どもも、今与えられた条件の中で、それらを、その対応につきましては鋭意調べ、私どもでできるものは何なのかというところの姿勢は申したいとも思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかにないようですので、10款教育費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11 款公債費につきましてご説明申し上げます。

11 款公債費、1 項公債費、予算現額 25 億 8,285 万円に対しまして、支出済額 25 億 8,087 万 9,705 円であります。

1 目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2 目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間までの 1 件 13 億円の借入実行にかかわる利子であります。

3 目公債諸費は、起債償還にかかわる支払手数料であります。

次に、250 ページをごらんください。

12 款職員費につきましてご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 20 億 5,442 万 7,000 円に対しまして、支出済額 20 億 5,403 万 1,919 円であります。

1 目職員給与費では、特別職を含め 221 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをごらんください。

13 款予備費につきましてご説明いたします。

13 款予備費、1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありません。

次のページになりますけれども、14 款災害復旧費であります。

14 款災害復旧費、1 項農林災害復旧費、予算減額 163 万 9,000 円に対しまして、支出済額 163 万 8,735 円であります。

1 目単独災害復旧費、本目は平成 22 年 8 月 12 日の集中豪雨により被災をした明野ヶ丘明渠の護岸復旧工事ほか 1 件を実施したものであります。

次に、2 項土木災害復旧費、予算現額 478 万円に対しまして、支出済額 477 万 7,987 円であります。

1 目単独災害復旧費、本目も同様に 8 月 12 日の集中豪雨により被災した町道関係の復旧工事費などであります。

14 節使用料及び賃借料のうち細節 5、重機等借上料は、側溝などの床ざらいや排水ポンプの設置に要した経費であります。

15 節工事請負費は、豊岡高台線などの 9 路線の、主にのり面復旧に要した経費であります。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

この際、審査中ですけれども、11 時 10 分まで休憩をさせていただきます。

10 : 56 休憩

11 : 10 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 250 ページの職員の給与費についてお尋ねをいたします。

忠類村と合併して、22 年で丸 4 年半ということでありました。この間、両方の職員の方たちの給与の格差の是正ということに取り組みられてこられたと思うのですが、現状では是正というのは全部解消されているのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務部長（増子一馬） 合併時に、一定程度の給与の何ですか、あれはやっております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 一定程度とおっしゃられますと、まだ現実には格差は残っている状況があるのでしょうか。



- 委員長（牧野茂敏） 総務部長。
- 総務部長（増子一馬） 旧忠類村の職員と旧幕別町の職員で、同じ年齢の職員で給与の格差というかどうかは別にして、給与の額が違うという実態はございました。
- これにつきましては、それぞれの町村の、当時のそれぞれの給与制度の中、給料表の中で格付してきているものなので、現在そういう面では若干何名かは格差というか、金額が違うという状況はございません。
- 委員長（牧野茂敏） 中橋委員。
- 15番（中橋友子） それは、今後どこかの時点で解消されていくのでしょうか。長く解消までにはかかるのでしょうか。
- 委員長（牧野茂敏） 総務部長。
- 総務部長（増子一馬） 今の中橋委員のおっしゃられる格差ということについては、私どもとしてはそういうものはないという認識をしております。基本的に、職員の給料につきましては、職務給の原則ということがございまして、職務に応じた給料が格付をされまして、支給がされているということでありまして。
- ただ、あと、若干相違が出てくる場合があるのかなと思うのは、前歴などがある場合、前歴換算のとり方によって若干の差がある部分については、何件か見られるのかなというふうには思っておりますけれども、基本的には、今の6級制度の格付の中では、職務に応じた給与等が支給されているという状況になっているものだというふうに思っております。
- 委員長（牧野茂敏） 中橋委員。
- 15番（中橋友子） それは、現場、ここの庁舎内の職員の方も、あるいは消防であるとか、いろいろ保育は違うと思うのですけれども、全部同じですか
- 委員長（牧野茂敏） 総務部長。
- 総務部長（増子一馬） 私どもの職員の給料については、国の職員の給料の、行政職1とか、行政職2という国の給料表とは若干違いますが、私どもの町の給料表は、全職員同じ給料表であります。保健師職あるいは保育士職、そういう専門職、医療職にかかわる部分も含めてですけれども、そういった職種も、それから技能労務職、昔で言う技能労務職という職員の給料も、一般行政職も、同じ給料表に基づいて給料の格付をさせていただいているという現状でございます。
- 委員長（牧野茂敏） 中橋委員。
- 15番（中橋友子） お尋ねしたのは、実際に不満の声が上がっていたものですから、お尋ねをいたしました。現場のほうなのですけれども、同じ採用年数であっても、スタートの時点での是正がなかったので、そのまま、開いたまま来て、現状でもそうであって、なかなかモチベーションが上がらないというか、そういうようなことが現実、投稿のような形であったものですから、それでお尋ねしたわけです。
- 是正をされているのであれば、それは私も是正を求めますし、もう5年ですから、いろんな意味で、忠類と幕別が合併したときに違いがあったのだと思うのです。一挙に解決ということはできなくても、この5年の間にだんだんにきちっと整理をされて、そして皆それぞれの職員の皆さんがそれぞれの職務に責任を持ち、保障される給料も当然同じというふうにあるべきだというふうに思うものですから、ですからこういった声が現実にあるものですから、その点だけ、どうでしょうか。
- 委員長（牧野茂敏） 総務部長。
- 総務部長（増子一馬） 私どもが聞いている範囲では、職員の給与につきまして、その不公正あるいは格差というお話は聞いてはございません。もし、今、中橋委員が言われるような部分が多少職員の中に、例えば同じ年齢で同じ経験年数で、さらに給与が違うのだということであれば、そういう部分があれば、調査はしたいと思っておりますけれども、基本的には、平成13年に新しい給料表制度に変わりました、まず、そのころちょうど合併をしたのですけれども、職員が合併をした時点で各給料表の格付をされたときには、特にそういう不都合はないというふうに私ども聞いておりますので、もし何か不都合な部分があるのだということであれば、調査はしてみたいと思っております。
- 委員長（牧野茂敏） 中橋委員。
- 15番（中橋友子） ぜひ調査をしていただいて、もしそういう実態があれば、早急な是正を求めて、質問を終わります。
- 委員長（牧野茂敏） ほかに。
- （関連の声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 関連、成田委員。

○14 番(成田年雄) 一般質問でも言ったのですけれども、何と 234 名職員の総時間外手当が 7,900 万円。まさに、これ季節を使うとしたら何十人分ぐらいになるのかな。雇用対策の一環としてどうだろう。残業しないで、季節を雇うようなことがあれば、大変幕別町にとってはいいことではないかなとは思いますが。これは是正の方針を町長もしっかりやり直すようなことを言っていましたし、総務部長、もう一回この決算委員会で一言言ってください。なるべく残業がなくなるような方針をとるといふ。

○委員長(牧野茂敏) 総務部長。

○総務部長(増子一馬) 時間外勤務手当が多いという成田委員のお話かと思うのですけれども、これには特殊な要素がございまして、その年その年で、特に臨時的な業務、通常の業務以外にどうしてもその年だけ、あるいはその時期にだけやらなければならない職務というのは当然でございます。

一例申し上げますと、例えば選挙事務であります。これは、私ども、通常は二百数十人の職員の事務量を計算して、各課に、各係に何名程度の職員配置が必要だろうということで配置をさせていただいておりますけれども、その中でも、そういう臨時的な業務がある場合については、どうしても通常業務以外に、その選挙事務は選挙事務で行われなければならないということがあって、当然その通常業務プラス臨時的な業務が入りますから、時間外が生じるというようなことがございます。時間外勤務が、それは少なければ少ないほうがそれはもちろん理想的になるのでしょうけれども、例えば、今、成田委員おっしゃられるように、その時間外勤務を、言うなれば臨時職員などで肩がわりすれば、時間外勤務も減るのかなというようにお話かと思うのですが、一般職員がやる業務と臨時職員さんをお願いする業務というのは、やはり中身が違ってくると思います。どうしても一般職員と臨時職員さんとで比べますと、臨時職員さんについては、一般職員の補助的な業務をお手伝いいただくというような格好になりまして、職員が持っている、担当している業務を丸々臨時職員さんをお願いをするということについては、責任度合いなどの観点からも難しい面があるというふうに思っています。今後は、来年の 4 月に向けては、組織機構の見直しも含め、適正な人員配置についてもさらに検討を加えまして、職員の時間外が減るような努力もさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長(牧野茂敏) 成田委員。

○14 番(成田年雄) これ前年度の予算を今見ると 5,900 万円、決算では 7,900 万円、これ 2,000 万円違うのです。いろいろこれ事情があってそうなったのだらうけれども、ただ職員にしかできないというのは、余り信用できないな。季節のほうがずっと仕事している人もたくさんいる。2 年ぐらい、季節で飛び飛びやっていると、正職員よりもっと働く人がたくさんいるのですよ。

ただ、今、先ほど中橋さん言っていたけれども、何だか気持ちが高ぶらないとかなんとか言っていたのですけれども、そういう人はやめてもらったほうがいいですよ。そういう給料がどうだこうだというより、能力に応じた給料を出しているのでしょう。だから、それに対してどうのこうの言うのだったら、自分から、みずから辞退してもらったほうが結構ではないかなと。そういう意味で、これからはだんだん能力のある人を使う。よろしくお祈りします。

○委員長(牧野茂敏) ほかに。

(なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) ほかにないようですので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款会議費から 14 款災害復旧費までの審査が終わりましたので、引き続いて一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 12 億 9,559 万 7,735 円に対しまして、収入済額 12 億 1,136 万 3,134 円であります。

不納欠損額につきましては、75 件で 194 万 5,349 円、収入未済額は 8,228 万 9,252 円であります。

収納率にいたしまして 93.50%で、前年度と比較いたしますと、0.85 ポイントの減であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 10 億 6,088 万 2,858 円で、前年度比 472 万 8,283 円の減となっております。

所得環境が依然として厳しく、農業生産物の価格は良好であったものの、給与所得や営業所得が減少したことにより、個人町民税は若干の減額となったところであります。

2目法人であります。現年課税分の調定額は1億5,598万7,500円で、前年度に比較して2,852万6,500円の増となっております。

前年度大幅に落ち込んだ企業の業績回復傾向が見られたことにより、法人税割が伸びたものであります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では98.40%で、前年度比0.09ポイントの減。

また、法人につきましては収納率99.72%で、前年比0.32ポイントの増となっております。

2項固定資産税、調定額12億2,018万3,001円に対しまして、収入済額11億152万8,378円であります。

不納欠損額が、47件で2,836万5,479円、収入未済額は9,028万9,144円であります。

収納率にいたしまして90.28%、前年比1.14ポイントの増であります。

1目固定資産税は、現年課税分の調定額では10億8,967万2,200円で、前年より910万8,500円の増となっております。

土地の負担調整による増や新築家屋の増などにより、増額となったものであります。

なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと98.60%で、前年対比0.01ポイントの減となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、調定額、収入済額とも同額の1,959万8,000円で、前年対比278万4,000円の増となっております。

この交付金は、主に道営住宅、幕別高校用地などにかかわる固定資産税相当分であり、国や道から交付されるものであります。

3項軽自動車税、調定額5,336万3,609円に対しまして、収入済額5,049万5,949円、不納欠損額は37件分で19万5,100円、収入未済額は267万2,560円であります。

なお、現年課税分の収納率は98.61%で、前年比0.20ポイントの増となっております。

4項町たばこ税、調定額1億5,594万1,893円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で626万5,464円の増であります。これは喫煙率の低下が見られるものの、平成22年10月からの税率改正により増額となったものであります。

5項入湯税、調定額976万1,490円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比では71万1,710円の減であります。主に宿泊利用者が5,500人ほど減ったことなどにより、減収となったものと見込まれます。

6項特別土地保有税、調定額449万5,680円に対しまして、収入済額はありませんでした。

なお、収入未済額は449万5,680円であります。

次のページになります。

なお、特別土地保有税の滞納分ではありますが、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況ではありますが、これらのほとんどの物件につきましては、差し押さえ、参加差し押さえをしておりますけれども、資産価値等の関係から費用対効果を考えますと、競売手続に踏み切れないというのが現状となっております。

次に、17ページをごらんください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、調定額9,620万7,000円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で4,178万1,000円の増、率で76.8%の増であります。

2項自動車重量譲与税、調定額2億3,067万7,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で1,468万5,000円の減、率で6.0%の減であります。

3項地方道路譲与税、調定額233円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして3,713万4,347円の減、率で99.4%の減であります。

次のページになります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、調定額1,032万円に対しまして、同額の収入済額であります。

前年度対比、金額にして53万円の減、率で4.9%の減であります。

次、21ページになります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、調定額261万3,000円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして56万7,000円の増、率で27.7%の増であります。

次のページになります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 84 万 5,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 3 万 9,000 円の減、率で 4.4%の減であります。

次、25 ページになります。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、調定額 2 億 4,054 万 1,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 41 万 3,000 円の減、率で 0.2%の減であります。

次、27 ページになります。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 2,206 万 2,852 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 80 万 2,200 円の減、率で 3.5%の減であります。

札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては 3 万 551 人で、前年度と比較しまして 533 人の増となりましたが、帯広国際ゴルフ場利用者数が年間 3 万 4,796 人で、1,384 人の減となり、総体の利用者数が減となったところであります。

次、29 ページです。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、調定額 6,458 万 3,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 243 万 6,000 円の減、率で 3.6%の減であります。

次、31 ページになります。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度対比、金額にして 10 万円の増、率で 50.0%の増であります。

次のページになります。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、調定額 5,164 万 3,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 1,645 万円の増、率で 46.7%の増であります。

次、35 ページになります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、調定額 65 億 5,284 万 4,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成 21 年度との比較では、普通交付税では 6 億 1,433 万 2,000 円、11.2%の増、特別交付税では 1,770 万 5,000 円、3.9%の増となったところであります。

次、37 ページになります。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、調定額 538 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 72 万円の減、率で 11.8%の減であります。

次、39 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 8,155 万 2,266 円に対しまして、収入済額 7,487 万 5,299 円、収入未済額 667 万 6,967 円であります。

1 目農林業費分担金、これは農業基盤整備事業にかかわる受益者の分担金であります。

次に、2 項負担金、調定額 1 億 3,482 万 8,065 円対しまして、収入済額 1 億 536 万 8,080 円、不納欠損額は 481 万 1,385 円、収入未済額 2,464 万 8,600 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者にかかわる負担金及び常設保育所保育料が主なものであります。

不納欠損は、保育料が 43 件であります。

次、41 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 6,813 万 8,177 円に対しまして、収入済額 2 億 5,548 万 1,756 円、不納欠損額 30 万 5,404 円、収入未済額 1,235 万 1,017 円であります。

これは、各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所の保育料、それから入牧料、スキー場リフト使用料など、そのほか町道の道路占用料などであります。

次のページになりますが、主には公営住宅使用料などとなっておりますが、不納欠損につきましては、42 ページの 2 節児童福祉使用料の細節 1、へき地保育所保育料が 1 件、細節 2 の学童保育所保育料が 5

件であります。

次は、また 43 ページをごらんください。

公営住宅の使用料につきましては、3 件の不納欠損が生じております。

また、収入未済額の主なものは、これも公営住宅使用料などとなっております。

次に、2 項手数料、調定額 9,769 万 7,615 円に対しまして、同額収入済みであります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明にかかわる手数料、2 目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、次のページになりますが、4 目土木手数料の建築確認関係手数料が主なものであります。

続きまして、47 ページをお開きください。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 5 億 4,424 万 9,193 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費、それから児童手当や子ども手当にかかわる国の負担金などであります。

次に、2 項国庫補助金、調定額 6 億 7,472 万 6,117 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、国の景気浮揚策と連動しての地域活性化や安全・安心対策事業に対する交付金などが主なものであります。

次のページになります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 1、地域生活支援事業。

これは、障害者などの日中一時支援に対する補助や 2 節児童福祉費補助金の細節 1 の次世代育成支援対策交付金が主なものであります。

3 目衛生費補助金は、太陽光発電システムや疾病予防対策にかかわる補助金であります。

4 目土木費補助金では、各種道路事業や、次のページになりますが、公営住宅整備事業などにかかわる補助金、それから 5 目教育費補助金につきましては、4 節の社会教育費補助金の細節 1 の集団研修施設こまはたの整備に対する補助金が主なものであります。

次に、3 項国庫委託金、調定額 707 万 5,117 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、外国人登録事務にかかわるもの。

2 目の民生費委託金は、基礎年金事務にかかわる委託金が主なものであります。

次、53 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 2 億 9,411 万 7,144 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金については、先ほど国庫負担金で説明いたしました負担金と同様で、障害者支援分や、児童手当、子ども手当にかかわる負担金が主なものであります。

2 目農林業費負担金につきましては、1 節農業費負担金の農業委員会職員設置費にかかわる道負担金が主なものとなっております。

3 目土木費負担金は、1 節土木管理費負担金の地籍事業に伴う道負担金であります。

次に、2 項道補助金、調定額 4 億 9,690 万 2,473 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費補助金は、老人クラブ運営などの各種福祉事業にかかわる道補助金であります。

次のページになりますが、2 節の児童福祉費補助金では、乳幼児医療費、放課後児童対策事業などにかかわる補助金が主なものであります。

2 目衛生費補助金では、子宮頸がんワクチン接種事業などにかかわる補助金が主なものであります。

3 目労働費補助金は、緊急雇用創出事業にかかわる道補助金であります。

4 目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1 節農業費補助金では、次のページになりますが、細節 4 の中山間地域等直接支払事業や細節 7 強い農業づくり事業補助金が主なものであります。

3 節土地改良事業費は、細節 1 の基幹水利施設管理業務など。

4 節の林業費では、各種造林事業及び森づくり事業の関係する補助金であります。

次のページになります。

5 目商工費補助金は、消費者行政活性化事業にかかわる道補助金であります。

6 目教育費補助金は、札内福祉センター省エネ工事にかかわる北海道グリーン・ニューディール基金事業の補助金であります。

7 目総務費補助金は、緊急事態発生時に国からの情報を受ける設備に要した経費にかかわる交付金で

あります。

続きまして、3項道委託金、調定額8,342万7,139円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、2節徴税費委託金の道民税徴収事務や4節の選挙費委託金。

3目農林業費委託金では、農地法許可にかかわる道委託金などが主なものであります。

次のページになります。

4目土木費委託金では、樋門管理業務にかかわる委託金などが主なものであります。

5目は、商工費委託金であります。

次のページになります。

17款財産収入、1項財産運用収入、調定額2,199万6,357円に対しまして、収入済額2,097万9,657円、収入未済額101万6,700円であります。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

収入未済額については、教員住宅であります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

次に、2項財産売払収入、調定額1億82万8,835円に対しまして、収入済額9,168万5,785円、収入未済額914万3,050円あります。

公社貸付半譲渡代分であります。

1目不動産売払収入は、徐間伐、皆伐材の売払収入及び土地の売払収入であります。

2目物品売払収入は、苗木などの売り払いにかかわる収入が主なものであります。

次のページをごらんください。

次に、18款寄付金、1項寄付金、調定額409万4,637円に対しまして、同額収入であります。

2目総務費寄付金につきましては、札内川ゴルフ場利用者やふるさと寄附として寄附を受けたものなどを収入したものであります。

次、67ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、調定額1,024万2,000円に対しまして、同額収入であります。

1目減債基金繰入金は、縁故債の一部繰上償還や財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをし、一般会計や下水道会計の公債費の支出に充てたものであります。

2目財政調整基金繰入金は、本決算年度においては収入はありません。

2項特別会計繰入金、調定額78万2,529円に対しまして、同額収入であります。

これは、平成22年度をもって廃止をした老人保健特別会計の精算に伴う残余金を繰り入れしたものであります。

次のページになります。

20款繰越金、1項繰越金、調定額1億5,274万7,945円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、調定額246万6,777円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項町預金利子、調定額38万2,191円に対しまして、収入済額も同額であります。

3項貸付金元利収入、調定額3億5,533万7,184円に対しまして、収入済額3億5,080万7,184円、収入未済額が453万円あります。

各種貸付金の返済による収入であります。

収入未済額につきましては、次のページ、6目農業ゆとりみらい総合資金貸付金のうち、1件分であります。

4項受託事業収入であります。

調定額212万8,195円に対しまして、収入済額も同額であります。

各種機関等からの受託事業に伴う収入であります。

5項雑入、調定額2億3,340万7,104円に対しまして、収入済額2億2,287万9,180円、不納欠損額11万4,980円、収入未済額は1,041万2,944円あります。

次のページをお開きください。

なお、不納欠損額については、4目雑入の2節学校給食費、これが6件分、収入未済額も同じく学校給食費にかかわるものが主なものであります。

4目雑入は、1節の住民健診等負担金から79ページまで行きますが、6節の後期高齢者医療特会負

担金まで、ほかの科目に属さない収入であります。

次に、81 ページをごらんください。

22 款町債、1 項町債、調定額 10 億 6,643 万 2,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生債から次のページ、9 目商工債まで、各種事業に充当するための起債の借り入れであります。なお、85 ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思います。ありませんか。増田委員。

○17 番（増田武夫） 全体を通じてでよろしいですね。歳入全体ですね。

○委員長（牧野茂敏） 歳入、はい。

○17 番（増田武夫） 64 ページから 76 ページに関係すると思いますけれども、収入未済額、物品売払収入、64 ページの 914 万円ほどあるわけですけれども、これに含まれるもの、それから最後の雑入での収入未済にも含まれているのだと思うのですが、合併後、ずっと引きずっている案件もあるというふうにするのですけれども、こういうものはしっかりと取り組んでいるのか、回収のための努力をしているのか、やはり余りあいまいにせずに、しっかりとやる必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 63 ページの物品売払収入の収入未済額 914 万 3,050 円の部分ですが、これはおっしゃるとおり、忠類村時代からの公社貸付牛譲渡代金、これの未収入金であります。

この取り扱いにつきましては、毎年、未済の方、お二人の方と接触をいたしまして、償還計画書及び残高確認書を提出いただいて、分納いただいているところですが、年間 10 万円という形の収入しか至っていないところでもあります。この調子でお金を納められましても、かなりの年数がたってしまうということもありますので、何とか早期に納入いただくように折衝していきたいというふうに思っているところでもあります。

それと、もう一件の負担金の関係、負担金の関係の未収入の関係でございますが、これも対象者お二人の方であります。その都度、お会いする都度お話ししているところですが、過去の村からの問題がなかなか解決されていないということで、収入いただく状態にはまだ至っていないということでもあります。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 大分経過している問題でありまして、払う努力をされている点は考慮する必要はあるとは思いますが、しっかりと余り長引かないように取り組んでいただきたいと、そのことを忘れずにしっかりとやってほしいと、そういうことで申し上げておきたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかにないようですので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質問をお受けいたしたいと思えます。

前川委員。

○13 番（前川雅志） 平成 18 年度からスタートしました第 3 次行政改革大綱は、平成 22 年度で推進計画の最終年度であります 5 年目を迎えますので、そのことにかかわりまして幾つかご質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、第 3 次行政改革大綱というのは、そもそも平成 18 年の何月からのスタートだったかということをお伺いしたいということと、推進計画は、このペーパーの中には、18 年度から平成 22 年度までの 5 カ年と記載されています。当時、説明を受けたという思いがありますが、記憶があいまいなものですから、18 年度の何月から推進計画がスタートしたのかをお伺いしたいと思えます。

次に、効果的な行政運営の追求についてお伺いしたいと思えます。

当初、効果額を平成 18 年度から 22 年度までで、合計 8 億 6,952 万 9,000 円とされていましたが、平成 20 年度に見直しをかけて、全体効果額を 10 億 5,134 万 7,000 円としたところでありました。実際に、今回の資料を見ますと、5 カ年で 13 億 519 万 8,000 円と、計画よりも非常に高い効果が上がっているということは評価をさせていただきたいと思えます。この 13 億円効果が上がったということにつきま

しては、ほぼ人件費での抑制だったのかなと思います、この要因について、主だった要因についてお伺いをしたいと思います。

もう一点であります、普通建設事業費についてお伺いをしたいと思います。

当初予算のときには、22年度の普通建設予算がどのようになるのかなと、非常に心配をされたわけですが、国の臨時景気対策の事業なども含めまして、21年同様、21億円台の金額となったわけがあります。町民生活の向上につながる多くの事業が22年度に行われたということは、非常に高く評価をさせていただきたいと思いますが、23年度まで起債の限度額が6億円、24年度からは8億円となっていくのですが、今後の普通建設事業費のあり方というか、考え方についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務部長（増子一馬） 初めに、行革大綱のスタート時点ということでございます。

平成18年度に策定したということになっておりますが、平成18年の12月、第4回定例議会で報告いたしまして、実質的にスタートしたという形になっております。

次に、効果額の主な要因ということでございますが、前川委員、先ほど質問の中でおっしゃったとおり、まず一番大きいのが定員の適正管理という部分が一番大きいです。これが2億8,400万円ぐらい、次に財政運営の健全化と、これは起債の繰上償還などを行ったという結果、公債費が減ったということでございますが、これが9,500万円、次に使用料等を見直したということが8,600万円。さらに民間活力の導入を行ったということで3,100万円と。大体主だったところの要因は、こういうようなところになっております。

普通建設事業の今後ということでございますけれども、現在のところ、前川委員おっしゃったとおり、23年度まで普通建設事業充当の起債は6億円と、24年度以降については8億円という考え方をしております。ただ、この行政改革の効果を、例えば今年度5億2,000万円出たから、来年度またその分を5億2,000万円、事業をふやすというようなことがもしできれば、非常にそれは理想的なのかというふうに考えているところでございますけれども、やはり歳入との関係と全体的な財政運営の関係が出てきます。これまでも、交付税が、ここ10年ぐらい、一昨年ぐらいまで交付税がずっと減ってきていると、そういう中で基金を取り崩しながら仕事をして、普通建設事業も確保してきたという状況でございます。ですから、現在のところ、効果が出たものを5億円出すということにはならないと思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、一定程度は確保するという意味で、普通建設事業に充てる公債費は8億円程度と考えておりますので、それぐらいをベースにして普通建設事業の確保を行っていきなとと考えているところでございます。財源的にということ考えています。

○委員長（牧野茂敏） 前川委員。

○13番（前川雅志） 初めに、普通建設事業費についてお話をさせていただきたいのですが、行革で出た分を普通建設事業費に充てられると私も思っておりません。ただ、21年、22年に行われましたきめ細かい公共事業なのですが、こういったものは、ここ10年ぐらい、住民の方々がずっと我慢してきたような事業について、今回たくさん解決していただいて、住民の方からも評価の高いものになっていると思います。こういった仕事の量を少しずつふやしていくことで、またその企業を含めた、まずその働いている人たちも所得の底上げ、新たな雇用までは生み出さないにしても、所得の底上げにつながっていく、こういったことが大事なのかなと思いますので、24年度に向けて引き続きの努力をしていただきたいと思います。

行政改革大綱であります、18年の12月からということは、18年の12月からスタートという理解でよろしいですか。ということは、前期計画は18年の12月からですから、23年の11月いっぱいの5年間という理解でよろしかったでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 実質的にスタートしたのが、議会に報告してということなのですが、推進計画の内容につきましては、もちろん4月にさかのぼってスタートというか、適応させて取り組んできているということでございます。そういう意味は、18年度の頭から適用させて動いてきているということで、おおよそ5年間ということで考えておりますので、22年度中にこの計画が終了して、現在、今、その次の後期分を見直しているという状況でございます。

それと、普通建設事業につきましては、毎回委員おっしゃられるとおり、できる限り住民のニーズを聞いて、普通建設事業を確保して、地域経済の活性化、雇用対策と、そういう面ではもちろん取り組んでいきたいと思っております。

そのほかにも、例えば乳幼児の医療費の助成の拡大などについても、今年度10月から行いますので、



できるだけ住民の生活が向上するというような政策に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○委員長（牧野茂敏） 前川委員。

○13番（前川雅志） そうしますと、今現在、23年の今9月なのですが、前期計画は22年度中までということですから、23年の3月いっぱいまでの計画であったと。ということは、今現在は後期計画が存在しないということになりますね。その後期計画を、今、計画を立てて、また前と同じように、4月にさかのぼって計画をしていくのだということだと思います。

これは、その当時も気づけばよかったのですが、何かそういった仕組みが理解できていなかったということで今になってしまったのですが、これも先にやはり計画を立てて、計画の後に実行していくということが正しい姿ではないかなと思いますので、そこについてご返答をいただきたいと思います。

それと、この大綱を5年間やったことで13億円の効果が上がったと。これは非常に大きなお金なのでありますが、普通交付税始めとして、歳入の減額の要因があって、その13億円が一体どこに行ったのかわからないような感じになってしまっていますので、努力した分その分で何かやったのだというような、住民に対してわかりやすいような事業も取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） まず、前段の行政改革の計画の関係でございますけれども、私どもは、平成22年度中に、先ほど課長からもお話ありましたように、22年度で前期計画が終了いたしますので、23年度から新たな、後期5カ年、この計画の組み立てについては、22年度中に準備はしておりました。

ただ、ことし23年は統一地方選挙の年であります。もちろん首長選挙もありましたし、議会議員さんの選挙もあったということもありまして、改選期というようなこともありまして、新たな政策等の関係につきましては、23年度に首長が決まってから、議会のメンバーが固まってから、最後整理をしながら進めていこうというような考え方もございまして、多少着手する時期が遅くなったということについては、そういう原因もあったということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、町民生活に直結するような事業等は、見えない部分もあるのではないかなというようなお話かと思うのですが、これは今年度、23年度に入りましても、6月、補正予算を組ませていただきまして、新首長といいましょうか、町長の新しい任期始まりから新たな事業展開をさせていただくというような予算組みもさせていただいております。年度年度、財政的な状況をかんがみますと、もちろん交付税が非常にうちの歳入の構成比率では4割から5割近くあって、交付税がどの程度で決まるかということが一番大きな関心事ではあるわけでありまして、歳入の面で考えますと、まずは人件費、それから公債費、扶助費という、こういう義務的経費はどうしても支払いをしなければならないというものがおりますので、その歳入の見込みとその義務的経費も勘案した中で、では一体その義務的経費を支払いした残りを、その財源をどういうものに有効に使うのがいいのかというようなことが、実際予算編成上、大きなことになるわけでありまして、それらも見込みながら、町民の方々にもっとより理解をしていただけるような予算組みについても、理事者と協議もしながら努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかに質問お持ちの方。

（なしの声あり）

審査の途中ですが、この際、13時まで休憩をさせていただきます。

12:02 休憩

13:00 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

増田委員。

○17番（増田武夫） 私のほうから1点、総括でお伺いいたします。

基金の問題でありますとか、不用額などに関連してお聞きしたいというふうに思います。

平成22年度の予算審査の中でも申し上げたところでありますけれども、この平成22年の前からの麻生内閣から鳩山内閣にかけまして、臨時交付金という形で幾度か手当てがございまして、平成22年度の事業の中にも、決算の中にもそれもたくさん出てきているわけでありまして、このことが町の財

政にも一定の余裕が生まれる、その余裕をしっかりと生かしていくことを求めたわけであります。

今回の決算を見ましても、基金には5億8,000万円、このほかに8,000万ほどあるようでありまして、5億8,000万円の積み増しがなされております。

また一方では、不用額として2億6,000万円ほど計上されております。これは、事業のいろいろな有効な執行とかによって生まれた面もありますので、一概には言えないわけでありましてけれども、そうした状況を見ますと、そのときに匹敵したように、町財政に一定の余裕が生まれると、この余裕を本来の地方自治体が果たしていかなければならない。それはすべての町民が日々を安心して過ごしていくことができるようにきちんと手当てすることがまず第一の自治体の仕事だという意味から、さまざまな提案をさせていただいてきたわけでありまして、ご承知のように、今回出させていただいた町民の所得の内訳を見ましても、町民全体の所得では200万円以下の家庭がだんだんふえてきております。20年から22年度までは、約1%ふえて、200万円以下が49%になっていたと。年金収入も200万円以下がどのくらいおられるかという、これも3年で1%ほどふえて、80.9%になっているわけです。

こういう状況の中で執行された結果の今回の決算でありますけれども、一般会計の収入未済額も結構な額に上ってきておまして、一般会計の不納欠損額も3,573万円、3,500万円ほど不納欠損として落としているところであります。

こういう状態を見ますと、やはり町民の生活に対する町民税でありますとか、そうしたものが担税能力を超えて負担になっているのではないかと、そのように推察されるところであります。

やはりこうした点を考えますと、平成22年度には、例えば下水道料金も上がっておりますし、引き続き水道料金も引き上げられたまま推移しておまして、そうした町民負担というものもなかなか大変な状況にあると、そういうことを考えますと、やはりそうした低所得の方々、ふえている低所得の方々に配慮した行政が平成22年にはしっかりと行われていなかったのではないかと、もっと配慮する必要があったのではないかと、そのように考えるところであります。

そうした点から、やはりこの教訓を生かして、そうした立場に立つことを求めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○町長（高橋平明） 確かに、平成22年度は国の臨時交付金事業がありまして、各種事業の前倒しで実施をできた経過がございます。その前倒しでできた経過というのは、いわゆる後送りになっていた事業を、やりたくてもやれなかった事業について、財源手当てができましたので実施をすることができた。言ってみれば、財源調整がありましたから事業を実施できた。それによって幕別町の財源そのものが潤ったというわけでもないわけでありまして。確かに、国からの交付金で事業を実施しましたけれども、それに伴う、もちろん一般財源の持ち出しもありますし、そういった面では、財政運営そのものは決して余裕を持って財政運営をさせていただいているという状況ではないというふうに理解をしております。

また一方、歳出面において、いろんな町民生活のために事業を行ってきているわけですが、それを今回は、22年度につきましては、いろいろな各種、それこそ補修事業、修繕事業といえますか、そういったものに経費を使うことができましたので、町民生活の利便性あるいは向上性には多少なりとも役に立っていただけたのかなというふうには思っているところであります。

目に見えた形で、その余裕財源があれば、低所得者対策をとということでありまして、もとより、財政運営というか、財源、予算を組み立てるときには、もちろんすべて予算が町民の生活の向上のための予算であるという認識に立って予算を組み立てさせていただいているところでございますので、特に単年度で収支的に基金に積み戻しできるような交付税がふえたりとかということは、単年度ごとに見ますとあるかと思っておりますけれども、継続的にこれからのしっかりした財政運営を行っていくためにある程度の基金に入れる、それからバランスを考えた支出あるいは事業配分なりを考えて、これからも財政運営に努めていきたいというふうに思っております。

増田委員のおっしゃるとおり、低所得者対策に力を注いでほしいというお気持ちはわかりますけれども、あくまでも町としましては、バランスのとれた財政運営をしていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） これ、その年度年度でいろいろな状況があるわけでありましてけれども、しかしながら、この基金に積み増ししていただくだけは、やはり本当にこうしたものが、財源が有効に、まちづくりのために生かされているとは言えないというふうに思うわけです。今、基金全体では、現金として38億9,000万円ほどある。借金もたくさんあることはあるのですが、しかしこの基金をいかに使った

ら町民の日々の生活をしっかりと支えていくことができるのか、これがやはり町政の基本に据えられなければならないというふうに思うのです。

やっぱり今度の出されたこの臨時交付金にいたしましても、地域を活性化させるための臨時交付金でありましたり、きめ細かな配慮をしていくというような名目が出された臨時交付金であります。それは、やはりさまざまなおこなっている施策などに使うことを求めているわけでありましてけれども、それを通じて町全体の活性化でありますとか、町民の暮らしの向上を目指したものでなければならないというふうに思うのです。

やはり今回この不納欠損額も3,500万円ほど不納欠損に落としているわけでありましてけれども、そして収入未済額も結構あるわけでありましてけれども、そういうことを考えますと、これはやはりそうした点にも配慮をして、そしてさまざまな公共料金、一般会計だけで扱っているものでないものもありますけれども、さまざまな公共料金などの、やはり低所得者対策、引き下げのためにも、やはりこうした5億何がしのお金が積み増しできるということは、それなりのやはりそういうことにも配慮していくことが必要だというふうに考えるのです。

やはり自治体の第一番目のその役割が、日々町民がしっかりと生計を営んでいくことができると、そのことがまず頭になければならないと思います。そうした点で、もう一度ご答弁をお願いします。

○委員長（牧野茂敏） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに不納欠損の額ですとか収入の未済額が多いというご指摘につきましては、私どもとしても十分今後とも気をつけながら対処していかなければならないというふうに考えております。収入未済額の整理につきましては、それぞれ職員、鋭意努力を重ねているところでもありますけれども、基本的に税、その他使用料関係につきましては、庁内に収納対策の委員会を設置いたしまして、対応させていただいているところでもあります。

今、委員のおっしゃったように弱者対策といいますか、そういった対策に力を入れるべきだということでもありますけれども、決して私ども力を入れていないという認識は持っていないところであります。基本的にある制度を実施しようとするときに、継続してそれを実施するための財源が、ずっと財源として確保できるかという問題も当然ありますので、いろいろな対策については、その対策を考えたときに財源として、では今後永続的に続けていくためにどうやってその財源を確保しようということも一緒に考えさせていただいております。

一例を申し上げますなら、今年度から始めました乳幼児の医療費の拡大でありますけれども、これも年間5,000万円から、これまだことしやってみてわかりませんが、5,000万円から8,000万円程度ふえる可能性がございます。そういったものが、今後毎年続くわけでありましてから、そういった財源手当てをどうするのかとか、そういったバランスを考えた上での政策をさせていただいているところであります。もちろん基本は、町民生活の利便性、町民生活の安全の向上のために、その予算を作成させていただいているという思いがありますので、今後ともご理解を賜りたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17番（増田武夫） 前にも申し上げたことがあるのですがけれども、いろんなものの支払いができないという人の多くは、国保税だけが払えないのではなくて、やっぱり全体を払えなくなっていくというそういうことで幾つにもわたって滞納するという場合が多いかと思うのです。そうした場合に、やはり収入未済額だとか不納欠損に結びついていくと思うのですけれども、やはりそうした人たちに少し後押しをしてあげる、国保税にしても水道料金にしても、そういうものを低所得者対策として少し援助してやれば払える状況になる。そういう場合が本当に少なからずあると思うのです。

だから払えないようなものをかけて、そして焦げついていくよりも、もっとやっぱりその辺にしっかりと予算を使って、払えるものは払ってもらえるような、そういう体制を持っていくことに発想転換することが必要だというふうに思うのです。やはり払ってほしいという督促も大事でしょうけれども、実際に払える状況をやはり税負担でありますとか、料金負担の中でもつくっていくこと、そのことも大きな行政の仕事ではないかと、やっぱりそういう姿勢に立つことが必要ではないかと思っております。

そうした点で、やはり低所得者対策、これをしっかりとそうした予算を使ってやってほしいと思いません。そうしたことをやるのが、収入にも必ずはね返ってきて、こういう焦げつきがなくなっていくことだというふうに思いますけれども、再度ご答弁をお願いします。

○委員長（牧野茂敏） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 低所得者対策、これは今のご提言ありましたように、いろんな手法があるのだろうと思っておりますけれども、先ほどきめ細かな交付金を始め、光をそぐ交付金、これらも町の事業として、

これは低所得者対策を含めた町民サービスあるいは町民の生活向上につながっていく施策であろうというふうに思っております。

もう一つ、基金については、我々も基金をふやすことだけが目的では決してありませんので、それはその年度年度の収支のバランスによって基金がふえたり減ったりしていく状況であります。特にこれから先、交付税がどのようになっていくか。間違いなく来年度においては、今回の震災復興なんかも含めますと、交付税がマイナスになるのではないかとすることは、今から言われております。そうした中では、やはり一定の基金は持ちながら、そうした国の財政事情あるいは住民の皆さんの要望にこたえるための財源確保という意味では、一定の基金の確保をしていくことは、大事なことなのだろうというふうに思っております。

もちろん一番我々も気になるのは、何といても公共料金と言われるようなものが右肩上がり、ずっと抑えてきたものが、最近上がってきたというようなことを言われます。先般の介護保険のこれからの改定に向けてもそうですけれども、何となく私どもとしては、そういった面の負担、住民の皆さんに負担をお願いするということが大変つらいものがあるわけでありまして。

かといって、それでは赤字にしておいてもいいのかということには、もちろんならないわけでありまして。できる限りの低負担でいろんなサービスができるような努力は、もちろん進めていかなければならないのだろうというふうに思いますし、またそうした意味で、町としての努力もしていかなければならないのだろうというふうに思いますし、住民の皆さん方のご理解もいただかなければならないのだろうというふうに思っております。

もちろん払えない方に何でも何でも差し押さえて強制して執行するなんていうことは、私どももちろん考えてはおりませんが、お互いの理解の中で、少しでもそうした不納欠損なり収入未済額が減るように、さらに努力はしてまいりたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） それでは、ほかにないようですので、総括質問につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで一般会計の審査を終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、平成22年度の国保会計の概要につきまして、申し上げたいと思います。

被保険者数では、年度平均で一般被保険者数8,224人、退職被保険者数421人、合計では8,645人となりました。

前年と比較いたしまして0.6%の減、世帯数では、年度平均で一般被保険者世帯数4,224世帯、退職被保険者世帯数202世帯、合計で4,426世帯ということになりまして、前年と比較いたしまして0.5%の増となっております。

3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページ、歳入は1款国民健康保険税から10款連合会支出金まで合計いたしまして、歳入合計、予算現額32億1,742万6,000円に対しまして、調定額33億6,202万4,298円、歳入済額31億806万4,231円となっております。

次に、歳出であります。

5ページをお開きいただきたいと思います。

歳出は1款総務費から11款の予備費まで合計いたしまして、予算現額32億1,742万6,000円に対しまして、支出済額30億2,705万135円となっております。

欄外のほうにありますけれども、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が8,101万4,096円となっております。

それでは、歳入歳出の事項別明細につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

31 ページをお開きいただきたいと思います。

31 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 8,033 万 6,000 円に対しまして、支出済額 7,767 万 8,150 円であります。

1 目の一般管理費は、国保事務にかかわります一般職員の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を支出したものであります。

33 ページになります。

2 目の連合会負担金は、医療費の審査支払業務を委託しております北海道国保連合会に係る負担金となっております。

2 項徴税費、予算現額 624 万 4,000 円に対しまして、支出済額 574 万 6,537 円であります。

1 目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の 3 節 3、十勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構に係る負担金であります。

3 項運営協議会費、予算現額 40 万 4,000 円に対しまして、支出済額が 18 万 5,985 円あります。

1 目運営協議会費は、国保運営協議会委員 9 人の報酬並びに費用弁償に要した費用となっております。

37 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、予算現額 18 億 9,639 万 7,000 円に対しまして、支出済額 17 億 7,668 万 5,815 円あります。

1 目は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。

1 人当たりの給付額は 19 万 9,985 円で、前年比では 2.5%の減となっております。

2 目は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払いに要したものでございます。

1 人当たりの給付額は 24 万 1,659 円で、前年度費 7.2%の減となっております。

3 目及び 4 目は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に係るものであります。

5 目は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務に要した費用であります。

2 項高額療養費、予算現額 2 億 580 万円に対しまして、支出済額 1 億 8,099 万 3,800 円あります。

1 目の 1 人当たりの給付額は 2 万 421 円で、前年度比では 7.9%の減となっております。

2 目の 1 人当たり給付額は 3 万 416 円で、前年比では 17.6%の減となっております。

3 目は、世帯の 1 年間の医療給付に対する自己負担額と介護給付に対する自己負担額を合算したものが一定の基準を超える場合、超えた額の支払いに係るもので、8 件で 24 万 2,586 円の支出をいたしております。

4 目は、3 目同様に、退職被保険者等に係るもので、支出はありませんでした。

39 ページになります。

3 項移送費、予算現額 21 万円に対しまして、支出はありませんでした。

4 項出産育児諸費、予算現額 2,397 万円に対しまして、支出済額 2,302 万 5,730 円あります。

1 目出産育児一時金につきましては、55 件の支出をしております。

昨年度に比較いたしまして 9 件の増となっております。

5 項葬祭諸費、予算現額 150 万円に対しまして、支出済額 81 万円あります。

被保険者の死亡に際しまして、3 万円を支給しているものであります。

総件数では、27 件の支出をいたしております。前年度に比較いたしまして、17 件の減であります。

41 ページになります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、予算現額 3 億 6,135 万 2,000 円に対しまして、支出済額 3 億 6,134 万 7,227 円あります。

1 目後期高齢者支援金、後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者の負担分でありまして、社会保険診療報酬支払基金に支出したものであります。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金、支払基金へ事務費分として拠出したものであります。

43 ページになります。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、予算現額 90 万 6,000 円に対しまして、支出済額 62 万 2,856 円あります。

1 目前期高齢者納付金は 65 歳以上 75 歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る医療費及び前期高齢者支援金について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するために費用負担した分であります。支払基金に支出したものであります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、これは1目に係る事務費を支払基金へ拠出したものであります。45 ページになります。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、予算現額 650 万 6,000 円に対しまして、支出済額 650 万 4,535 円であります。

1 目老人保健医療費拠出金は、国民健康保険被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分で支払基金への拠出金であります。平成 19 年度で老人保健制度が終了いたしました関係上、過年度精算分などを支出しております。

2 目老人保健事務費拠出金では、支払基金への拠出金であります。次のページになります。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、予算現額 1 億 6,395 万 4,000 円に対しまして、支出済額 1 億 6,340 万 5,682 円であります。

国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に係る保険料負担分を、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

49 ページになります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、予算現額 3 億 9,760 万 5,000 円に対しまして、支出済額 3 億 8,342 万 7,963 円であります。

1 目は、高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するために、国保連合会が実施主体となりまして行います再保険事業に、全道の市町村が拠出をしているものであります。

1 件 80 万円以上の高額医療費が対象となります。

2 目は、1 目同様、国保連が実施主体となって行う再保険事業であります。1 件 30 万円を超えて 80 万円までの高額医療費が対象となっております。

3 目は、退職者医療事務費に係る拠出金であります。

次のページになります。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、予算現額 2,776 万 3,000 円に対しまして、支出済額 1,482 万 2,292 円であります。

1 目特定健康診査等事業費、13 節の細節 6 の特定健康診査委託料及び細節 7 の特定保健指導委託料が主なものであります。

平成 20 年 4 月から実施をいたしております内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた生活習慣病の予防のための事業に係る委託料となっております。

2 項保健事業費、予算現額 483 万 3,000 円に対しまして、支出済額 412 万 5,278 円であります。

本項は、被保険者の健康の保持、増進を目的といたしまして、これらの増進に係る経費を支出したものであります。

1 目保健衛生普及費では、11 節の印刷製本費は、健康づくりの啓発等のパンフレットや医療費の通知用の封筒などの印刷経費となっております。

12 節は、年 6 回の医療費通知に係る郵便料となっております。

19 節は、インフルエンザ予防接種費用や国保税課税及び医療費適正化などに係る国保特会の負担分となっております。

53 ページになります。

9 款公債費、1 項公債費、予算現額 5 万円に対しまして、支出はありませんでした。

55 ページになります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 2,959 万 6,000 円に対しまして、支出済額 2,766 万 8,285 円であります。

1 目は、24 件分の支出であります。

2 目は、2 件分の支出であります。

3 目は、医療費の確定に伴う支払基金等への精算還付金であります。

4 目並びに 5 目は、保険税還付に係る還付加算金であります。

57 ページになります。

11 款予備費、1 項予備費、予算現額 1,000 万円あります。支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

7 ページ、歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額 10 億 9,352 万 4,506 円に対しまして、収入済額 8 億 4,196 万 2,978 円、不納欠損額が 157 件で 1,439 万 5,526 円となっております。収入未済額は 2 億 3,716 万 6,002 円となっております。

国保税の収納率であります。

1 目の 1 節医療給付費分現年課税分につきましては収納率 95.95%で、前年度に比較いたしまして 0.07 ポイントの増であります。

3 節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては 95.86%で、前年度に比較いたしまして 0.1 ポイントの減となっております。

5 節の介護納付金分の現年度課税分につきましては 95.30%で、0.38 ポイントの減となっております。これら現年課税分を合計いたしますと、95.87%となりまして、前年度比では 0.01 ポイントの減となっております。

2 目の退職被保険者分につきましては、1 節の医療給付費分現年課税分が 97.34%で、0.08 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金現年課税分につきましては 97.31%で、前年度に比較いたしまして 0.16 ポイントの増となっております。

5 節の介護納付金現年課税分では 97.48%で、0.18 ポイントの増となっております。

これら現年課税分合計では 97.36%となりまして、前年と比較いたしますと 0.12 ポイントの増となっております。

なお、一般被保険者分及び退職被保険者分の総体では、現年課税分につきましては 95.95%、前年度を 0.01 ポイント下回っております。これは 8 年連続で収納率 94%以上を確保することができたというところであります。

9 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫支出金、調定額、収入済額とも同額の 6 億 5,747 万 9,212 円であります。

1 目は、一般被保険者に係る療養給付費等のほか、老人保健拠出金、また後期高齢者支援金及び介護納付金に係る国の定率負担分となっております。

2 目は、高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率分 4 分の 1 の負担分となっております。

3 目は、特定健康診査及び特定保健指導に係る国の定率分 3 分の 1 の負担分となっております。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 494 万 9,252 円であります。

1 目は、市町村間の財政力格差を埋めるため財政調整交付金であります。

2 目は出産一時金補助金、3 目は介護従事者処遇改善臨時特例交付金、4 目は高齢者医療制度円滑運営事業補助金であります。

70 歳から 74 歳の方の自己負担分が、平成 22 年度も引き続き 1 割で継続されることになりましたことから、高齢受給者証の再発行に係る補助金であります。

13 ページになります。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 3,718 万 217 円であります。

本項は、退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、支払基金から交付されたものであります。

15 ページになります。

4 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、調定額、収入済額とも同額の 7 億 1,631 万 1,409 円であります。

前期高齢者の療養給付費として支払う財源といたしまして、支払基金のほうから交付されたものであります。

17 ページになります。

5 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 2,295 万 5,267 円であります。

1 目は、国庫負担金と同様に高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の負担分 4 分の 1 となっております。

2 目は、特定健康診査に係る道の負担でありまして、3 分の 1 であります。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 7,156 万 2,000 円であります。

国民健康保険事業における都道府県の役割、この責任を強化するために都道府県負担が導入をされたものであります。

国の調整交付金同様、市町村間の財政力格差を埋めるための交付金となりまして、前年度比で

は 38.1%の増となっております。

19 ページになります。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 5,448 万 4,534 円であります。

1 目は、全道の市町村国保保険者の拠出金と国の補助金を財源といたしまして、一般被保険者の高額医療の発生状況により交付されたものであります。

前年度に比ばまして 49.1%の減となっております。

2 目は 1 目同様高額医療費に係る事業費で、1 件 30 万円を超え 80 万円までの高額医療費が対象となっております。

前年度比では 16%の減となっております。

次ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 4,090 万 1,728 円で、前年度比では 2.4%の減となっております。

1 目一般会計繰入金では、1 節は低所得者の方に対して行った国保税の減額相当分を一般会計から繰り入れたものであります。

2 節は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得層を中心に保険税負担を軽減するために繰り入れたものであります。

3 節は、国保事務にかかわります職員の人件費と一般管理費に係ります事務費などを繰り入れたものであります。

4 節は、出産育児一時金といたしまして給付をいたします金額に対しまして、3 分の 2 に相当する額を一般会計から繰り入れたものであります。

5 節は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対しまして、一定額を繰り入れるものであります。普通交付税の基準財政需要額算定の中で決定されているものであります。

6 節は、一般会計で実施をいたしております乳幼児医療費助成制度など、福祉医療の実施に伴う波及増医療費の保険者負担分及び審査支払手数料を繰り入れたものであります。

次に 23 ページになります。

8 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の 5,966 万 7,508 円であります。

21 年度からの繰越金であります。

25 ページになります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の 325 万 4,770 円で、一般被保険者国保税の延滞金 163 件に係るものであります。

2 項預金利子、調定額、収入済額ともありませんでした。

3 項受託事業収入、調定額、収入済額ともありませんです。

4 項雑入、調定額 415 万 274 円に対しまして、収入済額 175 万 1,735 円、収入未済額は 239 万 8,539 円であります。

2 目は、交通事故により生じた保険給付費の支払いに対しまして、損害賠償金として加害者から支払いを受けたもので、3 件分であります。

4 目は、転出や社会保険加入により、幕別町国民健康保険の資格を喪失した後に、国民健康保険被保険者として受診をしてしまった場合に、当該被保険者から返納していただくものであります。

1 目、3 目、5 目は、調定額、収入済額ともありませんでした。

次に、27 ページになります。

6 目保険医療機関返還金、医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、1 件分を調定したものであります。

7 目雑入は、償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が、国保連から交付されたものが主なものとなっております。

29 ページになります。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額、収入済額とも同額の 55 万 2,873 円であります。

420 万円を超える超高額療養費の 200 万円を超える額に係る国保連からの交付金であります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。



増田委員。

○17番(増田武夫) 1点お伺いしたいと思います。

国保の関係につきましては、国の援助が相当減ってきたということで、大変なわけでありますけれども、そうした中で、一般会計でもお話ししましたけれども、やはり被保険者の負担の関係が非常に問題になってくるかと思えます。平成22年の場合、現年収入の未済額が3,299万円、3,300万円ほどあるわけでありまして、そういう中では、これが942世帯の収入未済ということで、1世帯当たり3万5,000円ほどになるわけでありまして、そうした中で、これまでの収入未済の合計額が2億3,000万円、年々減ってきているようでありますけれども、2億3,000万円あるということでありまして、こうした状況を考えますと、国保の加入世帯というものが退職者でありますとか失業者でありますとか、いろいろな困難な方々を抱えているということで、加入世帯の所得200万円未満が71%と、7割が200万円未満の所得だということも現状もあるわけでありまして、

そうした中で、今の説明では、不納欠損額1,439万5,000円に対するその件数は157件というふうに今説明があったわけでありますけれども、1件当たり9万何がしぐらいになりますか、そのような状況を承知したわけでありまして、

やはりこうした状況を不納欠損に関する詳しい状況をお聞きしたいと思います、こうした157件の不納欠損は、どういう状況のものを不納欠損に落としたのか、何年たっているものでありますとか、その分けられる範囲でよろしいわけですが、教えていただきたいと思えます。

○委員長(牧野茂敏) 税務課長。

○税務課長(姉崎二三男) 不納欠損額1,439万5,526円、157件の詳しい状況でございますけれども、不納欠損につきましては、平成22年度不納欠損の事由でございますけれども、5年の時効これが2件ございました。それから執行停止、これが時効優先を除くものが114件、それから時効優先が41件ございました。その内容でございますけれども、時効優先を除く執行停止の中の無財産が39件、それから生活困窮者61件、それから居所不明者が14件、それから執行停止時効優先41件でございますけれども、その内訳としまして、無財産が11件、生活困窮者14件、それから居所不明者16件というような内容でございます。

不納欠損額でございますけれども、5年時効の方が2件で10万7,000円でございます。それから無財産の方、これ合計39件でございますけれども324万980円。それから生活困窮者の方、これ61件でございますけれども736万2,629円、それから死亡あるいは居所不明の方、これが14件でございますけれども65万8,200円、それから時効優先が41件、302万6,717円というふうな内容になってございます。この中で、不納欠損額50万円以上の方につきましては、7人の方で54件ございます。金額にして868万4,616円と60%を超える金額が不納欠損で50万円以上の方が該当してございます。この内訳につきましても、無財産の方が1人、それから生活困窮者が5人、それから居所不明の方が1人というような内容になってございます。

以上です。

○委員長(牧野茂敏) 増田委員。

○17番(増田武夫) 不納欠損にした理由については、およその状況がわかったわけでありますけれども、今教えていただいた中の無財産でありますとか、生活困窮で落とさなければならぬと、こういう状況も件数としては多くあるわけでありますけれども、こうした状況を考えますと、やはりその国保税をかけたときにどうだったのかと。やっぱりそのことまでさかのぼってやはり検討してみる必要があるのではないかとこのように思うわけです。

先ほども申し上げましたが、やはりここで国保の関係というものは税とは違いまして、町の裁量でさまざまな対策をとることができる分野だということに思えます。ここでやはり国保などでそういう低所得者の人に対する対策をしっかりととることによって町税だとか、そのほかの税金についても払える状況も生まれるのではないかと。そうした点で言えば、やはりこの2億3,000万円からある収入未済額、年々不納欠損に落とす額が平成20年は1,800万円、この前後ことは1,400万円ということで、そうしたところに定着しているような感があるわけですが、こういうものをしっかりとなくしていくためには、やはり低所得者に対する減免制度などを町独自で持つことが求められているのではないかと。それと同時に国に対する援助も、当初の20年、25年前に戻すことをしっかりと求めていただきたいと思えますが、その2点についていかがでしょうか。

○委員長(牧野茂敏) 町民課長。

○町民課長(川瀬俊彦) 国保税にかかわります低所得者対策ということにつきましては、これ保険税の

減免ということに関しましては、条例の中でも規定がありまして、「町長が必要と認める場合」ということでの規定があります。ですから相談を受けた場合につきましては、きちっとその方の資力等をよく調査の上、適用させるということになるかと思えます。ちなみに平成 22 年度におきましては、1 件税の減免の申請がありまして、これは認定ということになっております。

それで、納税の仕方の対応につきましては、これ税務課の職員と我々国保担当者とがタイアップいたしまして、これいろいろと相談に乗るといことでの対応はしております。例えば電話で催告をすることなど、また納税相談日を特別に設定いたしまして、平日の夜間及び土曜日、日曜日などの特別な日にちを設定してご案内をして、そして相談に乗るようなこと。それとあと臨戸訪問をして、何とか接触を試みて、いろいろな意味におきまして分納という形もありましようし、そのような形での相談をいろいろして、少しでも納税に寄与されるように、きめ細かな対応には努めているところであります。

それと、国保会計につきましては、本町のみならず全国的な傾向といたしまして、これ構造的な問題があると言われております。委員もおっしゃるように、これ国保の被保険者の年齢構成、これ高い年齢構成の方が多ということ。それと、現役世代を退かれて年金生活に入っておられるというようなことも関係しまして、所得階層の低い方が比較的構成比率が高いということ。

それと、年齢が高いということと関連していると思えますけれども、医療費水準もほかの保険から見ると高い、そのような課題もあると言われております。ですから町といたしましても町村会と歩調を合わせて、そして国に対して国保会計に対する支援というものは続けておりますし、今後も強く働きかけていきたいと、そのように思っているところであります。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） もちろん今この税がかけられて、そしてなかなか困難な人に丁寧なそういう分納でありますとか、そういうことで対応してもらうことはもちろんなのですが、やはりそういう対応をされても今日のようなこういう払えないと、こういう生活困窮、この不納欠損の状況を見ましても、本当に財産がなかったり、生活困窮でこうやって落とさなければならぬような人にまでかけられているわけです。

しかもこれ滞納したら 14%何がしのその延滞金もかけられるというようなこともあって、やはり高利貸しからそれこそお金を借りるように雪だるま式にその滞納額が伸びていく、そういう現状もあるわけで、やっぱりそういうことを考えますと、やはりその相談に来る人の解決ということではなくて、制度的にしっかりと低所得者を支えるという仕組みをつくってほしいと。やはりそれは町長の裁量で減免するということができるというような決まりもあるわけですから、やはりしっかりとした対応をしてほしいと思えますけれども、しつこいようですが、もう一度お願いいたします。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） この問題につきましては、毎回いろいろと議論をさせていただいているところでございますけれども、やはり国保会計支える側というのは、やはりこの保険に入っている全加入者で支えているという実態がございます。そういった形の中で、やはり所得階層に応じて応分の負担をお願いしなければならない。これは制度の仕組み上、どうしてもご理解をいただかなければならない部分だろうというふうに思っております。そのためにも 7 割軽減とかそういったものが行われているということもご理解をいただければというふうに思います。

そのような意味では、私どもとしては、できる限りの努力というのはしてきているところであろうというふうに思います。

ただ、国のほうとしても、今、県単位での国保会計をつくるのか、いろいろなことがここ検討をされております。この行方というのは、どうなるのかはわかりませんが、先ほど課長が申しましたように、構造的な国保会計の課題、こういったものをどのように国全体で解決をしていくのかと、公費負担の部分もあると思えますし、そういったようなところの議論をこれからも注視しながら見守っていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいなと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 今、その都道府県単位の国保のそういうあれもあるのだということが話されたので、一言言っておきたいのですが、後期高齢者医療制度もそうでありますけれども、やはりこれだけ苦しい国保なものですから、ここの自治体ではもう手放したいというような意思も働くのではないかと思いますけれども、しかしそうやって県単位、道単位にしていきますと、やはりこの末端の加入者の状態が忘れられていくということが非常に問題になるというふうに思います。一般の働く人の保険などでは雇う側が 50%とかという掛金を持ちますので、そうではないやっぱり国保の関係では、国が以前のよ

うに50%程度の負担をするという方向にどうしても戻していかなければ、県単位、道単位にしたところで問題は解決していかないのだというふうに思うのです。そうした点で、3割、5割、7割の軽減があることも承知していますけれども、それによってもなおこれだけの滞納が出て、そしてやむを得ず不納欠損をしなければならないというような、こういう状況を1日も早く解決するための手だてをとっていただきたい、そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 答弁はよろしいですね。

○17番（増田武夫） はい。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。  
（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかに質問がないようでございますので、以上をもって国民健康保険を終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成22年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成22年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入であります。

1款支払基金交付金から6款諸収入まで、予算現額569万5,000円に対しまして、調定額並びに収入済額は、同額の569万3,744円であります。

次に、62ページをお開きいただきたいと思います。

62ページ、歳出は、1款総務費から4款予備費まで、予算現額569万5,000円に対しまして、支出済額569万3,744円であります。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、ゼロ円となっております。

22年度をもちまして、同特別会計を廃止させていただくものであります。

続きまして、歳入歳出事項別明細につきまして説明をいたします。

76ページをお開きいただきたいと思います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額5万9,000円に対しまして、支出済額5万8,591円でありま

す。  
1目一般管理費は、事務経費であります。

78ページになります。

2款医療諸費、1項医療諸費、予算現額、支出済額ともありませんでした。

80ページになります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、予算現額485万3,000円に対しまして、支出済額485万2,624円であります。

月おくれ請求など、過年度の医療費の確定に伴います支払基金交付金及び国・道支出金の精算還付金であります。

2項繰出金、1項他会計繰出金、予算現額78万3,000円に対しまして、支出済額78万2,529円であり

ます。  
会計廃止に伴います残金について、一般会計に繰り出しをしたものであります。

82ページになります。

4款予備費、1項予備費、支出はありませんでした。

次に、64ページ、歳入について説明をさせていただきます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額の669円であります。

1目の医療費交付金は、ありませんでした。

2目は、医療費の審査支払手数料相当額が支払基金から交付されるものであります。

66ページになります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額、収入済額ともありませんでした。

68ページになります。

3款道支出金、1項道負担金、調定額、収入済額ともありませんでした。

70ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額ともありませんでした。

72 ページになります。

5 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも 569 万 3,075 円であります。

74 ページになります。

6 款諸収入、1 項預金利子、2 款雑入とも調定額、収入済額ともありませんでした。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ありませんか。質疑がないようですので、老人保健特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でありますので、この際、14 時 20 分まで休憩させていただきます。

14：00 休憩

14：20 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第 4 号、平成 22 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成 22 年度幕別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、地方自治法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、高齢者医療に関する収入及び支出を経理するために、平成 20 年度から新設をいたしました特別会計であります。

22 年度末におけます後期高齢者医療の被保険者数は 3,483 人であります。

21 年度末の被保険者数が 3,363 人でありましたので、120 人、3.6%の増加となっております。

85 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険から 6 款広域連合支出金まで、予算現額合計 2 億 9,182 万 8,000 円に対しまして、調定額合計では 2 億 8,477 万 7,899 円で、収入済額が 2 億 8,473 万 6,899 円であります。

次に、87 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費まで、予算現額合計 2 億 9,182 万 8,000 円に対しまして、支出済額が 2 億 8,313 万 7,645 円であります。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしますと、159 万 9,254 円の残ということになります。

次に、歳入歳出事項別明細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳出から行います。

101 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 2,084 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1,962 万 8,417 円あります。

1 目は、一般職職員 2 名分の給与など、人件費と事務経費が主なものとなっております。

2 項徴収費、予算現額 95 万 1,000 円に対しまして、支出済額 75 万 4,844 円あります。

1 目は、後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用であります。

105 ページになります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 2 億 6,788 万円に対しまして、支出済額が 2 億 6,254 万 7,184 円あります。

1 目の 19 節の負担金補助及び交付金、細節 3 の事務費負担分であります。後期高齢者医療の運営主体に係ります北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分でありまして、全道の市町村が均等割 10%、高齢者人口割 75 歳以上の人口分が 40%と、総人口割が 50%の割合で負担するものであります。

細節 4 の保険料納付金分は、被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分として一般会計から繰り

入れた金額を、北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

107 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 205 万円に対しまして、支出済額 20 万 7,200 円であります。

保険料の還付金であります。

109 ページになります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円に対しまして、支出はありませんでした。

89 ページをお開きいただきたいと思います。

89 ページ、歳入であります。

1 款、後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、調定額 1 億 9,795 万 5,100 円に対しまして、収入済額 1 億 9,791 万 4,100 円、収入未済額が 4 万 1,000 円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額 5,600 円を除き 100%であります。

参考に申し上げますけれども、北海道広域連合の全体の収納率では 99.2%となっております。

次ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額、収入済額ともありません。

93 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額とも 8,464 万 6,834 円であります。

1 目の 1 節事務費等繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村の負担分及び人件費や物件費など、後期高齢者医療の事務に要する費用を一般会計から繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対し実施いたしております保険料の減額、いわゆる 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の軽減相当額及び被保険者の被扶養者だった方の保険料の軽減相当額を繰り入れるものであります。

95 ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも 175 万 5,952 円であります。

97 ページになります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額、収入済額とも 2,200 円あります。

延滞金であります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目は、調定額、収入済額とも 20 万 6,400 円で、還付金に対します広域連合からの収入であります。

3 項預金利子、4 項雑入は、調定額、収入済額ともありませんでした。

6 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金、調定額、収入済額とも 21 万 1,413 円あります。

保険料の納付方法等に係る広報に要した費用について、広域連合から交付されたものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、後期高齢者医療特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 5 号、平成 22 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成 22 年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、22 年度の介護保険の概要につきまして説明を申し上げます。

22 年度における第 1 号被保険者は 6,870 人、前年に比べますと 128 人の増、率にいたしまして 1.9% の増となっております。

要介護認定の状況ですが、22 年度末における要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けている方は 1,226 人、前年度より 61 人の増であります。率にいたしますと 5.2% の増となっております。

65 歳以上の高齢者人口に対します要介護認定者の割合は 17.8% で、前年度比で 0.5 ポイントの増となっております。

次に、サービスの概要につきまして申し上げます。

初めに、要介護者に係る居宅介護サービス費は約 550 万円の増となりまして、率にいたしまして 1.3%

の増となっております。

要支援者に対する介護予防サービスは約 1,290 万円の減で、率にいたしまして 15%の減となっております。

次に、地域密着型介護サービス費は、認知症高齢者グループホームのほか認知症通所介護、小規模多機能型居宅介護などがありますが、前年度比で約 8,800 万円の増、率にいたしまして 32.9%の増となっております。

施設介護サービス費は約 470 万円の減、率にいたしまして 0.8%の減となっております。

次に、特定入所者介護サービス、これは施設に入所している低所得者に対します支援でありますけれども約 27 万円の増、率にいたしまして 0.4%の増となっております。

これら介護保険給付費の総額ですけれども、前年度比で 8,500 万円の増、率にいたしまして 5.6%の増となっております。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。

歳入は、1 款保険料から 10 款諸収入まで、予算現額 17 億 957 万 8,000 円に対しまして、調定額 17 億 853 万 3,456 円、収入済額が 17 億 592 万 4,216 円となっております。

114 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出は、1 款総務費から 5 款諸支出金まで、予算現額 17 億 957 万 8,000 円に対しまして、支出済額 16 億 7,460 万 3,487 円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が 3,132 万 729 円となっております。

引き続きまして、歳入歳出事項別明細について申し上げたいと思います。

136 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,778 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1,768 万 6,790 円であります。

1 目は、職員 2 名分の人件費のほか、介護保険事業全般に係る事務費等を支出したものであります。

2 項徴収費、予算現額 78 万 2,000 円に対しまして、支出済額 62 万 6,841 円であります。

本項は、保険料の賦課徴収に要した費用となっております。

次ページになります。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,521 万 7,000 円に対しまして、支出済額 2,447 万 8,843 円であります。

1 目は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査会の運営に係る費用を始め、審査会を担当いたします職員 1 名分の人件費が主なものであります。

2 目は、140 ページになりますけれども、7 節賃金は認定調査に係る臨時職員賃金、12 節、細節 15、主治医意見書作成手数料が主なものであります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 21 万 2,000 円に対しまして、支出済額 10 万 4,165 円であります。

1 目は、介護保険運営等協議会開催に係る委員報酬及び費用弁償等を要した費用であります。

次ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 14 億 4,675 万 6,000 円に対しまして、支出済額 14 億 1,908 万 9,169 円であります。

1 目は、ホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護など、在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目は、認知症高齢者グループホームと認知症通所介護、小規模多機能型居宅介護のサービスに係る保険給付費であります。

3 目は、特別養護老人ホームや老人保健施設、さらには療養型病床群などの施設に入所または入院された被保険者に係る保険給付費であります。

4 目は、ケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 8,548 万 3,000 円に対しまして、支出済額 8,318 万 2,608 円であります。

1 目は、介護予防サービス給付費が主なものであります。

2 目は、ケアプランの作成に係る保険給付費であります。

3 項、その他諸費、予算現額 192 万 8,000 円に対しまして、支出済額 184 万 7,743 円であります。

1目は、国保連から介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査とその支払いに関する手数料となっております。

144 ページになります。

4項高額介護サービス等費、予算現額 3,476 万 6,000 円に対しまして、支出済額 3,326 万 7,499 円です。

1目は、細節 3 の要介護 1 から要介護 5 の方に係る高額介護サービス費が主なものであります。

5項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 600 万円に対しまして、支出済額 591 万 9,050 円です。

1目は、1年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が、著しく高額になる場合に負担を軽減するためにできた制度でありまして、介護保険から支給されるのが高額医療合算介護サービス費で、平成 22 年度は 223 名の方に支給しております。

6項市町村特別給付費、予算現額 20 万円に対しまして、支出済額 13 万 5,098 円です。

1目は、介護保険の保険給付から除かれました入浴補助用具のバスマットなどの購入費を給付したものであります。

7項特定入所者介護サービス等費、予算現額 6,475 万 7,000 円に対しまして、支出済額 6,425 万 1,500 円です。

1目は、自己負担となっております食費、居住費について、所得の低い方に対しまして、基準費用額と負担限度額との差額を補足給付として支給しているものであります。

細節 3 は要介護者に関するもの、細節 4 は要支援者に係るものであります。

次ページになります。

3款基金積立金、1項基金積立金、予算現額 1,000 円に対しまして、支出はありませんでした。

148 ページになります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、予算現額 595 万 3,000 円に対しまして、支出済額 517 万 1,984 円です。

1目は、要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者の方々を把握する業務及び介護予防事業が主なものであります。

2項包括的支援事業、任意事業費、予算現額 1,537 万 9,000 円に対しまして、支出済額 1,457 万 318 円です。

1目は、13 節の委託料、細節 5 は相談及び窓口業務に係る費用、細節 6 は高齢者の実態把握に係る委託料となっております。

2目任意事業費は、次のページになりますけれども、13 節委託料で、細節 6 の高齢者世話つき住宅、いわゆる札内文京町にありますシルバーハウジングに係る生活支援員派遣費用が主なものとなっております。

3目は、介護予防事業費や相談業務などの地域包括支援センターを運営する職員 1 名の人件費が主なものとなっております。

152 ページになります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額 439 万 2,000 円に対しまして、支出済額 427 万 1,879 円です。

1目は、平成 21 年度分の還付未済額で 54 件分を還付したものであります。

2目は、平成 21 年度の保険給付費等の確定に伴いまして、国、道及び支払基金に返還をしたものであります。

以上が支出であります。

続きまして、116 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、調定額 3 億 292 万 4,330 円に対しまして、収入済額 3 億 31 万 5,090 円、不納欠損額は 81 万 9,600 円、収入未済額が 178 万 9,640 円となっております。

1目は、1 節の現年度分につきましては、調定額 3 億 21 万 2,300 円に対しまして、収入済額 2 億 9,960 万 1,700 円で、収入未済額が 61 万 900 円となっております。

現年度分の収納率は 99.8%となります。前年度と比較いたしますと、0.3 ポイントの増となっております。

不納欠損は、32 件分です。

2款分担金及び負担金、1項負担金、調定額、収入未済額も同額の 730 万 8,000 円です。

東十勝認定審査会に要する池田町、豊頃町、浦幌町からの共同設置負担金であります。

120 ページになります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額、収入済額とも同額の 14 万 5,790 円であります。

1 目は、個人情報保護条例によります情報公開請求に係る手数料、2 目は高齢者世話つき住宅、いわゆるシルバーハウジングの生活支援に係る手数料であります。

122 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 9,469 万 9,000 円であります。

1 目の 1 節現年度分は、国が負担する介護給付費で、定率の 20%分であります。

施設サービス費と特定入所者介護サービス費は、国は 15%の負担となっております。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 9,707 万 8,650 円であります。

1 目は、国が市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金であります。

22 年度の交付割合は 5.71%となっております。

2 目は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する国の交付金で、1 節の介護予防事業は 25%の交付、2 節は 40%分が交付されております。

次のページになります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額の 4 億 9,351 万円あります。

1 目は、1 節の現年分は 40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者分の負担分で、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費の定率分 30%分が交付されております。

2 目は、介護予防事業実施に伴います交付金であります。

次のページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 3,238 万 2,889 円あります。

道が負担する介護給付費の定率 12.5%分あります。

施設サービス費と特定入所者介護サービス等は、17.5%の負担となります。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 373 万 6,325 円あります。

1 目は、先ほどの国庫補助金と同様に、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する道の交付金であります。

次のページになります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額、収入済額ともありませんでした。

次のページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 3,917 万 2,657 円あります。

1 目の 1 節につきましては、町の負担分であります定率 12.5%分、2 節は事業費の 12.5%分、3 節事業費の 20%分を一般会計から繰り入れております。

4 節の細節 1 は、職員 2 名分の人件費並びに東十勝介護認定審査会を担当する職員 1 名分の人件費に対して、東十勝 3 町の負担分を控除した額を繰り入れたものであります。

2 項基金繰入金、1 目は調定額、収入済額とも同額の 1,663 万 2,000 円あります。

2 目は、調定額、収入済額とも同額の 479 万 368 円あります。

次のページになります。

9 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の 1,609 万 5,147 円あります。

次のページになります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額、収入済額とも同額の 1,000 円あります。

2 項預金利子につきましては、ありませんでした。

3 項の雑入は、調定額 5 万 7,300 円、収入済額も同額であります。

4 目の雑入は、生活保護で第 2 号被保険者の認定調査費に係る費用 5 件分を道のほうから収入したものであります。

以上で、介護保険特別会計の決算につきまして、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 116 ページ、介護保険料にかかわって質問させていただきますけれども、決算審査の委員会を開くに当たって、追加資料をいただいたわけでありまして、その資料には、介護保険の滞納者の人数と所得階層別内訳、そういう資料を出していただいたところでありまして、この資料を見ますと、



平成20年度、21年度、22年度と3カ年にわたる数字が出ているところでありましてけれども、金額も人数も年々減ってきていて、このことは町にとってとてもいいなということになってくるなというふうに思います。

そこで、お尋ねしたいことは、まずは4点お願いします。

滞納ですから、特別徴収ということでは、天引きということになるわけですから発生しないと。普通徴収ということになるわけですが、普通徴収の方が何人幕別町にいらっしゃるのかということ。そして普通徴収になる対象の方は、年金が1カ月1万5,000円以下、そして第1号被保険者になった初年度普通徴収になると、この主な人数はこういったところなのかなと思うのですが、もしそれ以外の理由で普通徴収になっているケースがあれば、人数を教えてくださいなというふうに思います。

第2点目は、3カ年ともこの滞納者の一番多い層は、第2段階という収入階層であります。平成22年度に至っては、30人中13人が第2段階の方であります。きっと人数も多いところなのではないかなと推察しますが、それ以外にどんな理由がこの第2段階の方が多い、そういうふうになっているのか、どのように町が考えていらっしゃるのか、知りたいというのが2点目であります。

3点目は、こういう滞納を理由にサービスの利用の制限や減免制度が利用できないなど、介護保険を利用する上で不利益が発生するケースがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

4点と申し上げましたけれども、二つまとめて言ってしまったものもあるので、以上3点お答えになっていただきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まず、1点目の普通徴収の関係でございます。

当初賦課におきまして、普通徴収の方は、先ほど委員もおっしゃられたとおり65歳になった年というのは、普通徴収と特別徴収混ざる方がおりますけれども、そちらが136人、それから普通徴収のみの方が339人でございます。それ以外で、1カ月1万5,000円以下、それから65歳になった年以外で普通徴収の方というのは、22年度においてはありません。

それから、第2段階にこの滞納の方が多いという事実に関してでございますけれども、確かに委員もご指摘のとおり第2段階というのは、総人数の中の1,279人という18.8%と、最も多い階層であるということもあります。そのほかにどんな要因があるかということについては、余り深く検討は、現在のところしておりません。

3点目の現在、滞納等でサービスの利用に支障が来ている方がいらっしゃるかという質問に関しては、現在まで1件もございません。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） わかりました。

質問の中の2番目にかかわることではありますが、18%は、この第2段階であるということの中で、30分の13という人数がこの22年度の第2段階の方の滞納者の割合であります。やっぱり多いのだと思うのです。そして深く検討していないということでありましたけれども、このことについては、やはりちょっととても重要な意味があるのだと思うのです。普通推察されること、素直に考えて。やっぱり第2段階というのは、どういう方かという、その世帯に1人も住民税課税の方がいないそういう世帯でありますから、生活が大変なのだということがまず第一に推察される、そういったことになってくるのではないかなというふうに思います。この点については、やっぱり敏感になっていただいて、どうして滞納が発生するのか、そのことについてちゃんと押さえていただくことは、必要なのだというふうに思うわけでありまして。

それで、この滞納の金額、年々減っているということではありますが、22年度はご説明にもありましたように滞納額は66万8,700円だったですね、30件で。対して、この不納欠損額のほうが81万9,000円というふうに滞納額よりも多いわけでありまして。21年度についても滞納額は、145万円という数字でありますけれども、不納欠損額111万円になっていて、ほぼ滞納額が大体毎年不納欠損額ということで処理されていく、そんな今流れに、この介護保険ができて11年の決算の中でなっているわけでありまして。こういうことであれば、私はやっぱり国保のときに、今、増田委員も主張がありましたけれども、制度として低所得者に対する減免制度があってしかるべきではないかなというふうに思うのですけれども、それに対する考えはいかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 非常に低所得者にとって負担が重いと、その部分に対しての減免制度の創設と

いうお話でございますけれども、この制度ができた当初からやはりみんなで支える、すなわちそれ相当の応分の負担をいただきたいというような形の中で、この制度が成り立っているというところがあります。

特に階層別には8段階9区分に分け、そのように制度の改正も行われ、できるだけ低所得者単位については、負担を軽くしようというようなこともされておりますので、現状の中で、新たな減免制度ということとは考えてはいないという状況でございます。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 応分な負担、そして介護保険の料金の設定の中で、低所得者に対する配慮はしているということは、いつもこのことについて質問したときにいただく答えでありますけれども、今も申し上げましたように、第2段階ということであれば、第4段階の半分の金額が保険料であります。半分の金額であっても、結局一覧となってくれば、保険料が高くて払えないのだということ、そして繰り返しになりますけれども、不納欠損と滞納額が近年大体変わらない金額になっているということであれば、これは最初からその保険料を低く、さらに低く設定して、そして保険滞納者だというような扱いに、思いをさせないような、そういった措置が必要なのだというふうに思うわけです。

今、保険料のことだけ言っていますけれども、まだ資料としては、ちゃんと示していただいているとはいっても、お願いもしていないわけでありまして、これが要介護ごとではなくて、収入段階ごととどんなサービス料を利用しているのかということになってくれば、きっとここも所得の多いところと低所得者のところは、収入が少ないということの中で、サービスも制限してしまうと、そういったことになっている、そんな傾向が出るのだというふうに思うわけでありまして。保険料そのものにやはり町がもっと敏感になって減免制度をつくること、このことは引き続き要請して訴えていきたいというふうに思うわけでありまして。

一般質問のときにも申し上げましたけれども、減免に三原則がある。それが、努力目標であると、努力した結果だめなら、それは介護保険の中で、さらに安い段階を設けるのか、福祉措置として違うところから財源を持ってくるのか、そういったことの中で、やっぱりここはそこのところを打ち破って、町民の暮らしを守っていくほうに向けていくべきというふうに考えるわけなのですけれども、減免三原則、それに対する方向性、改めていかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 三原則につきましては、これからも守っていかなければならないものだというふうに思っております。

ただ、介護保険全体、または社会保障全体、国自体も大変な状況になってきているということの認識はしておりますし、私どもも常に国のほうには、そういった意味で強く要請をしていると。すなわち今進めております社会保障と税の一体改革、このような中でいろいろと議論をされて、国から新たなその一つの考え方が示されるのではないかと、そのようなことに対して私どもも期待しておりますし、注視をしているという状況でございます。

制度上の中で、いろいろと所得の低い方にとってきついのではないかとという部分、これは私どもも理解をしておりますけれども、一つの制度を維持していくという考え方の中で、何とかご理解をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 今、第5期計画の保険料について、また議論が始まるころだというふうに思います。8段階9区分ということは、議論のスタートとして、もう入っているということは、一般質問の中でわかりましたけれども、今まさにこの時期が次の3年間を決める大事な時期なのだというふうに思います。

次の計画策定に当たって、町民の生活に敏感になっていただいて、そのことがしっかりと介護保険運営協議委員会に反映できるようにしていただきたいなというふうに発言させていただいて、終わりますけれども、何かあればおっしゃってください。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 鋭意努力をしていきたいというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 全般にわたっての関連もありますけれども、お尋ねいたしますが、介護保険制度ができて10年余、本当に制度が何回も変わってきて、実施される保険者としてもご苦労することは、本当に多かったのではないかとこのように思います。

そこで、今、谷口委員の発言にありましたように、第5期計画に入っていくということで、まだまだ被保険者のほうも、この制度の変わったことが定着しないうちに次に変わっていくというような流れで、高齢者の方たちのいろんな相談の中の大きい部分は、医療制度なのですけれども、中でもこの介護保険制度に対する不安ですとか、中身がわからないという声が非常に大きくあります。

私ども今一番心配するのは、保険あって介護なしの状況だけは絶対つくってはならないというふうに思うのです。

それで、今、第5期に向かって、今のこの決算が次の制度に生きていかなければならないということからお尋ねしていくのですけれども、新制度、来年度法改正がありまして、それで日常生活支援事業の創設というのが打ち出されてきました。これは、うちの町としては、まだどんなふうにするかこれからののだということが、今議会で述べられているのですけれども、これはやはり新年度からの大事な事業でありますから、その方向性、いつまでにきちっと出して、そして被保険者の方たちにきちっとお伝えをして事業を実施していくのか、そこはぜひ示していただきたいと思うのです。

それで考え方といたしまして、この制度は、総合支援事業ということ自体が非常に要支援の方たちを保険から外していく方向になるということでもありますから、こういう事業が私としては実施されたら大変なことになっていくだろうというふうに率直に思っております。その考え方について、いつまでにどうしようとされているか、伺います。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 一般質問の中でもお答えをいたしましたけれども、今、国は今秋、すなわち秋までに、また年度内にとこのような言い方で詳細がまだ示されていないというのが実態であります。その詳細が出てこないうちに私どものほうとしては、その事業に取り組むか取り組まないかの判断もできないということで、もうその方向性または内容、財源措置だとかいろんなものがすべて明らかになるまで表明できないということになります。その辺は、ご理解をいただきたいなど。できるだけ私たちも早い時期に、住民の皆さんにもそういった説明もしていきたいというふうに思っておりますので、それを待っているということをご理解いただきたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 今はっきりしていることは、この事業が、もしそれぞれの市町村独自の判断ということで出されておりますけれども、それを実施しないということになれば、従来どおりの介護保険制度、これの適用になっていくということですね。そうであるならば、従来どおりということは、今と変更がないということでもありますから、こういう選択をきちっとされて、早い段階で住民の方に示していくことは可能なのではないのでしょうか。こういう決断をされている自治体もあるということもさきに示しておりますので、うちの町としての選択のあり方が問われているのだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） もし、今現行の介護保険と、それから新しく出てくる事業、これが同じものであれば、新たに示す必要性はないのかなど、国のほうとして。やはりそこに新しい制度を導入したいという考え方には、それにはそれなりの理由等、それからメリット、デメリット、それが生じてくるのだろうというふうに思うわけです。ですから、私どもは、先ほどから申し上げますように、そういったものを両方を比較した上で検討していきたいという考えでおります。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 国の社会保障制度の一体改革の中の一環の介護保険制度の改革だと思うのですけれども、ご承知のとおり総額で年間2,000億円の削減をしていくという大前提に立っての制度の改定ということは、国民健康保険制度の中でもそうですし、介護保険制度の中でもそうですね。こういうものが連ねていくと、総枠の対象となる必要とする高齢者はふえていくにもかかわらず、予算の総額は減っていくという流れの中での改定でありますから、これはメリット、デメリットというふうに考えれば、これはデメリットが大きいということは、その流れからして当然察せられるものであります。

そういうふうに考えるのであれば、今の現時点のものをうちの町としてキープできるのかどうかということも大事な判断の材料になるのではないかと思いますのですけれども、その点だけは確認させていただきたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 何度もお話し申し上げておりますように、私どもとしては新たな制度に移行する場合には、それなりのメリット、町にとってではなくて住民にとってメリットがあるかどうか、これが一番大きな判断材料だと思います。そういった部分では、やはり出てきたものを見てから判断をさせ

ていただきたい、このことをご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 具体的に今見えていることは、日常生活支援事業の新設、それから介護予防、これは要支援者を介護保険から公費の抑制ということで外されるのが1点ありますね。

2点目は、24時間対応の定期巡回臨時対応サービスというのが出されてきました。これは正式な特養が名乗りを上げていているというようなこともございましたけれども、現実には今でも介護施設の人手不足というのは、ずっと取り上げられております。そういう中で、さらに人手を必要とするこういう事業が実質的に可能かどうかというふうになれば、これは難しい、絵にかいたもちにならざるを得ないということが二つ目にあります。

それからもう一つは、介護職員による医療行為ということでもありますから、どの分野をとってもこれは相当なリスクをしょうものだというふうに考えられます。そういうことを判断の上に、次の結論を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありましたら。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ほかにないようですので、介護保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第6号、平成22年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成22年度幕別町簡易水道特別会計決算についてご説明いたします。

155ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算総額4億1,726万2,000円に対しまして、調定総額4億1,895万4,305円、収入済額4億1,830万287円であります。

157ページへ行きますと、歳出は、1款水道費と2款予備費の予算総額4億1,726万2,000円に対しまして、支出済額4億888万7,482円となります。

歳入歳出差し引き残額は、欄外になりますけれども941万2,805円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をいたします。

歳出から申し上げますので、171ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額4億1,716万2,000円で、支出済額は4億888万7,482円です。

1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理並びに整備に係る経費で、担当職員1名の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

次ページへ行きますと、13節の委託料は、各施設の管理点検委託業務のほか、幕別地区、忠類地区の水道台帳修正業務などです。

15節工事請負費では、細節1は検定満了量水器取りかえ工事305カ所分、細節3は幕別簡易第2送水ポンプ場機械・電気工事及び配水管工事、細節4は忠類東部地区道管畑総事業に伴う町施行分の配水管布設工事です。

16節原材料費、細節2は検定満了量水器の305戸分の費用、細節3は量水器ボックス120個分の費用、19節負担金補助及び交付金の細節4は、忠類東部地区道管畑総事業による用水整備にかかわる負担金です。

175ページへ行きますと、2款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出についてはありません。

次に、歳入について申し上げます。

159ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、予算額1,000円に対しまして、収入済額はゼロ円です。

161ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額7,848万1,635円に対しまして、収入済額は7,782万7,617円です。

駒島ほか4地区の1,074戸分の使用料、滞納繰越分で現年分の収納率は、99.46%です。

2項手数料、調定額14万4,000円に対しまして、同額収入で設計手数料です。

次のページ、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億7,838万9,000円に対しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金です。

次のページ、5款繰越金、1項繰越金、調定額432万6,652円に対しまして、同額収入で前年度繰越

金であります。

次のページ、6 款諸収入、1 項消費税還付金、調定額 441 万 3,018 円に対しまして、同額収入であります。

169 ページです。

7 款町債、1 項町債、調定額 1 億 5,320 万円に対しまして、同額収入で、幕別簡易水道事業債、忠類簡水整備事業債などあります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、簡易水道特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 22 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 22 年度幕別町公共下水道特別会計決算について説明をいたします。

178 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの予算現額 11 億 2,924 万 1,000 円に対しまして、調定総額 11 億 5,599 万 4,086 円、収入済額 11 億 3,497 万 4,757 円であります。

次のページへ行きまして、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 11 億 2,924 万 1,000 円に対しまして、支出済額 11 億 2,537 万 6,752 円あります。

歳入歳出差し引き残額は、欄外にありますけれども 959 万 8,005 円あります。

それでは、歳入歳出事項別について申し上げます。

歳出について、196 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 7,820 万 9,000 円で、支出済額は 7,757 万 6,286 円あります。

1 目一般管理費、本目は下水道施設の管理に要した経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、19 節の負担金補助及び交付金の細節 6 は十勝川流域下水道に係る十勝環境複合事務組合負担金、細節 7 は下水道使用料収納業務等負担金であります。

198 ページへ行きまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額 1 億 3,765 万 5,000 円で、支出済額は 1 億 3,651 万 7,730 円あります。

1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 2 名の人件費のほか、13 節委託料では、汚水排水整備に係る調査設計委託料のほか、処理場の長寿命化計画実施計画の策定や下水道の事業認可変更に係る委託料であります。

15 節工事請負費では、雨水汚水排水整備に係る工事のほか、中継ポンプ場の機械・電気設備の更新工事あります。

19 節負担金補助及び交付金では、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。

続きまして、2 項下水道管理費、予算現額 9,800 万 4,000 円で、支出済額は 9,601 万 1,054 円あります。

200 ページへ行きまして、1 目浄化センター管理費、本目は幕別町処理区における浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は 63 万 6,000 トンで、前年より 3 万トンの減であります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区の中継ポンプ場の維持管理経費であり、十勝川浄化センターへの年間圧送量は 152 万 3,000 万トンで、前年より約 9 万 9,000 トンの増であります。

3 目管渠維持管理費、本目は雨水排水ポンプ場、汚水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要した経費であります。

次のページへ行きまして、15 節工事請負費では、汚水管や公共ます、マンホールの新設、補修を行ったもので、公共ます、マンホールの補修については 109 カ所を実施しております。

204 ページ、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 8 億 1,527 万 3,000 円で、支出済額は 8 億 1,527 万 1,682 円あります。

起債償還の元金利子であります。

1 目元金、2 目は利子であります。

206 ページ、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はございませんでした。

次に、歳入であります。

182 ページをお開きください。

1 款負担金及び負担金、1 項負担金、調定額 266 万 3,340 円に対しまして、収入済額は 135 万 5,260 円、収入未済額は 130 万 8,080 円であります。

1 目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金で、現年分の負担金収納率は 94.90%であります。

184 ページへ行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 1,842 万 5,216 円に対しまして、収入済額は 2 億 9,871 万 3,967 円で、収入未済額は 1,955 万 3,174 円であります。

現年度分の使用料収納率は 98.04%であります。

次のページ、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 4,243 万 3,125 円に対しまして、同額収入であります。

下水道建設費の国庫補助金であり、補助率は 2 分の 1 であります。

次のページへ行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 2 億 7,464 万 7,000 円に対しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金です。

190 ページ、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 439 万 5,299 円に対しまして、同額収入で前年度繰越分であります。

次のページ、6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 500 万円に対しまして、同額収入であります。

水洗化改造資金の貸付金の元金収入であります。

2 項雑入、調定額 143 万 106 円に対しまして、同額収入で、浄化センターに設置してあります水道施設の中央監視装置に係る電気料及びマンホール移設補償費が主なものであります。

次のページ、7 款町債、1 項町債、調定額 5 億 700 万円に対しまして、同額収入で、1 目都市計画事業債は公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債であります。

2 目資本費平準化債、3 目は下水道事業債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17 番（増田武夫） では、1 点だけお聞きしておきたいと思えます。

平成 22 年から下水道料金が 15%値上げになりました。この審議のときにも申し上げたわけでありませうけれども、下水道料金のその改定というのは、年々状況がよくなっている中での 15%の値上げであるということも、その当時平成 22 年度の予算編成のときに指摘させていただいたわけでありませうけれども、この決算を見ますと、使用料及び手数料では、単年度、現年度のその収入未済額が 592 万円、約 600 万円であります。過年度の収入滞納繰越分を見ますと、1,363 万円でありまして、平成 22 年度の収入未済額がやっぱりその値上げによって相当ふえたのではないかというような印象を持っております。

そうした点で、滞納状況が前年度それ以前と比べてどうなったのか、お示しいただきたいと思えます。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 下水道料金の未済額でございますけれども、今年度の収入額が 98.04%でございます。それに対しまして 21 年度が 98.39%、20 年度は 98.33%ということから行きますと、約 0.3%程度確かに下がっている状況にあるのかなというふうに思えます。これについては、料金改定だけが原因なのかどうかということについては、ちょっとわかりませんが、景気情勢いろいろなものがあるのだろうなというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 増田委員。

○17 番（増田武夫） これに対する対策として、一般会計の中で扶助費という形で水道料と同じような処置がとられたということは承知してはおりますけれども、いずれにいたしましてもほかの会計と同じような点で、これからも収入未済額がふえていかならないような措置を検討していかなければならないのではないかと。これまで不納欠損額が比較的少ないようでありませうけれども、これもふえていく結果になってしまうのではないかとということも心配されるところであります。今後しっかりと低所得者対策をとることを求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 下水道会計でございますけれども、これについては、基本的には独立採算制ということで、負担の平等というような形で考えてございますので、この会計の中での減免等については考えてはおりません。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

○17番（増田武夫） はい。

○委員長（牧野茂敏） そのほかありましたら。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ないようですので、公共下水道特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時30分まで休憩をいたします。

15:18 休憩

15:30 再開

○委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第8号、平成22年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 公共用地取得特別会計につきましてご説明申し上げます。

209ページをお開きください。

平成22年度幕別町公共用地取得特別会計決算についてご説明申し上げます。

歳入、第1款繰入金、2款繰越金、歳入合計で調定額1,738万9,350円、同額収入であります。

次のページをお開きください。

歳出、1款公債費、2款予備費、歳出合計で予算現額1,739万円に対しまして、支出済額1,738万9,350円であります。

欄外の右下になりますが、歳入歳出差し引き残額ゼロ円であります。

なお、本会計につきましては、平成22年度末をもって計上すべき予算がなくなりましたことから、本決算年度をもって廃止されたところであります。

次に、217ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書、歳出であります。

1款公債費、1項公債費、予算現額1,739万円に対しまして、支出済額1,738万9,350円であります。

1目元金は、平成11年度に札内9号南通街路整備事業の用地取得及び移転補償のために借り入れした公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

2目利子は、起債償還利子であります。

次のページであります。

2款予備費、1項予備費、予算現額ゼロ円で、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入であります。213ページにお戻りください。

213ページ、歳入であります。

1款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1,728万1,992円に対しまして、収入済額も同額であります。

起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

次のページになります。

2款繰越金、1項繰越金、調定額10万7,358円に対しまして、収入済額も同額であります。繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、公共用地取得特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

認定第9号、平成22年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明いたします。

222ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額1億6,487万円に対しまして、調定額

1億6,503万838円で、収入済額は1億6,471万8,238円であります。

224ページへ行きまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算現額1億6,487万円に対しまして、支出済額1億6,349万8,875円であります。

欄外でありますけれども、歳入歳出差し引き額は121万9,363円であります。

それでは、事項別明細について、歳出から申し上げます。

238ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額465万6,000円で、支出済額は434万2,106円であります。

1目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年は6基分の設置補助金と1基分の貸付金を交付しております。

次のページ、2款事業費、1項排水処理施設費、予算現額6,100万8,000円で、支出済額は6,072万5,110円あります。

1目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、本年は22基分の整備工事を行っております。

2項排水処理管理費、予算現額4,417万7,000円で、支出済額は4,350万4,562円あります。

次に、1目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費でありまして、次のページ、13節委託料は、22年度建設分も含め621基分の維持管理を行ったものであります。

次のページ、3款公債費、1項公債費、予算現額5,492万9,000円で、支出済額は5,492万7,097円あります。

起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1目元金、2目利子であります。

次のページ、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出については、ありませんでした。

次に、歳入について、226ページでございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、調定額292万8,000円に対しまして、同額収入であります。

内容は受益者分担金であります。

228ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2,328万8,900円に対しまして、収入済額は2,297万6,300円あります。

排水処理施設の使用料であります。

230ページ、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額9,247万9,000円に対し、同額収入で、一般会計繰入金であります。

次のページ、4款繰越金、1項繰越金、調定額62万5,891円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

次のページ、5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額400万円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、調定額50万9,047円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

次のページ、6款町債、1項町債、調定額4,120万円に対しまして、同額収入で、排水処理施設整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） ないようですので、個別排水処理特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

認定第10号、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長

○水道部長（高橋政雄） 平成22年度農業集落排水特別会計決算について説明をいたします。

249ページをお開きください。

歳入は、1款使用料及び手数料から4款繰越金までの予算総額6,711万円に対しまして、調定総額6,731万3,384円で、収入済額は6,715万8,992円あります。

次ページ、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算総額6,711万円に対し、支出済額6,659万8,133円となります。

欄外、歳入歳出差し引き額は56万859円あります。

それでは、事項別について説明をいたします。



歳出であります。

261 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 39 万 1,000 円で、支出済額は 30 万 9,451 円であります。

1 目一般管理費、本目は農業集落排水事業にかかわります事務的経費であります。

次のページ、2 款事業費、1 項排水処理管理費、予算現額 3,188 万 5,000 円で、支出済額は 3,155 万 5,112 円であります。

1 目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であり、年間処理量は 11 万 9,269 トンで、前年より 3,076 トンの減であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本目は既に整備をいたしました污水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要した経費であります。

15 節工事請負費では、既設の公共ます 16 カ所、マンホール周辺の舗装 7 カ所の補修を行ったものであります。

次のページ、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 3,473 万 4,000 円で、支出済額は 3,473 万 3,570 円であります。

これは起債償還の元金及び利子にかかわる費用であります。

次のページ、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額はゼロ円であります。

次に、歳入についてであります。

253 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,632 万 724 円に対しまして、収入済額は 1,616 万 6,332 円で、収入未済額は 15 万 4,392 円であります。

539 戸分の農業集落排水処理施設使用料収入であります。

現年分の収納率は 99.26%であります。

次のページ、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2 万 5,274 円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業費償還基金利子であります。

257 ページ、3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 289 万 6,906 円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 4,698 万 5,000 円に対し、同額収入で、一般会計の繰入金であります。

次ページ、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 108 万 5,480 円に対し、同額収入で、前年度の繰越金であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（牧野茂敏） 質疑がないようですので、農業集落排水特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

認定第 11 号、平成 22 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 22 年度幕別町水道事業会計の決算についてご説明をいたします。

274 ページをお開きください。

平成 22 年度の幕別町水道事業会計の損益計算書であります。

下段の 3 行目になりますけれども、平成 22 年度の当年度純利益は 4,815 万 6,335 円となりましたが、前年度の繰越欠損金が 10 億 1,153 万 2,868 円でありましたことから、当年度未処理欠損金は 9 億 6,337 万 6,533 円となったところであります。

なお、高料金対策補助金が、平成 23 年度以降も現在のところ見込まれる予定でありますほか、十勝中部広域水道企業団からの受水単価の改定なども踏まえ、今後も安定した経営を図ってまいりたいと考えているところであります。

次、280 ページをお開きください。

平成 22 年度の幕別町水道事業の報告書であります。

総括事項としての詳細となりますけれども、経常収益につきましては、次のページ、282 ページの下段の表、水道事業収益は 6 億 6,418 万 4,300 円で、前年度 5 億 8,960 万 7,095 円に比べ 7,457 万 7,205 円、12.6%の増であります。

その主な要因は、1項給水収益使用料の985万4,540円の増及び2項他会計補助金であります高料金対策補助金6,118万8,000円の増額によるものであります。

経常費用につきましては283ページの表、事業費用は6億1,602万7,965円で、前年度6億2,247万37円に比べ644万2,072円の減であります。

その主なものは、2項支払利息、起債償還利子693万4,255円の減少によるものであります。

有収率につきましては、前のページの上段の表であります。漏水調査の継続実施と漏水箇所5カ所の修理をした結果88.6%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理などに万全を期してまいりたいと考えております。

284ページへ行きまして、平成22年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

初めに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益5億107万1,064円でありまして、8,874戸の水道使用料であります。

なお、収納率は97.77%であります。

3目その他営業収益は785万5,972円であります。

加入者負担金が主なものであります。

2項営業外収益、2目他会計補助金1億3,391万9,000円は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

7目雑収益2,123万7,607円でありまして、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次に、支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費2億2,011万2,037円あります。

本目は、浄水の受水に係る経費でありまして、主なものといたしましては、28節負担金は企業団責任水量増にかかわるものであり、29節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用であります。

2目排水及び給水費2,760万9,272円であり、主なものといたしましては職員1名分の人件費、13節委託料は、水道台帳修正業務と施設管理委託料及び上水道漏水調査業務であります。

16節修繕料は、配水管の漏水修理費であります。

286ページへ行きまして、5目総係費3,748万560円あります。

主に職員2名分にかかわります人件費、13節委託料は、検針業務に係る費用であります。

6目減価償却費2億4,862万687円は、有形、無形固定資産に係る減価償却費であります。

7目資産減耗費1,005万9,525円で、これは配水管の布設がえ等により、固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息7,214万5,884円は、企業債の償還利息であります。

次のページへ行きまして、平成22年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債は2,650万円あります。

本目は、配水管布設にかかわります企業債の借入金であります。

6項負担金、1目負担金2,693万1,370円は、水道管移設にかかわります工事負担金であります。

次のページへ行きまして、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費6,168万5,487円の主なものは、札内中央公園通ほか16路線、1,781メーターの配水管布設及び布設かえにかかわります費用であります。

2目営業設備費2,714万6,327円であり、1,453件の検定満了量水器の購入及び取りかえにかかわります費用であります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金1億1,488万6,436円は、企業債の元金にかかわります償還金であります。

以上、平成22年度の幕別町水道事業会計決算について説明をいたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 水道事業会計につきましては、平成20年ですか、料金改定も行いまして、それまでも我が町の水道料金は、十勝管内の中では決して安いほうではなく、むしろ高い状況にあったのですけれども、改定されて22年を迎えております。

この間、負担が重たいということで、扶助費などで予算化されまして、低所得者対策などもとられて

きたところでありますが、この水道がやっぱり高いという背景には、広域事業団からの原水の料金が、ここでは2億2,000万円ですか、高い水を買わざるを得ないということから高料金になってきている流れがあると思います。

先ほどの一般質問の中でも、この高い原水が将来どうなっていくかという点で、単価の改定もあるやに発言をなされておりました。

また、その高料金対策の営業収入の中に入ってきているお金も約8,000万円あるということで、これも将来的に継続されていくのかどうかということが今後の料金負担に直接影響が出てくることだというふうに思います。

それで、なかなかこの水道事業の原水がどうなるかというのは、この議会の中で明らかにされてくるのが少なく、決算、予算のときに金額は出されておりましたけれども、これは中部事業団のほうで決められて、提起されてきている、あるいは他の町村と議論の上で、我が町の必要水量を、その権限を得ているという流れもありますので、そういったことも含めまして、今後のその見通しをこの時点で伺っておきたい。

特にその原水の単価の改定については、どんな方向で進んでいるのか、伺いたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 十勝水道広域企業団からの受水単価でございますけれども、これについては、5カ年、5カ年というような形で見通しを立てております。その中で、今回の5カ年といいますのは、平成26年まで、それ以降また5カ年という形で、10年間を見通しての単価改正ということで聞いておりました、この中では、受水単価、従量料金につきましては、時期5カ年を見通しての単価というふうに聞いておりますので、平成26年、27年からの5カ年も含めて、今の単価は維持されるというふうにお聞きしております。

また基本料金単価でございますけれども、これについても今回月当たり1トンにつきましては、1,000円から860円という形の減額になってございますけれども、これについては次期5カ年、ですから27年次におきまして、また見直しがされるというふうにお聞きをしているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そうしますと、従量料金の単価は、今後、平成26年までは変わっていかないけれども、今の負担金のほう、それが1,000円から単価860円になっていると。こういうことは、総体で見れば原水、買っている水の料金そのものが引き下がっていくというふうに押さえてよろしいのですね。そうすると、そのことが我が町の水道会計の安定経営も含めまして、また料金にも反映できるという見通しがあるというふうに思っておりますのでよろしいのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 申しわけございません。私ちょっと言い方が悪かったのかもわかりませんが、従量料金につきましては、差し当たって今回の単価改正については、26年までということですが、次期の5カ年、27年からの5カ年計画におきましても、この単価が維持されるというふうにお聞きしております。

ただ、基本料金1万300トンという基本量を持ってございますけれども、これに対する基本料金については、26年までは現在の単価が維持されますけれども、27年については、その段階で再度見直しをかけるというふうにお聞きをしているところでございます。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そうしますと、今の時点では、現状の維持の方向で27年以降も行くということなのでしょうか。原水が単価が下がっていくという可能性はないのですか。

○委員長（牧野茂敏） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 従量料金、単価のほうですね、これにつきましては、差し当たり27年からの5カ年も、今回22年からの見直しでいきますと35円から28円に変わったわけでございますけれども、これについては、その時期5カ年についても維持されるというふうにお聞きしております。

○委員長（牧野茂敏） 中橋委員。

○15番（中橋友子） さきの一般質問の中で、次期を含めて単価改定があるやに受けとめたものですから、それで負担が下がっていくのかなというふうに期待したのです。今のご答弁ですと変わらないし、基本料金がどうなるかと、これだけなのだということなのですから、それだけなのでしょう。

音更町が例によって下がっていったという実態があるものですから、うちの幕別町民の期待も寄せられているところなのですから、間違いはないですか。

- 委員長（牧野茂敏） 水道課長。
- 水道課長（田中光夫） 間違いございません。
- 委員長（牧野茂敏） 中橋委員。
- 15番（中橋友子） 前回の質問のときの副町長の答弁の中では、料金改定という言葉が明確に使われていたと思うのです。その使われた言葉には、やはりそれなりの背景があってお話しされたと思うので、そのところを伺いたいのです。
- 委員長（牧野茂敏） 水道部長。
- 水道部長（高橋政雄） 先ほど課長のほうから説明あった部分については、料金2本立てになっておりまして、もともと責任水量1万300トンというものの料金にける単価と、1トンずつかかる料金というのが従量料金ということでございます。その従量料金については、今回20%、32円が27円になったということでございまして、それは26年度以降も中部のほうでは維持をしていきたいという今の考えです。
- ただし、先ほど言いました1万300トンの責任水量の部分につきましては、現時点の中では、それを見直す、見直さない、維持していくという判断はできないということでございます。それで、当然、原水費が安くなるということでいった場合、それをどういうふうに出の料金にはね返すのだということのご質問だと思いますけれども、これは毎回説明を申し上げておりますけれども、欠損金がいわゆる10億円あったものが、やっと9億円になってきたという意味では、もう少し様子を見させていただいて、料金の改定もあり得るという前提のものもありますけれども、今当分は、この料金でかけさせていただいて、負担をお願いしたいというのが今の現状です。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。
- 15番（中橋友子） いやいや、わかりました。
- 委員長（牧野茂敏） ほかに。  
（なしの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） ほかに質疑がないようですので、以上をもって水道事業会計を終了させていただきます。
- これで、特別会計の審査を終了させていただきます。  
以上をもって、全会計の審査を終了いたします。  
これより、採決をいたします。  
お諮りいたします。  
認定第1号、平成22年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することとご異議ありませんか。  
（異議ありの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 異議がありますので、起立により採決をいたします。  
本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）
- 委員長（牧野茂敏） 起立、多数であります。  
したがって、平成22年度幕別町一般会計決算については、原案のとおり認定することと決定いたします。  
次に、お諮りいたします。  
認定第2号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。  
（異議ありの声あり）
- 委員長（牧野茂敏） 異議がありますので、起立により採決をいたします。  
本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）
- 委員長（牧野茂敏） 起立、多数であります。  
したがって、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。  
次に、お諮りいたします。  
認定第3号、平成22年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成 22 年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 4 号、平成 22 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成 22 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 5 号、平成 22 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(牧野茂敏) 起立、多数であります。

したがって、平成 22 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 6 号、平成 22 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成 22 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 7 号、平成 22 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(牧野茂敏) 起立、多数であります。

したがって、平成 22 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 8 号、平成 22 年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成 22 年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 9 号、平成 22 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成 22 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することと

決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 10 号、平成 22 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成 22 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 11 号、平成 22 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(牧野茂敏) 異議なしと認めます。

したがって、平成 22 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成 22 年度幕別町各会計決算、認定第 1 号から認定第 11 号までの 11 議件の審査をすべて終了いたしました。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2 日間にわたり審査に際し、終始熱心に審査をいただきました。心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

ふなれな委員長でありましたが、皆様のおかげをもちまして、無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

まことにありがとうございました。

これもちまして、平成 22 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

16 : 07 閉会